

部 落 解 放 の た め に

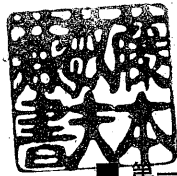
第一部 部落問題とわれわれ
—全学連の自己批判—

第二部 部落解放・日帝打倒へむけて

第三部 闘いの記録

第四部 資 料

全 学 連 中 央 書 記 局



部落解放のために

全学連中央書記局

■第一部 部落問題とわれわれ—全学連の自己批判—

- 3 われわれが死をもって訴えるものは何か / 全国部落解放研究会連合
- 4 部落解放闘争を推進せよ—自己批判と闘いの決意 / 全学連中央執行委員会
- 12 事 実 経 過

■第二部 部落解放・日帝打倒へむけて

- 17 荊 の 道 / 杉 進也
- 30 部落は告発する
- 34 今日の部落と狭山差別裁判糾弾闘争 / 全国部落解放研究会連合
- 40 革命的暴力は闘う部落民の根源的な権利だ / 杉 進也
- 44 狭山差別裁判実力糾弾への道
- 49 映画「橋のない川」徹底糾弾 / 上映阻止にむけて / 全国部落解放研究会連合
- 53 浦和地裁糾弾闘争・大阪地裁公判闘争への基調
- 61 日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望
- 74 部落解放運動への連帯とは何か
 - (その1) 部落解放運動への連帯とは何か
 - (その2) 支持共闘会議アピール
 - (その3) 7・4人民連帯集会の成功をかちとるために

■第三部 闘いの記録 —「前進」から—

- 89 総理府包囲闘争 / 68. 8
- 89 豊中高校差別教育糾弾闘争 / 69. 7
- 90 浦和地裁占拠闘争 / 69.11
- 91 東京高裁糾弾闘争 / 70. 4-7
- 93 6.12革共同集会での挨拶 / 70. 6
- 93 7・4人民連帯集会 / 70. 7
- 96 「橋のない川」上映糾弾闘争 / 70.11

■第四部 資 料

- 99 水 平 宣 言
- 100 部落解放同盟要求綱領
- 101 部落解放同盟全国大会決議
- 102 全学連第28回大会議案

■あとがき / 全学連中央書記局

表紙写真は、71年1月15日、
関西における入管闘争の先頭
にたつ関西部落研連合百名の
部隊

革命的共産主義者同盟全国委員会政治機関誌

共産主義者 21号

定価 380円

特集 / 入管闘争の前進のために

■日韓条約—法的地位協定粉碎、入管法再上程阻止・

入管体制粉碎のために闘おう

■入管闘争の中間的総括と更なる深化と発展のための

諸問題について

■日本帝国主義の南朝鮮・台湾再侵略について / 白井 朗

■帝国主義的民族主義へ転落した革マル派 / 秋口 純

■排外主義的高校教育を糾弾する。 / 反戦高協中央書記局

○沖縄返還協定粉碎・四月調印阻止のために

○台頭する反革命を武力で粉碎せよ—三島事件にたいするわれわれの見解

○日帝のアジア再侵略と自衛隊

○三里塚農民群像 / 高田隆志

○公害闘争推進のために / 秋口 純

○奏野の都知事選立候補の野望を粉碎せよ

●書評

「朝鮮人強制連行の記録」 和 島 修 二

「米国軍隊は解体する」 柏 木 俊 秋

—書評—

写真集

好評発売中！

七〇年安保決戦

1969年10・11月→1970年6月

第一部 闘いの記録

1. 1970年6月決戦
2. 11月決戦、きりひらかれた地平
3. 沖縄現地、奪還闘争の最前線

第二部 闘いの総括と展望

A 5判 140ページ定価350円

前進

日本革命運動の
新時代をひらく
闘う労働者の新聞
週刊・月曜日発行 定価一部六頁五〇円
購読料一年三〇〇〇円 半年一五〇〇円
革命的共産主義者同盟全国委員会機関紙

前進社

東京本社	豊島区東池袋2-62-9	(03)984-8651(代)	振替	東京88857
関西支社	大阪市北区中崎町161	(06)371-7558	振替	大阪16016
中国支社	広島市大手町5-12	(0822)41-4578	振替	広島30027
九州支社	福岡市祖原15-26	(092)83-0454	振替	福岡18659

闘う全学連

350円

第九集 発売中！

全学連第28回定期全国大会報告決定集

全学連第28回定期全国大会は、日比谷野音を埋めつくす五千余の学生によって歴史的な成功をかちとった。六月決戦勝利の教訓を正しく総括し、日帝のアジア侵略を明解に分析した本大会は、今秋入管決戦の方針を大胆にうちだし、そのための一切の態勢を構築した。入管決戦の指針を明きらかにした議案書をはじめ、大会中に行なわれた破防法裁判に関する訴え、革共同陶山政治局員の記念講演、諸戦線からの報告などすべて収録。

全学連の歴史を知るために

『闘う全学連』バックナンバー

第四集(18回大会、61・12) 200円 第五集(19回大会、62・7) 200円
第六集(22回大会、68・7) 300円 第七集(23回大会、68・12) 280円
第八集(25回大会、69・7) 350円

全学連中央書記局情宣部

第一部

部落問題とわれわれ

—— 全学連の自己批判 ——

■われわれが死をもって訴えるものは何か / 全国部落解放研究会連合

■部落解放闘争を推進せよ—自己批判と闘いの決意 / 全学連中央執行委員会

■事 実 経 過

マルクス主義学生同盟中央機関誌

中 核

68号
発売中
200円
(〒50円)

六月決戦の勝利をうち固め

日帝のアジア侵略を内乱に
転化する闘いに勝利せよ

《資料と解説》

入管闘争の飛躍的前進のために

在日アジア人民への抑圧・弾圧の激化とわれわれの任務

社会経済構成体の『発展』諸段階に

ついての試論

「資本制生産に先行する諸

形態」をめぐって

山本卓雄

《学習欄》

マルクス主義古典学習のために 編集局

67号発売中 200円(〒50円)

マルクス主義国家論と日帝統治形態の今日的諸問題：西沢康一 /
中国共産党批判：春山史郎 / 在日朝鮮人運動との連帯のために：
川口頭 / 農業Ⅱ農民問題のプロレタリア革命的指標：中谷純二



不許觸穢者入 1876(明治9)年に香川県
丸亀市の田湖八幡宮に建立された石碑。

われわれが死をもつて訴えるものは何か

序にかえて

全国部落解放研究会連合

私たちのきょうだい、広島県三次市の弓場美恵さんが抗議自殺した。昨年十二月十二日だった。彼女は、一般の男から求愛されていたが、高校三年生になってから、交際することを許諾した。その時同時に彼女は、自分が部落出身者であることも彼に告げた。男とその家族らは、たちまち相をかえて、交際できない旨、彼女の下宿に来て通告した。彼女の愛をふみにじり部落民を侮蔑して去った。われわれは、このような悲劇と屈辱を幾千万回も経験し続けてきた。彼女は決然と涙を流しながらこの痛切な屈辱を訴えた。三次高部落研に入り、部落解放同盟の青年部の運動に参加した。彼女は狭山差別裁判糾弾闘争を各地の部落や街頭で訴え、学校がとり組もうとした差別映画「橋のない川」糾弾の闘いを展開した。彼女は解放の戦士たらんとした。だが彼女は、昨十二月十日に服毒自殺未遂の後、「私は絶対に死なない」と部落研の友に云いつつも翌十一日夜中、遂に最期の薬を飲んだ。彼女は死んだ。この世に多くの夢を残しながら、「重い差別のなかで」倒れた。この世の差別をのりながら。

部落青年として、われわれは、むろん決して死んではならない。彼女の死を肯定してはならない。どんなことがあっても、生きて闘い、勝利の日をむかえねばならない。だが、のろい、抗議して死んだきょうだいの死を、われわれは心をこめて哀悼すると同時に、この死の意味を帝国主義の差別社会にたたきつけ、生かさねばならないのだ。弓場さんのようにして死に追いやられた部落青年は、多くは、それぞれの家族の哀しい、憤りと苦しみ思い出の中にのみ生きてきた。だがいま、われわれはこのような部落民の死を、全国民に抗議する。幽明はるかにへだつとも彼女の霊は差別者を糾弾し続け、われわれ部落大衆の運命を見守り、激励しているのだ。しかし、われわれが死をかけて訴えているのは、何も全ての人間が、自己の戦いの部署を捨てて、部落解放運動をやれということではない。あるいは、「オレは差別者だ」などと大げさに苦しんでいるかの如きポーズをとって偽ることもない。おのれの階級的任務を、真に徹底的に闘い抜き、「人間とは何であり、何であるべきか」

という若きマルクスの問いに一ふのすきもなく、単純、率直に肉迫すること、これこそ、われわれの期待することである。部落研の集會に、免罪の首を出して、部落問題をやって欲しいと思ひ込もうとする偽善者は、明治の巨大な農民闘争の中で、権力への大進撃が突如として部落への襲撃に転じ、結局自らの闘いを大敗北に至らした農民の愚劣さと闘うことも出来ないだろう。おのれの部署を根底的に人間的に闘う者に、どうして部落民を差別することが出来るよう。部落民の闘いを学び、自己のものとするとすることは、直接部落の解放運動に参加するかどうかは別として、自己自身の立場をより鮮明

にし、分裂支配をうち砕き、自己の個別闘争に勝利し、窮極の全社解放の事業を完遂する上で決定的なのだ。部落青年にとつて弓場さんの死は耐えがたい怒りなしには受取れない。我々は自己解放の闘いの不十分さを認識し、われわれの中から、自殺者を絶対に出してはならない。われわれは人々に訴える。部落民の解放は、それ自体目的であると同時に、それを闘うことはそれぞれの戦線の個別闘争の質を問い検証しうちきたえるものである。その意味で全学連議案書は、すべて（部落解放も、全学連の闘いも）を裏切つたのである。

部落解放闘争を推進せよ

自己批判と闘いの決意

全学連中央執行委員会

全学連中央執行委員会は、第二九回臨時全国大会の議案の部落解放闘争に関する報告の中で、部落解放闘争について語ろうとして極めて没主体的な差別文章を提起したことについて、大会討論を通して部落民・部落研の学友諸君の厳しい糾弾を受けた。討論によって、すでに議案の回収と自己批判を行なつたが、われ

われは、その犯した誤まりについてさらに討論を深め、深刻に自己批判し、それにしつかりふまた闘いの決意を、全ての部落民の皆さん、部落解放を闘う皆さん、そして全国の学友の前に明らかにしたいと思ひます。

一、自己批判

(1) なによりもまず、われわれは、部落民衆の苦しみと、しかしその悪条件の中から自己解放への闘いを闘っていることに對し、一般民としての自己の責任を痛感すべきことについて、全く無自覚であつたこと、そして、その無自覚が差別の状態をより一層強めており、そうした差別の状態をもつて、自己の安住の条件としているのだということへの反省がなかつたことについて、深く自己批判する。まさに、彼らの苦しみ、告発、糾弾こそ、われわれの安住の条件の上に立つ非人間的生活を鋭くつきだしているものであり、われわれが自己の人間解放をめざして闘おうとするならば、自己の不可欠の課題として、部落差別との闘い、部落解放闘争をしつかりと闘い、それが自己の必要なのだという自覚の欠落を自己批判する。

(2) この立場の欠落による第二九回大会議案の提起は、それによつて、自分たち、かつ一般民の差別の上への安住、その非人間的問題性について決りだすものとはなりえず、したがつてまたそれは、部落民衆の血の出るような要求について何ら具体的・主体的に受けとめることのできぬものとして、極めて客観主義的なそして抽象的な立場をもつものであることを、われわれは痛苦をもつて認める。

このような部落問題への接近は、差別的認識を自己の痛みを欠いた同情融和的なものとして引き出だしこそすれ、決して差別に対する自己の内外に渡る格闘の展開を生み出しはしない。その意味において、大会議案は差別を助長する役割をはたしている。

われわれは、それによつて、部落民の皆さん、部落解放闘争を闘う全ての諸君に重大な御迷惑をかけたことを心からおわびする。

(3) 以上の立場に立つて、われわれは大会議案と、その執筆の立場に自己批判的解剖を行ない、われわれの問題性を率直に明らかにしてゆかねばならないと思う。

まず第一に、われわれは、共産主義者たらんとするものとしての立場において、それが自己の一般民としての自己批判と二重の自己批判を意味するものであることについてはつきりとさせねばならない。すなわち、自己の無関心そのものが、実に差別を無視し、その上に自己の「人間解放」を問題とするということそのものの点検、変革として、部落解放闘争に学び、かつその主体へと自己を立たせる闘いとして、この自己批判を深めてゆくということではなければならぬ。議案冒頭の「日本社会の最底辺において人間としての位置を与えられることのなかつた民衆の存在について、その彼らの闘いが鋭く人間の声を有しているということについて認識を深め」ということの中で、主観的には部落解放闘争の自己解放の中にある秀れて高い人間性の内実を表現することを意図したのであつたが、しかし「人間の声を有している」という誤解を招くような表現しかとりえなかつたこと、そのことによつて差別的立場を示したことに自己批判する。

そして、かかる文章を提示したことの重大さをはつきりと自覚し、その突破のために闘うことを、この二重の自己批判にふまえて、固く決意する。

(4) さらにわれわれは、共産主義者たらんとするものとしての自己批判なしに、『肉弾三勇士』などについてふれられぬことを確認する。

すなわち、革命的な水平社運動に対する日本の共産主義者の裏切りについて、それがスターリン主義的指導にもとづくものであったとしても、われわれは、われわれの問題として明らかにしてゆかねばならない。まさに水平社運動の後退という問題をぬきにして、『肉弾三勇士』の問題は明らかにされない。つまり、そうしたところに立たなければならなかった部落民の苦悩について、そこへ追いつめたわれわれの責任を痛みをもって受けとめねばならない。

その責任は、共産主義者たらんとするものとして、全国水平社運動の展開についての共産主義者のスターリン主義的歪曲、そして一般民内部における差別糾弾の展開を通して人民の階級性の鮮明化の闘いの喪失、まさにそれによって、部落民衆を絶望に追いやってという責任として、受けとめねばならない。

そのことによって、逆にわれわれは、自己の反スターリン主義者としての共産主義者たらんとすることの内容を、部落民の叫びに照しつつ、批判的に深めねばならないのである。

『肉弾三勇士』として最前戦に立たされてなお、福岡連隊内差別事件をはじめとする軍隊、戦地、戦後において差別は一層重たくのしかつていたのである。

このような『肉弾三勇士』とその背後にある差別と部落民の悲痛の叫びに対し、われわれの責任をかけて、主体的にかかわらずしてこの問題をとりあげたことを深く反省する。

表現の中に示される部落民の糾弾が鋭く、われわれ自身の存在の条件についてつきだしているものに対して、括弧をつけるという行為は、部落民の叫びに対し、無意識の内にもせよ差別への居すわりを意味するようなものであることを厳しく自己批判する。

これは、自己の存在条件、差別の上に安住しているということについての反省をこめた主体的把握の不充分性、言いかえれば、自己の人間の解放が何を指さなければならぬかについて、部落差別との関連の中ではつきりとえられていないことを示しているのであり、そしてまた、そうした自己の存在のあり方の非人間の実質を打ち砕く重大な道をさし示す部落解放闘争を、自己の部署においてさらには部落に入って推進してゆくことが自己の人間解放にとって、全く不可欠なのだということを示しているものである。このような意味をふまえて、『われわれは、『安住』、『自由さ』という表現が重大な誤まちであることを率直に反省する。

(8) したがって、以上の問題からして、本議案が、第二八回大会議案よりも後退し、何ら主体的な実践の方針を提示するものとなっていない、今日、具体的に部落解放闘争の進展を指し示す狭山差別裁判糾弾闘争について、実践的訴えを、全国学生に出しえなかったことは、部落解放闘争の推進に何ら責任のない姿勢の表われであることについてとくに責任を痛感する。

(9) 最後に、三〇〇万部落民の皆さん、部落研の皆さん、全学連に結集する全国の学友、全学連の先輩諸君に対し、全学連中央執行委員会は、全面的に自己批判し、この自己批判をしっかりと踏えて、

(5) つぎにわれわれは、同和対策の問題についても、極めて困難な差別された状態から一步でもその生活の条件の向上をかちとる闘いの意義の重たさについて、軽視があったことを反省しなければならぬ。

その一つ一つの諸施策をかちとる闘いでさえも、日帝の政策と激しく闘うことなしにはかちとることができないこと、その闘いに対し日帝は、その責任を回避し、ペテン的ごまかしをくりかえしていること。それをわれわれ一般民が許していること。このことについて、反省をこめた怒りをわれわれ自身ももって、同和対策の問題についてしっかりと取り組む姿勢なきまま、ただ政府への批判の一題材のごとき扱いにおいてのみ同和対策について取り上げた立場を改革しなければならぬ。

すなわち、われわれの差別の絶滅にむかつての主体的変革をかけた闘いの展開の立場なきまま、したがって、その同和問題における具体的かつ緊張ある認識と実践のないまま、極めて抽象的にこの問題を問題にしたことを深刻に自己批判したい。

(6) そうした点で、日共に対する批判も、彼らの部落解放闘争の展開と政策の破壊性、裏切り性へのきびしい批判となりえていないこと、したがって、人間解放の真の道を提示せんとする反スターリン主義をふまえた本質的批判になりえていないことを恥かしく思う。

(7) そういう中で大きな誤まちを犯したことを自己批判する。
『部落民の闘いが鋭く、『安住せる』人々を告発していること』という議案のなかの文章のうち『安住せる』または『自由さ』という

部落解放闘争の主体的推進の一つの軸となることによって、この誤まちと罪科を克服し、償ってゆくことを固く決意する。

一九七一年一月

二、部落解放闘争を推進せよ

(1) 部落解放闘争を自己の課題とせよ

われわれは、第二九回大会において犯した誤まちに対する自己批判にふまえ、部落解放闘争を自らの課題として徹底的に推進してゆかなくてはならない。

すでに、われわれは入管闘争のなかで、在日アジア人民が、日帝と日本人民の歴史の非人間的現実を鋭くつきだす生きた証人であることをつきつけられたのであるが、われわれは部落問題という日本人の内にある重大な問題性に対して、同時にわが主体をかけた接近を行なうべきことが問われているのである。

言いかえれば、入管問題を日本人の解放にとって不可欠のものとして闘い抜く立場は、また日本のプロレタリアート人民にとって部落差別にまみれた己自身の変革と、部落差別の現実との対決の実践的闘いが絶対的に要求されているのである。

日帝は、明治四年の「エタ解放令」による前近代的身分差別の法令的廃止を宣言したにもかかわらず、明治五年「壬申戸籍」によって部落民に対する「新平民」なる名称を冠して、差別をさらに続行せしめたのである。以来残存せる人民の身分差別意識を動員し、他方部落民に対する諸々の差別政策を展開することによって、この身分差別を温存してきたのである。むしろ日帝は、その遅れて出発した資本主義として、農村などの前近代的、非ブルジョア的な諸関係

を温存し、それへの犠牲の集中をもって帝国主義的發展の道を見出したのであるが、まさに部落差別こそは、そのための人民の分裂支配の最大のテコをなすものであったし、今日でもそうなのである。しかも、それは、地域、学校、軍隊、都市、農村、工場のすみずみにまで差別の網をはりめぐらし、一般民内部の差別意識を助長して遂行されてきたのである。

われわれは、まさに、この全社会を貫く身分差別の内に、われわれ自身が抱えられていることについて、そしてそのことによって、いかに多大な苦悩を部落民に与えているかということについての痛みをこめた自覚において、まずもって部落問題をつかみとらねばならない。帝国主義の差別政策とそれに無自覚なまま差別を行なう人々の存在を許すかぎりにおいて、われわれは差別者としての加担性を刻印されている。だが、このことこそ、プロレタリアート自己解放の闘いにとって裏切りの事態といわなければならない。

この身分差別としての部落問題について自ら徹底的に闘うことなしには、プロレタリアート人民は決して自己の階級意識を純化することはできないのである。

そうした立場において、部落差別の現実を見るならば、許しがたい差別が、産業において、就職において、結婚において、教育において、裁判において等々、全ゆる社会的領域において起っていることに限りない怒りと自責の念をわれわれは感じるのである。だが、それは、部落民のもつ、くやしさと苦しみ及ぶものではないだろう。

しかし、われわれは、部落解放の闘いを推進するにあたって、本当にこの部落民のくやしさに対する厳しい自責の念と、この差別を

容認し、さらに推進せんとするものに対する憤りをしっかりとたなければならぬ。

まさに彼らのこのくやしさと苦悩の中で、闘う部落民自身の自主解放の闘いのもつ厳しい批判にしっかりと学び、その闘いの積極的推進をわれわれは自己の課題としなければならない。

(2) 水平社の革命的意義を学ぶ

大正七年の米騒動を決定的契機とした日本階級闘争の戦闘化の中で、部落民は、諸々の日帝の同情融和とその裏面での差別の政策の展開に対し、これを拒否し、自主的な解放の闘いの団体、全国水平社を結成（大正十一年）した。

全国水平社の闘いは、差別の徹底糾弾の闘いを軸とし、まさに差別を助長し、これを容認するものに対し呵責なき糾弾をもって、部落民自身の覚醒を打ち固めるとともに、日本階級闘争の内実をすぐれて高い水準へとおしあげる内実をもっていた。「そうして人の世の冷たさが、何んなに冷いか、人間をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、心から人生の熱と心を願求礼讃するものである。」（水平宣言）という胸を抉るような主張は、その部落民の覚醒の偉大な精神を示すものに他ならなかったのである。

その闘いは、あらゆるものに対して非妥協的闘いを貫いた。

大正十二年三月、敵権力の手先「右翼国粋会」との武装闘争が展開された。部落民の嫁入行列に対する一般民の差別的言動に対する糾弾の闘いは、右翼・警察・軍隊そして一般民としての住民の襲撃に対する二千余名の部落民の結束した銃・日本刀等をふくむ奈良県一帯の戦場化をもって闘われたのである。内乱的死闘を辞さず彼らは闘ったのだ。

この水平社・国粋会闘争事件をはじめとして、学校内差別に対する、同盟休校、小作争議三大義務（義務教育・兵役・納税）拒否闘争、天皇・華族制度の身分撤廃闘争、工場争議、就職差別糾弾、地方行政への地域改善・生活要求闘争、そして、軍隊内差別に対する反軍・兵役拒否闘争差別裁判糾弾闘争と、闘いは燎原の火の如き熱をもつて闘われた。

大正十五年、福岡歩兵第二四連隊内差別糾弾の闘いは九州を揺がす大闘争として展開された。福岡の水平社の無産青年同盟員が歩兵連隊に入営し、直ちに差別事実を捉え、連隊当局に抗議するところからはじまった闘いは、連隊当局の違約とベテラン的な回答、によって、泥沼的死闘へと展開した。水平社は、九州各地での糾弾集会、労働者、農民団体へのよびかけ、さらに、全部落民をあげた総反撃によって闘いを広めつつあったが、その中で、部落民の闘いは当初の天皇下四民平等、軍人勅諭の精神を楯にして中心的に闘われていたものから、連隊当局の部落に対する演習時の宿舍忌避差別事件を経過することによって、極めて階級的な反軍隊の立場を強め、帝国陸軍に対する反軍闘争の様相を示したのである。

だがこれに対し、権力は突如「福岡連隊爆破陰謀事件」をデッチ上げ、水平社幹部に対する大逮捕弾圧を加えてこれを鎮圧せんとしたのである。

この軍隊内差別糾弾闘争が、明確に帝国主義軍隊解体を内に孕んだ闘いであること、そして死をもかけた部落民の差別への抗議の闘いが、それを推進したものであることについて、われわれは深くつかみとらなくてはならない。

すなわち、水平社に結集する部落自主解放の闘いは、すでに全水三回大会（大正十三年）の中で、朝鮮における身分差別としての白

丁（ビヤクチャン）の結社たる衡平社との連帯をかちとり、まさに日帝のアジア侵略の攻撃の中で、朝鮮人、中国人等に対する排外的敵対に抗する思想をつかみとり、具体的実践によってこのアジア侵略への鋭い反撃軸を形成してきたのである。

まさに、部落民の糾弾闘争、その自主解放の闘いは、兵営内の階級制の撤廃、政治的自由の要求にとどまらず、アジア侵略軍隊としての、アジア人民、さらには沖縄県民への差別的排外主義、分断思想を打ち砕く内容を、部落民への差別思想の襲撃に対する反撃のうちに形成してきたのである。われわれはこの偉業について、正しく評価し、部落解放闘争の革命的展開にしっかりと学びねばならない。

さらにわれわれは、司法権力の許しがたい差別の助長とそれへの糾弾の闘いについて、昭和八年の高松差別裁判糾弾闘争を学びねばならない。

「特殊部落民でありながら、自己の身分をことさらに秘し、甘言詐術を用いて彼女を誘惑したるものなり」という理由をもってする判決は、部落民という理由をもってする結婚差別の法的承認以外のなにものでもない。

この裁判所の暴虐なる身分差別に対し、水平社は、全国百八十二の闘争委を結成し、二十二府県代表者による「差別裁判糾弾全国部落代表者会議」をもって闘いを行なった。

大規模な全国行進と大衆集会の広汎な展開が、警察の悪らつな干渉をはねかえし闘い抜かれ、全国的な波及の中で、裁判長の退職、検事・署長の左遷、犠牲者の仮釈放をかちとつたのである。

まさに昭和八年という共産党弾圧の三・一五事件以降五年の暗黒支配の逆巻く渦の中で、激しく日帝の支配の根幹をゆるがしたこの

闘い、水平社運動の強靱な闘いの隊列についてわれわれは、敬意をこめて受けとめなければならぬ。

われわれは、この項の最後に、共產主義者たんとするものとして、戦時下水平運動の後退と、そのことによる差別状態へのプロレタリア階級人民の階級的対決の後退、そして、それら一切が部落民の上に重大な圧力としてのしかかり、部落民に一層の差別を強い、絶望の状態を強いたことについて、自己批判をこめて総括しなければならぬ。

一九三一年の日共の政治テーゼ草案にもとづく、身分組織としての水平社は解消すべきだとする「水平社解消意見書」と、三三二一による「部落委員会活動」「階級闘争と身分闘争」の二段階的分離と、部落問題の身分闘争、とりわけ経済闘争への押し込めは、まさに「左」右の重大な偏向と混乱を部落解放闘争の中に惹起させたのである。これらはいずれも、資本主義の下で身分的差別問題はなくなるという結論の上に、日帝の体制的幹にかかわる問題としてではなく、部分的問題としてこれに対応し、部落解放をたんに民主主義運動の水準へと引き下げる役割をはたしたのであった。だがこれは、日帝の急転するアジア侵略に対する対決の回避、そのアジア侵略体制構築にむかつての人民分断支配の強化としての一層の差別の強化に対し、水平社の後退——「部落厚生皇民運動」への転落をはき清めるものであったのである。それは同時に、プロレタリアート人民全体の学校、地域、工場、軍隊等々での差別に対する対決を通しての自己の階級性の鮮明化をも見失なわせ、部落民への差別は、狂気じみた極点にまで達したのであった。

われわれ共產主義者たんとするものは、この裏切りの日共の指

きたのであった。

まさに日帝の同和政策の実施さえ、激しくこれと闘うことなしにはありえず、部落民の要求の全面的獲得のためには、日帝そのものと対決せねばならないのである。

この日帝の同和政策のベテニ的・差別的な内容と、かつその実施の帝国主義的展開に対し、われわれは、部落民の生活への危機と一層強まる差別の苦しみの上につかりと足をふまえ、怒りをもって抗議し、闘わなくてはならない。

その同和策にはらまれる差別の拡大と分断支配の展開と闘うとともに、予算獲得をもつてことたりとする融和主義的傾向にもうちかつて、部落民の自主解放の闘いへの展開を展望する要求闘争として闘いの推進をすすめてゆくことが闘いとられねばならない。

(4) 狭山差別裁判糾弾闘争を推進せよ

六九年十一月、十一月決戦のなかで、狭山差別裁判実力糾弾、石川青年奪還の旗をかかげて、浦和地裁占拠闘争が、部落青年・全国部落研の英雄的闘いによってふき上げられた。

この闘いこそ、全国水平社運動の革命的伝統の復活を目指す、部落民の自主解放の闘いの展開を意味するものである。

この闘いの波紋はいま、七〇年十二月の狭山事件高裁公判における、部落解放同盟数千名の高裁デモへと発展して波及しつつある。そしてそれは帝国主義者の同和政策のベテニ的、裏切りの内実に対し、部落民の要求闘争の革命的展開への転換を形成する突破口をなしてきているのである。

昭和八年の高松差別裁判糾弾闘争の如く全国行進隊が全国部落を巡り、各地の部落民の闘いを鼓舞し、幾多の青年が闘いの隊列へと

導が、部落民に対する絶望の状態を強いたこと、その主体的突破としての水平社の革命的伝統に正しく学び、自責をこめて、この債務を償う闘いとして部落解放闘争の最先頭を断じて担うところにまで成長してゆかねばならぬことを決意しなければならぬ。

(3) 同和对策について

戦後の部落解放同盟を中心とする部落解放闘争は、地方行政への差別糾弾闘争、差別裁判糾弾、反基地闘争、学校差別に対する糾弾闘争、自衛隊内差別糾弾闘争の展開をはじめとして、動評闘争での教師との共闘、住宅要求闘争として闘い抜かれてきた。

すなわち、部落大衆の激しい大衆団交による地方行政権力への差別行政徹底糾弾の全国化は「部落解放国策樹立要請国民会議」の方向に向けられ(昭三三年)、同和对策審議会設置(昭三三年)、同対審答申(昭四十年)、同和事業特別措置法(昭四四年)制定の中で、答申の完全実施運動に集約された。

日帝の同和政策は、燃え上がる部落民の激しい闘いの前に、きわめてベテニ的にもせよ同和政策と予算措置を講ぜざるをえなくなつたのであるが、しかしそれは極めて不十分なものであり政策の実施を遅らせるばかりか、むしろ現実には、狭山差別裁判の如く、きわめて差別を助長することを放置、推進するという内実をもつものなのである。

そもそも同対審答申、あるいは特別措置法の実施すら、部落大衆の実に数十度に及ぶ対政府、数千度にわたる対自治体闘争の結果であり、またこれらの闘いがあつてこそ、不良住宅を一掃し、生活保護・更生資金・失対就労・奨学資金・技能修得資金等々を獲得し、幾多の差別の中で部落民の血のにじむ苦しみに対し、人権を守って

決起しつつある。

かくして部落解放闘争の新たな革命的展開の道がきりひらかれてつあるのだ。

だがわれわれは、この狭山差別裁判に対し七年にも渡る無関心というかたちをとった差別への加担の責任(それはまた一千年の長きに渡る身分差別の中で部落民の激しい怒りをもうけとめるものでなければならぬ)の自覚をまずもってしっかりとふまえなければならぬ。

それは石川青年の怒りの実質にふれるということなのである。

石川青年に加えられた警察、司法の差別はもとより、地域住民から弁護士までふくめた差別的偏見の上に、彼は死刑の汚名をきせられていたのである。

われわれは、この石川青年の限りなくやさしさに触れ、権力の全く許しがたい部落差別への怒りをたぎらせるとともに、かかる部落差別の存在を許してきている自己の問題性に激しく格闘を加えなければならぬ。それはまた、この石川青年の孤立無援の中での厳しい部落民としての自覚を一点の支えとした権力との大格闘、その中で自己変革のすざましい血のにじむような努力に示される強靱な偉大な精神にしっかりと学びと学ばなければならぬ。われわれは自己を切りさくようなこの叫びに対し、本当に答えなくては、人間解放の闘いなどありえぬことを強い自責の念をこめて、確認しなくてはならない。

「国民の多くは、私の事件は他人事としての領域以上の興味はありません。しかし部落出身者である私たち三〇〇万兄弟姉妹たちには、たまらない屈辱である筈です」(石川青年の手紙——「狭山

差別裁判(より)

この石川青年の、部落民としての人間的自覚こそ、権力に対する重大な反撃の拠点をなしているのである。これに添えずして、権力の差別と、それに動員され、それを許すプロレタリアート人民の未熟な階級意識は、より一層排外主義的、人民の分断支配への道をはききよめるものへと転化してしまうものである。

浦和地裁占拠の闘いこそそれに添える烽火である。その闘いは石川青年のくやしさをはらす闘いの一步であり、差別への激しい告発であり、そしてまた日帝への大打撃を部落民が準備していることの予告なのである。

われわれは、石川青年のうらみに応え、この浦和地裁占拠の闘いに学び、狭山差別裁判徹底糾弾の闘いの隊列を形成する主体的推進軸にならなければならない。

事実経過

昭和四五年十二月十七日より、東京板橋区民会館において、全学連第二九回臨時全国大会が開催され、第一日目、全学連中央執行委員会を代表して全学連書記次長松尾真が大会議案の提案を行った。その中で議案「第六章、諸戦線での闘いを全力をあげてとりくもう」の「第七節、部落解放闘争と連帯せよ」の報告がなされる。同日夜の地方ブロック討論において、九州ブロック及び中・四国ブロックで部落研の学友等から、議案前述部分が差別文書であるという批判がなされ、全学連中央が糾弾をうける。

一、批判の主旨

もって自己批判が終ったなど考えることは出来ない。大会後糾弾を受け、部落解放闘争をより積極的に推進することなどを決めよ。

一、第二日(十二月十八日)大会議事開会冒頭にあって、全学連書記次長松尾真から、大会議案に於ける重大な誤りに関して中央執行委員会から自己批判がなされ、九州をはじめとする学友などからの問題提起がなされた。

一、九州の一学友からの発言の要旨

「被抑圧民族からの糾弾による、われわれの入管闘争問題への真剣なとりくみ」自己批判という問題を、今、部落解放闘争との連帯を語るにあたり、とらえかえす必要があるだろう。部落解放は、プロレタリア社会主義革命以外によつてはかちとることはできないがしかし真の部落解放を含まない革命は革命ではない。

狭山差別裁判徹底糾弾の闘いとして闘いぬいた浦和地裁占拠闘争は「差別徹底糾弾、差別者は、徹底反省せよ」という思想—全国水平社運動の革命的復権としての意義を有するものである。

戦前、米騒動の英雄的闘いを闘いぬいた部落民は、民族排外主義の熱狂的煽動の下に、『天皇の子として国のために尽せ』と「肉弾三勇士」とされた。だがそのなかでも徹底した差別と迫害は、おこなわれたのである。

今日、日帝のアジア侵略の深まりのなかで部落差別は拡大再生産してきていることに注目せねばならない。

日共三年テーゼの下、部落民の闘いが「前衛」によつて裏切られてきた。こうした過去をもつ日本階級闘争そのものを自らの問題としてうけとめ、闘う主体の自己切開が鋭く要請されているのではな

そうしてこそ、われわれは七〇年代日帝のアジア侵略・侵略体制構築のテコをなさんとする部落差別による人民の分断支配の攻撃に對し、本當に對決する内実を日本階級闘争の内に形成する第一歩を記しうるのである。

全国の全ての学友諸君!

この狭山差別裁判糾弾の闘いをわれわれの闘いとして積極的に推進せよ。

七〇年代階級闘争の展開の固き階級の実質を形成するためには、わが隊列が部落解放闘争を闘う隊列となり、本當に部落民との固い連帯をかちとるものとならなければならない。

人間解放の旗高く、差別糾弾の闘いを推し進めよ!!

「部落問題がいかん把握されているのか。全く主体的に把握されていない。差別とは何なのか?自己が差別者であるという自覚がないのではないか」

一、その夜緊急に全学連中執会議を行い、議案をめぐって討議、(1)議案が部落差別についてその位置づけ、記述の全てに渡って自己切開の観点がないこと、部落解放闘争について客観主義的になつていふこと、(2)従つて、この部分が掲載されている議案を全て明第二日目冒頭にたゞちに回収すること、(3)第二日目冒頭、中執の自己批判と部落解放闘争に関する発言を行うこと、(4)中執としては大会を

いだろうか。」

一、第三日(十二月十九日)、部落問題に関する自己批判をこめた大会宣言が採択される。

一、十二月二十二日、全国部落研と全学連中央との糾弾討論において、全国部落研の指導的同志からの厳しい糾弾をうける。

一、全学連中執は、この糾弾討論を通じて部落差別の根深さについてあらためて痛切に自覚し、部落解放闘争の意義、その困難性、そして部落民の自己解放の為の闘いの不屈の精神と闘いを再度強烈に学び、狭山差別裁判糾弾闘争を軸として、全学連としてより積極的に闘いを取りくむことを決意した。

一、最後に二九回大会宣言のうち紙数の都合で部落解放闘争について自己批判の部分のけいさいする。

全学連二九回大会宣言(抜粋)

最後にわれわれは本大会の討論において、部落解放闘争に関する提案が、本大会に参加した部落研の学友を中心とする多くの学友から大会第一日目に根底的に批判・糾弾され、大会議案を執筆し提案した中央執行委員会の自己批判とともに本大会の名をもつて厳しく自己批判し、大会議案の一部回収を決定したことをここに明らかにする。

大会議案は、部落解放闘争について語りながら、部落解放闘争を自己の闘いとして受けとめていない非主体的な表現でありそもそも部落民の差別徹底糾弾についてほかならぬ己が糾弾されている存在なのだという、自己の何たるかを全く欠落しており、同和対策をめぐる部落解放闘争の厳しい闘いを主体的にとらえ直すことなく記述されており、したがってとりわけ一人の無実の部落青年に徹頭徹

マル学同「中核」編集局編

革マル派批判

A5判一八四頁

価二五〇円

帝国主義的民族主義に転落した革マル派の本質を
あばき反帝国主義・反スターリン主義の真の意義
を明らかにする！

革マル派批判………中谷純二
革マル派が第二民青に転落した根拠……秋口純
革マル派の入管闘争を批判する………中谷純二
革マル派入管、沖縄闘争論の反階級性

尾差別をつらぬくことにより、こともなげに死刑判決を行って恥じ
ない狭山裁判をほかならぬわれわれの闘いとして真正面から闘うこ
とを欠落している。その点第二十八回大会議案よりもはるかに後退
してしまっている。

われわれはわれわれのよって立つ足場、それにもとづく自己の全
人格が差別と抑圧に満ち満ちていることをあらためて痛切に自覚す
る。帝国主義の危機にともなう部落差別の一層の拡大と深刻化、と
りわけ権力の手による直接の差別等々、部落の生活の危機がますま
す深化し部落大衆自身による自己解放のあらたな大衆的闘いを迎え
つつあるいま、われわれの無関心が差別に輪をかけ闘いを阻害する
ものであることを自己批判的に確認しなければならぬ。そして、
われわれはわれわれ自身の解放のための闘いが、たえず在日アジア
人民・部落民の強烈な人間解放の闘いと関連の中で点検をうける
ことをとうして、真に人間解放の実をつかみとり、貫いていきう
るのだということをはっきり確認した。

われわれは大会後とも、全学連中執を先頭にして部落民衆のわれ
われに対する糾弾を真正面から厳しく受けとめ、われわれの階級的
自覚を深化し、入管闘争・沖縄闘争等と共に部落解放闘争を反帝国
主義・反スターリン主義のために闘うわれわれの課題として主体的
に闘いぬいていく決意をあらためて固めた。われわれは狭山差別裁
判糾弾闘争をみずから闘う中で、差別徹底糾弾、部落解放・日帝打
倒の諸闘争と連帯しつつ、七〇年代内乱的死闘を闘いぬくものとし
ての自己の人格との主体的格闘をとうして、今後のあらゆる闘いを
より一層強力に先頭に立つて闘いぬいていくことを決意するもので
ある。とともにわれわれは、大会の名をもって全国の学生がわれわ
れと共に部落解放にむかつてより積極的に闘うことを強く訴える。

第二部

部落解放・日帝打倒へむけて

■荊の道 / 杉 進也

■部落は告発する / 全国部落解放研究会連合

■今日の部落と狭山差別裁判糾弾闘争 / 全国部落解放研究会連合

■革命的暴力は闘う部落民の根源的な権利だ / 杉 進也

■狭山差別裁判実力糾弾への道

■映画「橋のない川」徹底糾弾！上映阻止にむけて / 全国部落解放研究会連合

■浦和地裁糾弾闘争 大阪地裁公判闘争への基調

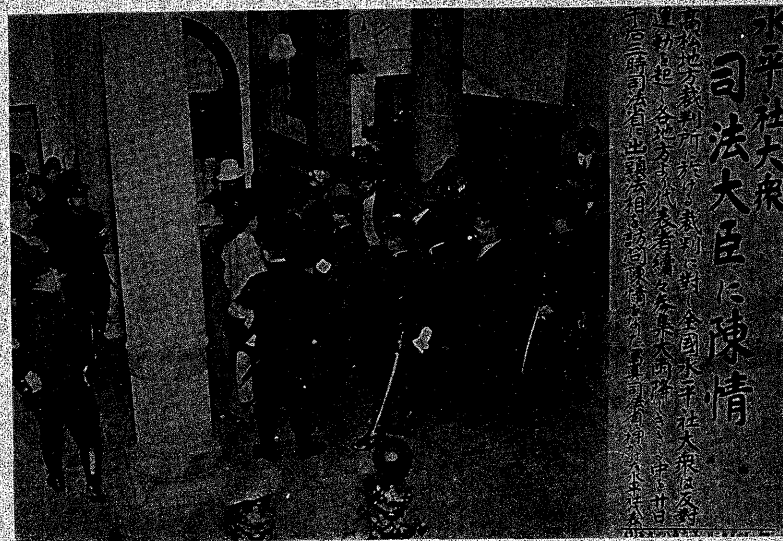
■日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望

■部落解放運動への連帯とは何か

(その1) 部落解放運動への連帯とは何か

(その2) 支持共闘会議アピール

(その3) 7・4人民連帯集会の成功をかちとるために



昭和八年「特殊部落の身分をかくした」という
露骨な差別裁判(高松差別裁判)に対して敢然
と司法省に迫る全国水平社の大衆

■部落解放・日帝打倒へむけて(1)

荊^{いはら}の道

戦闘的部落解放闘争とは何か

まず解放同盟、現在の部落解放闘争になっっている、主流をなしている解放同盟、およびその中から脱落しつつある日本共産党、そして我々の立場がどういふものであるかということについて、具体的な糾弾闘争の例をあげながら話したいと思います。

まず基調報告にもべられているように、我々が浦和地裁の、狭山差別裁判を行なった浦和地裁、同地検を占拠して実力で糾弾するという闘いを我々はやったわけなんです。まず狭山差別裁判の糾弾闘争についてまず明らかにしたいと思います。この事件はもういろいろなパンフレットで明らかにしている様に、昭和三八年に埼玉県の狭山市において「善枝ちゃん殺し」なる誘かい、殺害事件というものがおこった訳ですが、このときに警察当局は真犯人を探し

(講演) 杉 進也

出すことができず、又身代金をとりにならざるが真犯人が現われておって何十人ものものが包囲しておったにもかかわらず、逃がしてしまふという警察当局の大失態があった。この前にも、数ヶ月前に、「吉展ちゃん事件」というものがあって、これも警察が大失態をやったという中で、世論のごうごうたる非難をうけていた警視庁はもとより警察の首脳部は辞表をふところにしたが「善枝ちゃん事件」に血道をあげて犯人をあげようとしていた。

狭山事件の問題に関しては、事件の起つた周囲に部落があるわけですが、関西の部落とはちがつてこれらの部落は数が少ない、数戸ずつ、いくら多くても五〇戸位の部落しかない。関西では二〇〇戸、三〇〇戸の部落は通常で一〇〇〇戸とか二〇〇〇戸とかの部落はたくさんあるわけですが、この関東における部落は少数でちらばって

々と逮捕する。逮捕するときには、捜査本部を一般の地区に、被害者の方において。そして部落の方に報道陣も含めて大捜査網をはりめぐらす。部落の者は捜査員や報道陣に対しても暗黙の抵抗をした。新聞では大きくデカデカと「警察と対決する部落」というふうな大きな見出しで部落差別をあおって、何か部落の中に真犯人がおるかの如く宣伝を繰り返す。そういう中で死体の現場にあったと云う証拠物から部落の青年を次々と容疑者の中に入れていく。そしてその中から数人の石川一雄君を含めて部落の青年を逮捕する。これが真犯人に違いないという宣伝を、もう裁判もなにもやる前から、警察当局あるいはブルジョアマスコミが展開していく。その内容をいうと、石川青年は特殊な地区に生まれた者である、ジョンソン基地という所があるんですが、基地の周辺の特異な地区における青年であつて、中流の豊かな農家をやっている善枝ちゃん、純真な善枝ちゃんを殺したという風なこの差別的な宣伝をやっていく。そしてこの裁判なんかも、ものすごい急スピードで、これは弁護士の方からも、あるいは検察側の方からもそうなんですが、物証、証拠物の検討なんかは殆んど却下して、フルスピードで、浦和地裁において死刑の判決をする。現在高等裁判所にかかっているわけですが、国家権力は全威信をかけて、この石川青年を犯人にデッチ上げるということを今も意図しつつづけている。この間において石川君の問題なんですが、石川一雄君は、この狭山差別問題の裁判だけではないに、この数年前にもその周辺に大きな列車転覆事件というのがあつたわけですが、そのときも警察はこの狭山の部落に対して捜査の目を向けてこの同じ石川一雄君を逮捕して、その有力な容疑者として徹底的にリンチを加えて、偽りのデッチ上げの供述をとろうとした。これが

幸いにも石川一雄君が関係していた有力なものの証言によつて石川一雄君にアライバイがあつたということで釈放された訳なんです、こういうふうな例からもみるように、石川一雄君の周辺の青年、部落青年というものは、なにかことあるごとに狙われていた。普通なら被害者の周辺をまず洗っていく、被害者の周辺のいろんな男女関係であるとか、親せき関係であるとか、いろんな方面から追求していくわけであるが、それは全く逆に、その追求すべき常識的なところにもまず捜査本部を設けて、部落の方向に消防団とか、警察であるとか、報道陣が大捜査網をしいていくことをやつたわけなんです。こういうふうな差別的な国家権力、マスコミあるいはそれにのせられた民衆、こういったものに対して石川一雄君は終始自分はやつていないと、これは石川君の場合はにわとりを盗んだであるとか、服を盗んだであるとかいう罪にならないような罪でもつて別件逮捕されてこの狭山事件を追われとつたわけだが、石川一雄君はこの狭山事件の問題に関しては一切自分はやつていないということを徹底的におし通していく。その為に断食などもやつている。しかも国家権力が、石川一雄君のいろんな法律的な知識、警察の機構やら、権力の本性であるとかいうものに對する無知というものにつけこんで、警察が強制的にいろんな恫喝を加えたり、リンチを加えたりするなかで、石川君にニセの自白というものをやらせていく。自白をすれば十年でだしてやるとか、警察官が石川一雄君に涙を流してなきついていくとか、石川一雄君の供述によつて証拠物が発見されたとかいうふうな詐術からデッチ上げをかけていつて裁判するということうなことが具体的な内容になるわけですが、これに対して石川一雄君は最初は孤立無援の中で、自分が「自白」を認めたという

点からして十年でだしてくれるだろうと警察官を信用していたわけですが、それが死刑の判決を受けるという所から、そして最初死刑の判決をうけたときも、あれは嘘である、自分は十年したら出してくれんというふうに思っていたのですが、同じ死刑囚の房に入られて、死刑囚の人からいろいろと励まされて、そういうことは絶対ないと本当に死刑を受けるんだということを聞いて、石川一雄君は高等裁判所において、断乎として再び無罪をくりかえしている。その過程における弁護側の態度については又後から説明したいんですが、石川一雄君の闘いが今や七十年も八年も後になって、全国の部落解放運動の問題にようやくなってきた。七十年も八年もの長い間全国的な問題にされなかったということは後で説明したいんですがこの狭山差別裁判に対して我々はまず石川一雄君を奪還するため、実力でもって奪還すると、国家権力を暴力でもって糾弾するということをやつたわけです。この狭山差別裁判というものが単に石川君の問題だけではないに、歴史的なあるいは現代的な大きな部落差別の背景をもっているということも僕は同時に告発したわけですが、そのことを具体的に言いますと、まず今まで戦前から戦後は勿論のこと、部落差別というものは何万件、何十万件あつたかも知れない。現代の一人の人間でも一生の間に差別的な問題に、特に解放運動をやっている人間には少しの差別もすぐにわかるのですが何十件何百件という差別問題に出くわしてきている。全国的には一年に水平社の糾弾闘争の成果なんかをみて大会で報告されたのを見ると、一千件も二千件もの糾弾事件が報告されている。現代でも差別事件はたとえば一ヶ月のブルジョア新聞をちよつとみるだけでも三件や四件は必ずでてくる。たとえば石川一雄君のように司法権力

警察当局によつてやられたという事件はここの一ヶ月、二ヶ月の間でも高知の弘中事件であるとかあるいは九州の田川地区における川崎警察署による差別的な逮捕事件であるとか、あるいは又兵庫県の尼崎の警察による部落民に対して、「おまえら出けらと同じだ。」というふうな暴行を加えるという司法権力によつておこされたやつだけでも、我々は新聞においてみるかぎりにおいてなんですが、次々とおこつてきているわけです。こういうふうな差別事件というものその圧倒的多数が泣き寝入りのものと、うやむやのうちにこの世の中でおもてぎたにされずに、消え去っているわけですが、こういうふうな差別事件に対して司法権力、国民の権利とか財産とか生命を守ると称するこういう権力機構、あるいは人権擁護局というものが、部落民の差別的な人権じゅうりんを一度でも擁護したか、法的な保護を加えようとしたことがあるのかどうか、そういうことは今だかつてない。憲法に違反するような差別的な人権じゅうりん、その為に部落の青年、男女が次々と自殺していくという重大な問題に關して国家権力、国民の生命、財産を守ると称するそういう連中が一度でも我々部落民の人権を擁護したり、あるいは又その差別者に対して刑事罰を加えるというようなことが一度でもあつたかというところ、そういうことは全くなかった。それは戦前も戦後も今もおなされてない。そればかりか我々がこの問題に抗議していく、それは工場であるとか、行政当局であるとかあるいは個々人の市民の差別問題に対して抗議していくと警察当局は、罪もない一般市民を恐喝したとか、あるいは監禁しようとしたとか、あるいはなぐつたとか、暴行を加えたとか、あるいは大勢おしかけていつて騒じようをおこしたとか、騒じよう罪というのが戦前は何回も、戦後において

も加えられておるが、この騒ぎよう罪というやつでやられる。非常に国家権力の弾圧を受けている。その中には手錠をかけられて監獄にひっぱられていくということが次々とおこつてきている。そればかりか狭山事件にみるようにあるいは昭和二十九年の福山差別裁判にみるように、国家権力、裁判所、検察庁そういった連中によって神聖なる法廷の中においてただ部落民であるということを理由に犯罪である、部落民であるということが犯罪の理由とした判決文が次々と繰り返し法廷でおこなわれてきた。部落民の身分というものを隠した、それが離婚の理由にされて、明治時代には福山の裁判所で、その離婚の理由が認められたこともあるのですが、あるいは部落民であるという所からじん常の手段では結婚することができないので一般の娘を誘かいたし結婚を強要しようとした、というふうな部落民ということを明確に判決文にうたつて法廷内でかけて部落民に罪科を課するというようなことが次々と加えられてきている。エタ解放令というものが出されてきたけれども、あるいは又憲法第十四条では身分差別をしてはならないというふうなことがかいてあるけれども事実において、一般市民の中におこるいろんな人権じゅうりんに対してなんらかの手を打たなければならぬという国家権力、司法権力によって我々部落民はむしろ法律の名において差別が加えられる。もはや部落民は近代的な法律によってどうこうされるのではなく、全く市民社会の差別的な論理によって部落民は裁かれている。この狭山差別裁判の石川君のように何の罪もない人間が、ほんのちよつと「鶏を盗んだ」とか、人の着物を黙つて借りていったとかいうことを理由にして次々と重大な犯罪をかぶせられる。何か悪いことがあれば部落民か朝鮮人というふうなことをくり返してやつてきてお

るわけなんです、こういうふうなことを考えてみると、我々部落民は、一体どのようにして我々の人権を守ることができるといふことになるか、それは、我々は水平社の先輩やあるいは現代の解放運動の先輩達がやってきたように、体でもって、体をはって自分の人権や命や生活を守る以外にない、我々はいわゆる学生諸君がかけてきた暴力、力によってしか我々の解放というものを勝ちとることはできないんだということを、我々はこの狭山差別裁判、現代の魔女狩りというか、あるいは現在の差別問題が象徴的にあらわれているこの狭山事件において、我々は断乎として、我々が体をはって、部落解放をかちとるんだということを、そして国家権力を徹底的に我々は糾弾する権利があると、暴力的に糾弾する権利があるということを我々は、はっきりとさせた。ということがこの狭山差別裁判の第一の僕らが獲ち取った意義であると僕は思うわけです。そして第二に行政の権力と一体になって、いくら予算を出すかが問題であるというふうな形で、あるいは「同和事業十ヶ年計画」とかいうふうな現在の資本主義社会において十ヶ年で部落問題を解決すると、その最初の五ヶ年で基本的に全国をやつてしまひ、後の五ヶ年で補完するというふうな、一千年の差別の歴史を十ヶ年かそこの帝国主義の社会政策によって解決しようとするというふうなことに對して我々は断乎としてそういうことはありえないんだ、むしろそういうふうな国家権力の同和政策・差別政策というものが、部落解放運動・戦闘的な戦後の部落解放運動をねじまげて行政の下請け機関になりさげ、あるいは又解同のない（全国には解同のない部落がたいへん多いのだが）部落には、昨年来の融和ボス連中がこの同和事業の施しにうごめいて、〇〇同和対策委員とか同和地区建設

〇〇委員とかいう名目のもとに、この権力の同和事業に果食つて、この部落の中を蠶めきつたつある。こういう形で部落解放運動が根本から骨ぬきにされて、融和主義的な行政と一体となつた融和ボス連中によって部落が占領されてしまふことの現実に対して、我々部落青年が石川君の七年間の奮闘の闘いを厳に自分の問題としてうけとめて、国家権力や一般民やそういうふうな連中と、我々はこの社会においては絶対に相いれることができない、この社会においては我々は徹底的に権力やそれにおどらされた一般民衆との闘い以外にこのような闘いの矛盾の爆発を恒常的に追求するという以外に、我々の課題は果たせない。そしてこの社会を根本から打倒し、帝国主義体制を解体して新しい社会をつくらなければ我々は解放されえないんだということを浦和地裁の頭上においてはつきりと把握したこと、これが我々の闘いだつたわけです。これに対して解同は、今年の一月の論文なんかにもみるように、我々のような闘いを解同はやるわけではないけれども、しかし我々を責める前に自分達の運動がどうであつたかということを反省しなければならぬ、同和事業促進、同和対策特別措置法というものを追求していくだけでなく権力の差別問題を徹底的に我々は追求する必要があるという意見を新聞で発表した。現在の解放運動というものが、この狭山差別裁判というものを七年間問題にしなかつたという体質、そういうった解放運動を根本から体質改善する必要がある、という方向でうごいてきた。なにをいっても青年の若い戦闘的な翼が登場しないなかには必然的に行政権力にまきこまれて下請化していくというふうなことになる。組織的に、全国的な部落青年が戦闘的に登場することによってこの現在の解同を革命的に推進させるといふ方向を

我々は断乎として追求してゆかなければならない。その過程で我々の前に権力と共にたちふさがつてきた日本共産党の連中は、有無をいわずにその場でたたきのめすというふうなことを我々は徹底的に追求する必要があると考える訳です。

大正の朝鮮人虐殺と「エタ狩り」の嵐

こういうふうな我々の主体的な立場が現状の中で特に入管体制粉砕・入管法国会再上程阻止の闘い、日帝のアジア侵略に對して日本人民がどのような闘いをしていかねばならないかという問題が非常に緊急な問題としてあらわれてきているわけですが、この中で我々は関西においては九月一日関東でも行なわれたのですが、関東大震災四七周年の朝鮮人虐殺、中国人虐殺に対する我々の歴史的な反省としての集会および今秋国会に再上程されようとしている出入国管理法案を阻止し入管体制を粉砕する集会が全国的に組まれたわけなんです、その中で我々と民族差別の問題というものがきわめて密接にからんできているということを改めて知らされた。特に民族植民地問題および帝国主義の侵略戦争の問題と部落問題というものがどういう形であらわれてくるのか、我々はその中でどういう形で部落解放運動を進めていったらいいのか、かつて全国水平社が果敢な左翼三団体の一つとして闘争をやつてきたにもかかわらず昭和十五、十六年において、大政翼賛会的な大和報国会とか、部落厚生皇民運動とかいう国家権力に屈服していくという道を全国水平社が最後には歩んできたわけですが、そういうことを再びくりかえさぬために我々がどういう立場で闘っていくのかということを鮮明にする必要があるだろう。関東大震災がおこされた大正年間と

いうのは、いわば民本主義であるとか大正デモクラシーであるとかいわれておったわけなんです、しかし在日朝鮮人だけではなしに我々にとっても大正年間というものは、決してデモクラシーの時代でもなんでもなくて、迫害と差別の嵐の猛り狂うような時代であった。そういう時代に全国水平社というものが創立されたということ、我々ははつきりさせていく、その中で現在の状況も我々の立場も浮かびあがってくると思うからです。関東大震災においてはその中で在日朝鮮人が虐殺され中国人が虐殺されていた。これは日本の軍隊、警察、それにおどらされた民衆の日本人の自警団によってそういう虐殺がおこなわれていったわけなんです、その数年前におこった米騒動の中において、部落民が多数検挙され、死刑に処せられた二人の内二人とも部落民であつたというふうなことが、まず我々はあきらかにとらえられなければならない。米騒動の中でこの人民の反乱を抑圧するために、あの騒動を引きおこしているのは特殊部落の人間がやっている、と国家権力や新聞がほとんど宣伝し、差別をあたえて部落民を多数検挙し、部落民がなにか首謀者であるかの如くし、死刑の判決を部落民に与え、虐殺するといふことが行なわれていた。関東大震災がおこる数ヶ月前には、いわゆる国粋会と水平社の武装闘争というやつがあるわけなんです、これは要するに奈良県一帯が戦場と化すといわれる位に、奈良県下の水平社と国粋会を先頭とする国家権力およびその青年団であるとか消防団であるとか在郷軍人会であるとか日本人一般、差別者グループが、手に刀であるとか槍あるいは鉄砲をもって水平社の部落を襲撃するといふ大きな事件があつて、あの当時の新聞を見ると、奈良県一帯が戦場と化すといふ大きなみだしでかかれておるわけなんです、そ

の際に、国粋会というのは、昔の内務省が左翼の運動を専門に弾圧するために作ったといわれる博徒集団なんです、この連中を先頭として奈良の水平社の村がしゅうけきされる。それに対して、部落民の方も武装して国粋会や警察当局一体となつた青年団、在郷軍人会であるとかいう反動的な連中によって指導された、そういう一般民衆に対して、部落の寺を拠点にしその寺のたたみをめくつて、竹やりをしのぎ、刀をとき鉄砲をうちあうと、いふふうな形でもって国粋会の連中を撃退するといふことがあつたのですが、さらに震災の後の、一年後には群馬県の高崎という裁判所において、部落民が糾弾したという問題で逮捕されるのですが、これをめぐつて、国家権力の憲兵隊と部落大衆が武装闘争、武装といつてもこちらは何も武装してなかつたのですが、部落の人間を数十人騒じよう罪という網でもって逮捕していく。さらにもつと大きな事件は、これも群馬県ですが、世良田村の水平社襲撃事件というやつがあるんですが、これは関東の周辺の二千余の農民が部落の、そこは小さい部落だつたのですが、その部落を焼き打ちし略奪し、丁度正月だつたんですが、もちであるとか部落のものを焼いてくうといふふうなそのために部落の婦女子やあるいは部落大衆が大きな暴虐をうけた事件があつた。あるいはさらに大正年間特に大正十五年前後に起つてくる軍隊内の差別事件というのが広汎におこつて、それに対する水平社、あるいは部落民の連隊当局、陸軍当局に対する徹底的な糾弾闘争が全国的に拡まつたわけなんです、軍隊内における差別事件、迫害といふものが次々と起つてくる。糾弾闘争が始まるまでは、部落の兵士が兵営を抜け出して鉄道自殺するとか、古沼に身を投げるとかいふ悲惨な迫害を受けてきた訳なんです、こ

正年間のいわゆる一般の世の中が大正デモクラシーといふふうにつつと時代において、部落民に対するエタ狩りというか、大正のエタ狩りともいふべきような大きな迫害の事実がずつと我々には記憶されている。こ

の描き方、部落民の描き方というのは僕は日共が部落民に対してあるいは米騒動に現れた日本人民の武装闘争に対してどういう考えを持っているかといふことを端的に現わしていると思ふ。この場面には、要するにあの米騒動の中で、暴力的に火をつけたらぶちこわしたりしたのは、部落民がやつた、特殊部落民がやつたのである。そしてしかもそれが国家権力のせんだいによって、部落民が挑発にのつてやつたんだ。といふことが基本的にあの脚本の中に描かれていると思うのですが、これは住井先生の原作の中にもないといふことを考えると、これは明らかに今井正監督がデッチあげた場面であるといふ風に僕は思うのです。この米騒動の中で、権力があの騒動を起こしたのは、特殊部落の奴がやつたのだといふふうなことをいつて民衆の闘いを弾圧しようとした。といふことに対して、それと同じような描き方をして米騒動を描こうとする。しかし米騒動のその場面に

う描き方をしているわけですが、このような考え方が日共の米騒動に対するあるいは部落解放運動に対する決定的な考え方ではないかと、この点に僕は根本的に「橋のない川」は糾弾される必要があると考えるわけです。でこういうふうな国家権力や、現在米騒動をゆがめている日共にもかかわらず、我々のそれに対する断乎たる解答および国家権力の不正年間における迫害の事実に対する我々の解答というものは、全国水平社の創立宣言にある水平宣言の中に我々はつきりとよみとることができる。そして在日朝鮮人が部落民が迫害されるそのような時は、アジア侵略を日帝がなしていることとする時であり、同時に在日朝鮮人や中国人に対して、徹底的な弾圧、迫害、虐殺というのがくりげられる時だということを我々は現象的にもつかむことができるのではないかと思うわけです。

日本のアジア侵略と「労働貴族」・「労働賤民」

それをさらにぼくがはつきりとさせるならば、日帝は部落差別、部落差別というのは封建的な身分差別の問題なんです、それを日本資本主義の発展の中で解消することも解決することもできなかった。その理由としてはいろいろあるのですが、日本資本主義が帝国主義的な発展をするということの中に、簡単にいえばそうなんです、その日本帝国主義がアジア侵略をしていくという過程のなかで特に関東大震災の在日朝鮮人の問題とか、あるいは米騒動、その他のあらゆる部落民に対する迫害の問題が浮きぼりにされてくるのはなぜか、特に、現在日帝が戦後アジア侵略を現実に行進している。特に南朝鮮および台湾に対して進出しているというふうなとくに部落問題、狭山差別裁判の問題を軸とする部落民に対する迫害

の問題と、入管法・入管体制の問題であらわれている在日朝鮮人アジア被抑圧人民に対する民族的な迫害差別そして闘いが、激発しつつある。この五〇年代後半から六〇年代にかけて、いわゆる高度成長過程の中でうずもれていた社会矛盾が今政治的な、社会的な、表面的な矛盾として爆発しつつあるのは何であるかということに我々は慎重にはつきりと日帝の根本的な問題としてとらえる必要がある。その立場として我々はまず帝国主義の歴史的な登場と共に、まず世界的に抑圧民族の側と、被抑圧民族の側の問題がでてくる。この中には勿論民族解放闘争というものが抑圧する帝国主義に対する闘争として世界的に登場するわけなんです、この日本の帝国主義側の中にはさらにレーニンが出している重要なことは、労働者階級の歴史的な分裂というものがでてくる。それが要するに労働貴族の発生と、労働貴族と下層プロレタリアートの大きな分裂がおこってくる。労働貴族の側に社会民主主義の日和見主義および社会排外主義というものが思想的にあらわれてくる、ということなんです、この日本の特殊の事実として労働貴族の発生と、貴族と「賤民」の問題が日本の労働者人民の中にはつきりと帝国主義の段階になってあらわれてくる。要するに日本のアジア侵略によって、日本の帝国主義者が朝鮮であるとかあるいは中国、インドシナというところの人民の財産を略奪し、労働力を吸収する、生血をすってこえふとる超過利潤を獲得してゆく、その超過利潤が労働者の上層に対してまわされる、労働者階級の上層部が買収される。そこで労働貴族というものが発生してゆく。それだけでなしにさらに労働者階級の下層の中においても「賤民」と一般の労働者という形でもって分裂が起ってくる。下層階級が勿論色んな形で分裂が進行しているんですが、特

に例えば、合理化、近代化という名前で分裂が進展しているんですが、一つの例をあげれば僕らの部落の拠点の近くにある松下電器の労働者の下層なんか典型的なんです、非常に、あそこは近代化や合理化が進んでいるといわれているんですが、あそこにはまず本工がある、本工の中には職員の階層と高級技術者の階層がある。で現場の労働者がある。さらにその中に臨時工がある。そのまわりにさらにたくさん松下のいろいろな部品であるとかいうものをあつかっているたくさん松下の下請けの工場がある。この下請けの工場の中に何千という下請けの労働者がさらに本工とはちがった形のひどい条件で松下の資本から搾取を受けている。こういうふうなことが松下の合理化とか近代化というたびに一段とこの労働階級のなかの断層と、合理的な階層の分化が進展している。その下請けであるとか臨時工の方に部落民が多々組みこまれてきている。こういった帝国主義の下に労働者階級の歴史的な分裂、階層分化というものの中に特殊日本的に部落民、その部落民と同じように賤民視され、奴隷的な状況を与えられる在日朝鮮人の労働者（これは労働者といっても勿論失業しているあるいは過剰人口みたいな形で存在している形を多くとるのですが）このような労働「賤民」というものが特殊的に形成されて一般の労働者階級の階級意識を徹底的に解消させられる。要するに資本家と労働者の対決という方向ではなくて、「一般民」と「賤民」、一般民と部落民との関係あるいはそれが国外的には日本民族と「劣等民族」の問題という形で対立問題に全てすりかえられる、こうして日帝の侵略体制というものが構築されて、労働者階級の階級意識というものがさしものこさず解体させられていく。この中で部落問題がはつきりと帝国主義の侵略体制の中に位置づけられる。だが

ら最近同和〇〇事業とか、教育委員会を先頭にたてて同和教育が学校でおこなわれているが、それらはすべて同対審答申にみられるように、一般の水準に部落をあげる、一般と同和地区という観点をものすごく強調する。また一方では、部落というのは明らかに日本民族の一員であって朝鮮人ではない、というふうな逆に民族一体をあおるような形でもって同対審答申がかかっている。こういうふうな民族植民地の解放闘争の問題と部落の問題というのは、帝国主義の侵略体制の大きな環の中にはつきりと位置づけられてきているのではない。我々ははつきり日帝のアジア侵略を阻止する、そして侵略体制を打倒する、レーニンがいったように、侵略戦争を内乱に転化して、帝国主義を打倒していくという労働者階級の闘いに、我々部落民の解放問題もかけていかなければ、何一つ問題を解決することができないということ、ひと言でいえばプロレタリア革命の中に部落解放運動は位置づけられなければ、我々の部落解放運動は決して何らの解決、ブルジョア的な意味においてもなしえないんだという事を我々は考えている。そのスローガンが日本帝国主義を打倒して融和主義を粉砕していくというスローガンです。我々の闘いがこういうアジア革命、特に我々の部落の人間が農村の部落ではあまり大きな問題にならないけれども、都市の部落の中においては在日朝鮮人が直接的にいうところから、同じ仕事をし、仕事でもないような仕事をわかちあうということがあるんですが、同じような学校へいき、同じような地域で遊び、そして同じ風呂に入ったり、色々生活の範囲を共有するというふうなところから必然的に部落民と朝鮮人の関係が緊密になる。緊密になるということは別に仲良く、なるとい意味だけではないのですが、ここには非常に激しい差別

関係というものがつくられる。部落民は朝鮮人を差別する場合が多い。朝鮮人の方も部落民を差別する例があるわけなんです。というのは朝鮮人も朝鮮に「白丁」と称する賤民階級があつて、そういう運動が戦前にはあつたわけなんです。今はどうなつてゐるか僕はわからないんですが、アジア全般にわたつてこの賤民階級が形成されている。その一貫として日本の部落があるわけですが、特に一番大きいところはインドで現在スーダラと称する、あるいはガンジーが名をつけた神の子ハリジャンという名前なんです。これが六千五百万人の大きさにのぼつてゐるということで、インドの内においてはたとえばヒゲが上を向いてゐたというだけでたき殺されたとかいう新聞記事があつたり、あるいは非常に身分差別がきびしい農村なんかに行くと、たとえば自分が賤民のスーダラが一般の人のたちまゐる道へいくときには、一般の人はその人をさわることも声を聞くことも姿を見ることもけがらわしいというふうに感じてゐるわけなんです。自分がその一般の人の道路へたちよるときには警告を発すると、一般の人が避難し待機する時間的余裕を与える為かどうかそのあたりよくわかりませんが、警告を発しなければならぬというふうな厳しい差別が今なおインドの社会にはあつて、それが六千五百万人にもよつてゐる。アジアの全般にこの賤民の問題があるわけですが特にまた関東大震災がおこなわれ朝鮮人に対する虐殺、また国家権力による部落民に対する迫害なんかがある時に、水平社のグループと、朝鮮の白丁のグループが衡平社という団体をつくつてゐたのですがその両者が大正十三年、十四年、関東大震災なんかで朝鮮人に対する迫害や差別的雰囲気が高まつてゐる時において、日本の部落民と朝鮮の賤民が連帯するという決議を何回も水平社が

やり、あるいは事実日本の側からあるいは朝鮮の側から互いに大会にき、そして連帯を固く結ぼうじゃないかという風なのがやられてゐるわけで、これは朝鮮人民と日本の人民が手を結んだということにおいては、歴史的なものではないかと思うのですが、この資料については近く発行したいと思う。このアジア全般にわたる「賤民」問題を、我々はアジア革命の一つの重要な問題として、アジアには日本帝国主義をはじめとして、そのもとにおける労働者階級の解放というものが主要な軸となるわけですが、民族解放闘争の問題、それとカーストの賤民差別の身分差別の問題、この三つの問題、他にもいろんな問題が勿論あると思うんですが、こういった三つの解放問題がアジアの革命にはかけられてゐるということを我々はつきりと考えなければならぬ。こういうアジアの革命、日本帝国主義を打倒し日本の革命を遂行し、アジアの革命を遂行する、そういう中から我々が世界革命に連帯していくということを、我々部落民は一般の労働者と共に掲げて進まなければ我々の闘いは世界的な解放の闘いにはならないのではないかと思うわけです。

解放闘争への連帯

最後に部落解放闘争に対する連帯とは何であるかということをお若干述べたいのですが、ここにこういうものがあるわけです。柏崎千枝子というものが書いた自己批判書というものがあつて、柏崎千枝子は東大闘争の問題を、大学当局は特殊部落と同じだということで批難してゐるわけです。そういう差別的な批難を我々と解同によつて、再三再四糾弾されてゐたわけですが、柏崎千枝子はなかなか自己批判しようとはしなかつた。それは編集の手違いであると

か、自分が監獄におつたから知らないとか、どうのこうのいつて居直つてゐたのだが我々が断乎たる糾弾をすることによつて、自己批判書というものをかいてゐるわけです。その自己批判書が又重大な問題をおこしておるわけなんです。たとえば彼女は自分が京都のある部落にいつたときの体験なんかを綴つてゐるわけなんです。その体験にはこういうふう書いてあります。「でも私は昨年私が一人で訪れた京都市東三条部落の情況、そこでの私のぶざまな対応を忘れることはできない。すぐ近くには祇園、河原町等々京都の繁華街があるというのに、そこは全く異質な世界だつた。ここに行くということすらひとつの勇氣を必要とした。私は一人でおそろるおそろる歩いてゐたのだ、そこに展開されてゐる現実のあまりの衝撃と迫力とに文字通り圧倒されとても落ち着いて歩いておられず自分は一体どういふつもりでここに來て彼らを見てゐるのかという問いについて答えられず一週間で逃げ帰つてきた。」というふうな体験をかいてゐるわけです。部落は自分にとつて恐ろしいところであるというふうなことをつづつてゐるわけですが、こういう柏崎千枝子の感性で部落問題を捉えたらどうなるかという「部落や朝鮮や沖縄があるから帝国主義大学があるんだ。」あるいは「日本の支配体制を最底辺において支えてゐるのが未解放部落の人民であり、在日朝鮮人民であり、沖縄の人民である」というふうな転倒した考えをしてゐるわけですが、さらに彼女は「部落は日本帝国主義の日本内植民地である」ということをかいてゐるのですがさらにそういう認識のもとに踏まえて、この考え方は徹底的にまちがつてゐるのですが、さらに彼女は実践的に何をいうかというのと、「我々はまず第一に具体的に現実的な我々と彼らの（彼らというの

は部落民ですが）、巨大な矛盾、矛盾を確認し、部落解放の闘いは我々が彼らを解放したりする闘いではなく、彼らが彼ら自身及び偏見と差別にとらわれて身うごきのできない我々を解放する闘いである」ということを明確にする必要がある。我々は彼らの告発糾弾の前に素直に身をさらすことをしなくてはならない。」「いふうなことを書いてゐる訳です。要するに部落解放闘争というのは部落民がすることであつて柏崎千枝子らは、部落民から糾弾され告発される。そして自分達の差別的な考え方であるとか、差別的な存在を解放されるんだ、という没主体的な居直り的な自己批判を書いてゐるわけです。こういうふうな考え方、この方はML派の方なんです。これはいわゆる毛沢東主義ではなくて、先進国型毛沢東主義とも称すべき、これは西洋なんかではやつてゐると思ふんですが、自己否定の毛沢東主義というか、ほんとに民族的な抑圧、差別を受けて、民族解放をめざすというふうな意味ではなくて、民族解放闘争により自分が解放されるという、自分が告発され、糾弾されるという、そういうふうなインテリゲンチヤー的な毛沢東主義というかそういうことだと思ふのですが、こういった立場では我々は連帯というものを全く信ずることができない。あるいは最近又、差別研であるとか差別抑圧研究会とか一杯できてゐるわけですが、こういう連中がどういふことを言うかという、自分達は差別者であり抑圧者であるとか、部落民を差別して生きてゐる、私達は連帯ということを経々しくいふことはできない深いみぞを認識しなければならぬ。そのような自分達であつてみれば何ができようか、何もできない、というふうなことを津村喬という連中なんかにかきかんに宣伝したりしてゐるんですが、あるいは朝鮮人問題・入管問題なんかにもたくさんより

集まってきたるんですがこういうふうなグループに対して我々は
どういうふうに対処すべきかということなのですが、これらの連中
は一言でいえば部落解放運動の中から生まれたものでも何でもな
いし、部落解放運動に融発されて生まれたものでもない。これら
に關してはいわば全共闘運動か学生運動の腐敗した結果としてそ
ういう全共闘運動に失敗したりあるいはくずれた連中が結果として、部
落問題でもやろうか、差別問題でもやろうかというふうな形で現わ
れてきたにすぎないんだ。だから我々はこのような連中に関して
部落解放運動とは関係ない、彼らの全共闘運動の腐敗、帝国主義の
一つの汚物のような形をとって現われてきているにすぎないんだと
いうことを徹底的に糾弾すると同時に、我々が連帯という場合にお
いては、差別政策を現実におこなっているのは日本の労働者階
級である。日本帝国主義の差別政策を市役所であるとか診療所であ
るとか学校であるとか地域周辺であるとかいうところで現実に差別
政策を差別事件を担わされているのは日本の労働者人民である。そ
れを考えるならば日本の労働者人民が自分の職場なり学園なり地域
で差別政策を拒否する、差別政策を打倒するという闘いを組織しな
ければならない。だから労働組合であって、あるいは学生の自治会で
あれ、どういうふうな所であつてもこの部落問題を、差別事件、差
別政策を具体的にその場で打倒する、部落解放運動、部落民の自主
的な運動に連帯して、自分のその場で差別をしない、差別政策を打
倒するという闘いをしなければならぬのであつて、部落民によつ
て解放されると、自分達のやつてることまで、自分達は帝国主義大
学にいき、あるいは市役所で事務をとつてると、部落民が糾弾しに
きたら、その糾弾の前に素直にあやまる、自己批判する、あるいは

部落解放運動に支持を表明するというようなことをしていればいい
というのは居直り以外のなにものでもない。だから部落民の自主的
な解放運動に連帯するということは、自分がまず市役所なり学校な
り、地域なりで差別をになわぬ、その政策をむしろ打倒するとい
う闘いをするのが連帯である。これはインドシナの人民に対して連
帯する道はなんであるか、それはインドシナの人民の革命を支持す
る、賛美する、宣伝することだけではだめであつて、インド
シナ人民に対して侵略を行なっている日本帝国主義を打倒する、侵
略を内乱に転化する、自衛隊を反乱兵士でみだす、そういった闘
いを組織し闘っていくということがインドシナ人民に対する真の連帯
だということになるんです。連帯なんて軽々しく言えないとか、断
絶の深みを感じるとか、偽りの苦悩のポーズをいつもとつて、本当
は何も苦悩して居ないかと思ふけれど、何かものすごく苦悩
しているかの如くポーズをとる、こうした腐敗した連中に関しては
徹底的に我々は一掃する必要があるだろうと思う。この新左翼の中
に、最近ハレンチなムードがはやるといふか、漫画なんかで色々あ
らわれているが、人が言つてることに対してなにかハレンチに居
直つたりする事はやつてゐるやうなんです、たとえば吉本隆明な
んていう、これは新左翼の特にノンセクトグループによつて大いに
かつぎだされている男が、最近重要な論文を二つ発表しているわけ
ですが、まず第一は映画芸術復刊111というやつ今年の8月号で
すが、このなかで部落問題についてかいてあるわけですが、部落とい
うのは世捨人であるとか犯罪人であるとか帰化人であるとか、いろ
んなそういう人間が集まつた混合物であるといふふうの規定して、
部落があるといふのはそういう幻想をいだいてゐるから部落がある

んだ、しかも部落を存在させてゐるのは部落の中に必ず部落を利用
しているやつがゐるに違ひない、幻想であつてなにもないものを、
部落があるといふことをいつてさわいでおる、という意味のこの部
落問題に關して吉本隆明は犯罪的なことを述べとるわけですが、さら
にこれは最近の地獄系二四という本の解説に朝鮮人問題について又
重要な論文を発表しとるんですが、この論文はどういうことを書
いるかといふとね、自分は帰化人問題（朝鮮人問題といわずに
あの男は帰化人問題といふんですが）には全然責任がない、朝鮮
人虐殺とか中国人虐殺（こんなことなんかおれは知つた事ではない、
それはすべて天皇制がわるいんだ、俺は何の責任もないといふふう
な事をかいて、さらに彼はこういうふうにとる。戦前朝鮮人は
卑屈な態度で日本人におべつかつた。戦後この日本帝国主義が
敗戦、敗北すると急に傍若無人になつてべちゃくちやべちゃくちや
朝鮮語をしゃべつておつた。こういう傍若無人な態度に關して私は
非常に好きでないといふふうなことを吉本隆明は部落問題と
朝鮮人の問題に關して相ついで最近見解を発表しとるわけです。
これが日本の新左翼のその中の特にノンセクトといわれるグループ
がかつぎあげて崇拝している吉本隆明の部落問題及び朝鮮人問題に
おける犯罪的論文であらう。それからさらに日本のノンセクト・グ
ループがかつぎあげ、特にべ平連なるものがかつぎあげてゐる小田実
というやつが小説を去年「文芸」というところに発表した。この小
説「ひえもの」の中で小田実には朝鮮人問題をおもにあつかひ、部落
問題も若干扱つてゐる。このなかにかいてゐることを簡単に言つて入管
令とか外国人学校法案とか日本の帝国主義の朝鮮人に対する弾圧の
法律があるわけなんです、この法律を言わば小説化すればこんな

るんじゃないかといふふうな内容の小説を発表しとるわけです。そ
こには簡単に言つて、朝鮮人といふのは日本人の迷惑である、負担
である、朝鮮人はのんだくれで仕事もせず、ぶらぶらし、そしてい
つも日本人の妻に対して（この日本人の妻の方はまじめでどんな残
虐な行為をうけても、耐え忍んでゐるやうに描かれてゐるんですが）
暴力的であつて女たらしである。時々、酒を飲んで帰つてきては社
会主義がどうのこうのとわめき散らしてゐる。最後には暴力やそう
いうことに耐えかねた日本人妻の方は、朝鮮人をつきおとして殺す。
その殺した死体に対して日本人妻の方は、なんにも私は責任を負ふ必
要はないといふふうにはひらき直つとる奴なんです、それは要する
に、日本の帝国主義が戦前におこなつた、あるいは現在におこなつて
いる朝鮮人に対する民族的な抑圧・差別といふものを完全にひらき
なおり、知らんふりし全く居直つてゐる日本帝国主義の姿、そとい
うものをこの小説は、はつきりと描いてゐる。入管令には、この日
本のなかにおいて貧乏したり、身体障害者になつたり、社会に負担
をかけるやうな人間は国外追放である、といふことがかかれてゐる。

このような吉本隆明や小田実らわけの分らん妖怪変化がパンパン
出て来、帝国主義の論理を露骨に宣伝してゐる。これら人民内部か
ら現われる毒素を根絶せねばならない。日本帝国主義のアジア侵略
による反動の嵐、部落民や朝鮮人、共産主義者、日本人民への大弾
圧の時代に、今こそ、人民の友は誰か、人民の友でないのは誰かが
真に問われている。我々は共にマルクス・レーニン主義の大旗をふ
つて新しい社会のために共に闘おうではないか。

（一九七〇年 広島部落解放研究会連合結成集会での講演より）

部落解放・日帝打倒へむけて(2)

部落は告発する

新たな階級組織論を——— 帝国主義段階における任務

部落問題とは何か

タバコを吸ったり、学校の窓ガラスを千枚も破ったり、授業を妨害し、校舎に火をつけ、教師をふくろだきにしたという私の部落の一部の中学生らが、次々と児童相談所、鑑別所、少年院に送られた。「私は責任持てん、少年院はいい所だ」とだましたり、恫喝したりして「福祉教育」や校長が部落から少年らを官憲に売り渡していった。

十年前と少しも変っていない。町や村の倉や、家を次々と放火していったあの悲しい「非行少年」らのかつての反抗が、今はただ、教師らには、より絶望的で近よりたい、恐るべき性格をもつて来たと感じられているようだ。たつた一枚のシャツを洗濯したので裸で出て来た生徒に日共系の教師の一人は「服を着てこい」とおどかし、その生徒に胸ぐらをつかまえられて反抗せられても、まだ眼が覚めない。

大平洋岸辺のM市三万人の中、六千人が大小七つの部落に散在し

ていく生徒を残った先生と友達が港にまで見送りに行ったという。

M市の全国一の生活保護率はさらに、訪猥(さいう)の如き福祉事務所のケースワーカーらによって、自己運動をする。「仕事をしている者は保護を打ち切る」といって、部落に対する、あらゆるスパイ活動、密告をやり、労働意欲を阻害する、惰眠政策をくりひろげている。差別は深く広がり、生保を世話するボスらが暗躍する。

かつて社会学の山本登氏が実態調査の結果「まさに文化はつるの生活」(「部落差別の社会学的研究」)と嘆じた最底辺なのだ。

中学校の「非行少年」狩りが一段落したある夏の夜、M市教育長K中学校長ら一同が部落にきた。その総括に言うには、「学校は太陽である。幼い子供らの茎が真直ぐにのびないのは、その土壌である地区が悪いからだ」、このことを黒板に図解して、錯倒した差別教育の勝利をうたって帰って行った。

戦前も今も、われわれは日本の公教育が日本人民の子弟に、徹頭徹尾、将来のおのれの階級的序列の位置を確認させ、あきらめさせる場ではなかったことを、最も苛烈な体験の中で知っている。朝鮮人や沖縄県民、あるいは黒人らと同じく部落もまた、文化、生活あらゆる人間的営為において劣等であり、野蛮であるとなまされて来た。昭和四十年に出された「同対審答申」にも、部落を「原始社会の粗野」と呼び「社会病理現象」といって部落の一切を否定し近代化しようとかかっている。しかし、中世農民闘争の先端にあつた馬借の闘いや、運慶や歌舞伎のおくに、庭師ら多くの「賤民」のさまざまな芸術的活動をふり返る時、歴史の底から高く低く聞えてくるのは、苦しみと悲しみの中にも、高い人間的品性の轟きではなかったのだろうか。それはまた「特殊学級」にぶち込まれ、教師をなぐ

ている。五人に一人が部落民であり、一、七八二世帯の部落で八二九世帯が、即ち約半数が被保護世帯の有様である。市の一般会計十二億円の中、四億がこの生活費に使用されている。その中でもとりわけ深刻なのが私のK町N部落なのだ。漁業組合は十年も前に、千七百万円の負債をもつたまま、その基本的な事業をストップして来たし、アワビや、天草の撰取の海士(あま)も漁場が荒廃してほとんど生計をたてえず炭俵の女の副業も都市ガス、プロパンガスなどで姿を消した。むろん労働力を吸収すべき工場などはないし、土方仕事も浜辺には余りない。部落に空家がめだち、青年の大半は阪神地方に出て行く。わずかばかりの山畑も草に埋もれ、小さな港の入口は出船のカジを打つ岩石と土砂でせきとめられようとしている。三百世帯一千人の部落で高校生は数人にすぎず、大学生は何年目か一人という具合である。

故郷を出て大阪の夢も束の間、沖仲士となり、臨時工となり、女は水商売に出る。スラムに住み転々と職を変え、幾度も故郷にかえる。戦前には、人買いが家々をまわって、女子を買いあさった。売られ

り、少年院から脱走せんとした中学生、夜陰、蔵に放火して浜辺を走る一党の少年達の「非行」という反乱の中にも、他所の漁場に入つて、その収獲物も、一切の漁具も、官憲に収奪されて、夕日の中をこぼしをふるわせ、涙ながらに帰ってくる漁師らの姿にも、われわれははつきりと感ずることが出来る。まして、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣した五〇年の部落解放闘争の波濤の前に国家社会の一切の諸悪が、今大きく黒々とうつし出されている時、一体何人が、差別の学校を「太陽」と誇り、部落を「原始社会」と罵倒できるか。

部落問題とプロレタリアート

部落問題とは、アジア的な生産様式の中に一千年の歴史をもつ賤民制度が日本資本主義の帝国主義的發展の中で解消されず、さらに社会政策的に温存され、再編されて来た日本における姿である。帝国主義はプロレタリアートとブルジョワジーとの原理的対立の中に農民問題や民族植民地問題、人種、身分差別問題を内に包む重層化された階級構造で以て展開している。そして部落解放闘争は、明治の部落内改善運動が大正八年の米騒動を契機に激しい反権力闘争に転化した、身分差別反対闘争なのである。日本の労働者階級は、この分裂支配のくさびを自らの問題として闘わねばならない。しかし日本労働者階級の階級意識は、余りにもこの課題に無自覚でありその無自覚が、如何に自己の闘いの思想を墮落させていくかについで無関心なのである。

われわれは、帝国主義段階における日本労働者階級の階級意識の未形成が、部落や朝鮮らに対して差別事件として現象する時、現代

革命の主体をきたえあげるためにも最も厳格な糾弾をせねばならぬ。最近起った「矢田教育差別事件」等ひんぱつする「左翼」内の差別事件がこの間の事態を最もよく明らかにしている。労働者や「一般民」が部落を差別するという事態の中に、すでに部落問題が労働者階級の階級意識の不可分の構成要素として内在していることを示している。だがそのことが、如何に恐るべき思想に労働者を墮落させていくかは、次の問題の文章が明らかにしている。即ち、大阪市教組の支部役員選で日共系の教師の出した立候補「挨拶状」は①「越境、同和、補習」で四時に帰れないのは「あきらめねばならないか」、②「暴力集団を除いた全民主勢力」の「統一戦線」を訴えたものであった。この「同和」と「暴力集団」に対する革命的な差別文書を、日共中央、全関西の日共黨員らは、気狂いのように擁護し続け、解同幹部の糾弾を次々と告訴していった。

部落の者と一緒に学ばせることをもって「いい学校」に越境入学させている問題、部落の学力の低い者、またいわゆる「非行」生徒らのこと、子供会の組織、部落の婦人、青年の組織化等で、部落を抱えている学校の教育労働者、「同和教育」の実践家らの日夜の闘いは、いわゆる、「聖職者」意識をその根底からつき破ることなしにはありえない。現在の公教育においては、自己が差別教育の担当者以外の何ものでもないことを彼らは部落で痛感せざるをえない。「自宅研修のため午後四時に学校を出る」というサラリマン化した教師像を追求するこの文書思想には、部落に入り、スラムに入り、朝鮮人らとじかに語り合つて、地区の階級闘争を組織し、自らの闘いと結合させてゆく帝国主義段階のプロレタリアートの任務の自覚が何一つ見えない。それどころか、「同和」や「暴力」にプチ

ブル的嫌悪を抱いている教師らにのつかつて組合選に当選しようというのだ。数年前、部落問題の「専門家」、東上高志がものにした読むに耐えない差別ルポ、また京都府職労書記長大江の同じ組合員である野犬捕獲人への差別言辞など、全関西の解同によつて糾弾された日共の差別事件は後をたたない。彼らはいずれも、何の反論もせず「人民の内部矛盾であつて差別ではない」と聞き直っている。日共だけではない。タガのゆるんでいる社会党、大内兵衛ら「左翼」知識人らは、ひんぱんに「特殊部落」なる贱称を使つて罵倒し合つている。

「革命的理論家」岩田弘などは、10・8の羽田闘争の直後、朝日ジャーナルで、闘争に参加した学生や労働者を擁護するために、彼らは「特殊部落の集団」ではない。「健全な勤労青年・学生である」と書いた。岩田は糾弾されても、自分のやったことが差別であるとはどうしても分らなかつた。また、「ゲバルト・ローザ」なる女闘士も、その著した本で、「特殊部落」なる非人間的な称号を使つて東大を非難した。あらゆる悪の代名詞として国家権力の側から、そして「左翼」、「新左翼」の側からも、われわれ部落民は、生きながらの恥辱を受け続けている。しかし、そうすることによつて、落ちて行く者は誰であり、いよいよ強くなれたられる者は誰であるかは、いうまでもない。「あらゆる種類の隷属をうち破らないでは、どの一つの隷属をもうち破ることはできない」のであり、その階級意識の中に部落民の苦闘を人間的に位置づけなければ、日本のプロレタリアートは、他の人民の抑圧された諸階層を指導することはできない。もはや、ルカーチや梯的なプロレタリアートの「理念」的原理的展開で以て事了われりとするのではなく、あるいはまた底辺下層民を

資本主義初期のように、アナキー的なラン・プロとみなして、その革命性を否定するのではなく、プロレタリアートを軸とした、より全体的な、歴史の諸悪を少しも残さぬ全人民の階級闘争の組織論をこそ、今こそ必要としている。時代は帝国主義時代なのだ。

(一九六九年「京大新聞」)

解放歌

あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえる
光と使命をにないたつ
三百万の兄弟よ
今やドレイの鉄鎖断ち
自由のために闘わん

われらはかつて炎天下
地に足やきはだしの子
ざんぎやくのむちふるう時
鮮血かざすけいぎよくの
断頭台下露しげく
鬼こくしゅうしゅう地は暗し

鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
たましい砕け胸やぶれ
恨みをこめてとこしえに
墳墓にさらす死かばねの
上に築きしドレイ国

疾風林雨千余年
九天めぐる太陽も
そうつさゆる月さえも
われらがために照らざりき
狂宴乱無と散る花も
われらがために咲かざりき

あ、しいたげに苦しめる
三百万の兄弟よ

ふみにじられしわが正義
うばいかえすは今なるぞ
涙はうれいのためならず
決然立ちて武装せよ

一致団結死をちかい
堂々正義の道ゆかん
行手をさえぎるものあらば
断々乎として破砕せよ
われらをはばむ者あらば
一刀両断あらんのみ

あ、友愛の熱き血よ
結ぶわれらの団結の
力はやがてうれいなき
全人類の祝福と
かざる未来の建設に
殉義の星と輝やかん

今日の部落と狭山差別裁判糾弾闘争

全国部落解放研究会連合

はじめに

十二月三日、五日、八日、東京高裁において、今年四月以来中断されていた狭山事件(被告石川一雄)の公判が再開された。五月八日、九日の現場検証をへた事実(証人)調べである。

被告、解同、全国部落研連などの強い糾弾闘争と世論に押され、さらに和島岩吉(日弁連副会長)山上解同顧問弁護士ら弁護団も飛躍的に強化された中で、権力も「公正な裁判」を装わねばならなくなった。

十二月三日、約百名の解同婦人部によって高裁庁内、構庭内で激しく抗議が行なわれたのを契機に五日、青年活動家百数十人によって機動隊の厳しい規制をもとめせず朝から夜まで執拗なデモ、シュプレヒコール、歌などによって裁判所を揺がし、最後の八日は前日の対政府全国中央行動に結集した五千人の部落大衆の大半が、

清水谷公園から高裁前までのデモ、高裁前抗議行動を盛り上げ、石川青年の家族とともに、差別裁判を声高く糾弾し、石川青年奮闘をせまった。

これらの闘争は、昨年十一月十四日、全国部落研連五名の勇士たちによって敢行せられた「狭山差別裁判実力糾弾」の浦和地裁占拠闘争が、部落大衆に物質化され戦前の高松差別裁判闘争(昭和八年)戦後の近田事件(福山差別裁判、昭和二十九年)糾弾闘争にならぶ巨大な反権力闘争として爆発しつつあることを示している。しかも現在、権力による差別的人権じゅうりん事件が各地で起っている事実に対して、徹底した糾弾闘争をまき起す、大きな軸としてこの闘いが展開しつつあることはとくに注目せねばならない。

そしていま、また、帝国主義的同和政策がかまびすしく宣伝され融和ボスが暗躍しつつある時、この闘いは極めて好対称をなして、ぎりぎり、戦後部落解放運動の質的發展を押し進めるものとして

多くの部落大衆に意識されつつあるということである。分裂策動を続け、「反暴力」を唱えて部落大衆に敵対する日本共産党も、この動向の前にもうちひしがれるであろう。

部落差別の現状

日本帝国主義の近代的に粉飾された同和政策(差別的同情主義)と度重なる重大差別事件、これらに対する部落大衆の大きな闘いのうねり、われわれはこの背景に部落の生活にかけられた、危機について正しく知らねばならない。

まず第一に、部落農漁業の話にもならないほどの零細さからくる前途絶望性。

一般農家が「三反百姓」というのは、その最低水準だが、部落においては、農地改革の後、やっと手に入れた旧小作地では「三反百姓」は最高の耕作水準の部類であり、一けた違った「三畝」のイモ畑程度の部落もめずらしくない。(昭和四十年、政府の同対審答申によれば、全国農家平均一世帯あたり八十アール、部落農家三十五アール、全国部落有業人口中農業は約四二%)

これに対して政府は「部落の農業は経営規模が極めて零細であること」を認めて、「大部分の零細農家は……農業からの離脱」(答申)を行えと強要している。事実大部分が兼業化を通じて、そして最後に離農を余儀なくされ、生活保護や失対に入っている。

漁業もまた同じく、「原始的」な漁具や漁法、無動力船で営む漁民の生活は、大規模な動力船に押しまわれ、「密漁」もあえてせざるをえない。政府はこれに対しても「おそかれ早かれ転廃業を余儀なくされるであろう」と冷厳に恫喝している。

部落産業は今や影うすく、崩壊の危機にままわれている。大阪の浪速、西成両地区の皮革関係産業は「四畳半メーカー」といわれる極小経営(全国の皮革、履物関連産業の総事業所八千六百余、従業者七万七千八百六十余人であるが、その六割程度までが個人経営——親方〓子方、家族、親縁関係——だといわれる)がほとんどであり、少数の独占メーカーに圧倒されて、昭和二十九年頃約八〇%までが皮革関係にたずさわっていた地域住民が、昭和四十三年には、就業人口のわずか一八%位しか関係していない状態である。その他竹細工や炭俵編み、炭鉱労働らは次々と、「エネルギー革命」だの「合成品」だのというのとりにけえられて奪い去られた。

さらに、奈良県下の部落を中心とするグロップ、ミット、ヘップサンダルなどの製造業にみるように、日本帝国主義のアジア侵略の政策の中で、「後進国」へ特惠関税を与え、部落のかわりに「後進国」人民からより多くしぼりと、同時に、部落産業の根本破壊を押し進めようとしている事実、重大である。

こうした部落民の生活基盤の深刻な貧困化は、生活保護世帯の増加、失対事業への「転落」、自治体の差別的な現業労働部門、主に清掃関係への進出によってかろうじて糊塗されてきた。

同対審答申によれば、生活保護を受けている世帯は、百世帯当り全国平均三・二、であるが、部落では、香川、福島、高知、福岡各県らは二十を越え、十以上が徳島、佐賀、三重、京都、鳥取、熊本愛媛等々であり、全国部落平均は七・一となっている。

失対事業へは、西日本においては特に部落民が多く就いている(例えば、高知では七〇%、京都府では六〇%、奈良では七一%くらい)が、生活保護の厳しいケースワーカーによる警察的監視と

制限に併せて、帝国主義政府は、失対事業の全廃を現在無慈悲に強行しようとしている。

全国十九万失対就労者を支える全日自労の歴史的な、文字通り決死的な闘いが開始された。野菜行商、金属、紙くず業なども今は無いが、または廃業の危機にみまわれている。追いつめられる部落大衆は日雇い、臨時工、社外工に危険をかえりみず雇用されているが多きは、日給、日給月給、出来高賃金制という劣悪な身分であり、また土方仕事を追求めて日本全国中転々として消息すらしれなくなる若者もいる。

一般には五人に一人は大学進学をしているが、部落では五十人に一人くらいしか進学せず、高校進学率も依然として低く、しかも定時制、私立、実業（商工）高校がほとんどという有様である。この貧困と不平等の実態の拡大の中に、われわれは帝国主義の差別政策（同和政策）をみる。「部落の環境や文化が悪いから差別ができる」という融和的官吏的唯物論ではない。

このところ数年間に大きな糾弾闘争をまき起こした差別事件が頻発している。手許にある報告を見るだけでも、胸破れる悲痛な事実ばかりだ。

権力、企業、市民らによる重大差別事件

高知県佐川中学校の部落の生徒は、採用通知があったにもかかわらず「部落民だから」という理由で不採用にされた（倉敷紡績）。

須崎工高の部落民を四国器械、神戸製鋼が、身元調査の上、不採用にした。京都の日本スピンドル（柳亀岡工場に就職した部落青年は、同僚などから暗に「お前は部落の者」だという言葉を送り返し受け

転々と職を変えさせられた。広島相銀、協和銀行（大阪）南都銀行（奈良）など「信用を重んずる」金融関係の就職差別は露骨にくりひろげられている。その他舞鶴の造船所、大阪の印刷会社、京都銀行、三菱重工、川崎製鉄、松下電器、日産車体、四国電力、奈良県警等。

部落の中学生、高校生は、卒業が迫る頃には皆一人一人、胸をしめつけられる差別の関門の前に立たねばならない。学校での差別事件はますます拡大されている。大阪府下のある中学校「特殊学級」の生徒に、先生が「お前をK町（部落）にやって頭の皮をむいてグローブやミットにしてみようぞ」とおどかした。また、大阪の矢田小学校では、先生が部落の子に特別就学奨励費をわたす時「こんなものをもらうのは恥と思え」と差別した。教師が家庭訪問すると「先生何とか部落の子とうちの子が遊ばないようにしてもらえまいか」と懇願する若い母親が多いという。

昭和四十二年文部省発行の「生徒指導資料第三集」には、奈良の実際の部落を差別的に事例としてとりあげ「反社会的傾向」「授業を妨害し乱暴する生徒」の環境として「近隣はヘップサンダルの内職をしている家庭が多く、生活程度の低い特殊地域。不良少年が多く環境がよくない」と記述し、警察にすぐ連絡するよう指導してあった。実際、高知の朝倉中学校は部落の「非行少年」に対して機動隊を導入して鎮圧するという驚くべき「教育実践」をした。

文部省関係の「社会教育」という雑誌には、共同石油の重役が社会教育の不十分な理由として「社会教育の関係者が、特殊部落に住んでいるからである」と暴論した。文部省の幹部は、同対審答申は人種起源説を否定していない、と公然と主張した。大阪大学、大阪

市大、佐賀大学、大阪豊中高校、和歌山向陽高校等、学校での差別事件は相次いでいる。

自分の生んだ子でありながら、夫が部落民であることから「部落の子は抱けぬ」と放り出して逃げ帰ったり、松山の部落の青年と清い交際をしていた娘の家族は、再三しつこく「エタぞあの男は」とか「家に傷がつく」「近所づき合いができなくなる」「あんたはエエかも知れんが、後に残って嫁をとり、嫁に行く弟や妹はどうなる」と差別を強要した。結婚差別は、部落青年が一般の娘（男）と恋愛する時には、必ず、一つの例外もなく現われて悩ます。

われわれはその他市民社会のあらゆる方面に、醜悪な差別者の姿を見せられる。本願寺、天理教の差別事件、結婚差別や就職差別を売り物にする興信所の暗躍。京都府知事選での柴田候補の差別事件等、市町村議員の差別発言、自民党の「自由新報」、世界、「月刊社会党」、「家の光」等々大量の差別出版物のはんらん。「エタ」「新平民」等差別的族称を冠した明治百年の壬申戸籍が封印されたのも、ようやくほんの二、三年前にすぎず、それまであらゆる方面の差別的身元調査に利用されていた。これらは全て部落の兄弟によって激しく糾弾された。

さて、しかし権力の手による部落民への直接の差別事象ほど、くやしいものはない。

狭山差別裁判を頂点として、高知の弘中事件（本年七月）、福岡川崎警察署差別事件（本年五月）尼崎警察署暴行事件（本年六月）、また今なお未解決事件として兵庫の徳本事件（昭和三十三年）、差別裁判で服役中の徳島笹山事件（昭和四十年）、その他鳥取県の交通事故事件、岡山県で列車妨害、京都で巡査のピストル死事件、北

九州市小倉、高知県下、大阪府下で部落への不当な見込み捜査、逮捕、差別的処遇が連続的に惹起している。

高知の弘中事件は、部落青年と一般娘との結婚問題で、一般民側の差別的な両親に警察が加担し部落青年に集団リンチを加え、暴力的に仲を引き裂こうとした。数年前、滋賀県でも警官が親の要請でパトカーで部落民と結婚した娘を連れ去っている。解同高知県連は直ちに糾弾行動を開始し九月二十四日には「警官の結婚自由じゅうりん暴行差別糾弾全国総決起集会」を県庁前で開き、二千数百の大衆が、県知事、県警本部を徹底糾弾、県庁屋上から「県警本部長湯川清弘は即刻引責辞職し、土佐警察署長以下差別警官を直ちに懲戒免職にせよ」の大垂れ幕がさつとおろされ、数万のビラが舞いおろされ怒りのどよめきがあがった。県当局は「陳謝の意」を表わしているが、県警はひらき直っている。

福岡県田川郡川崎町の「川崎署差別捜査事件」は、第二の狭山差別裁判として福岡の青年の怒りをまき起している。傷害事件で犯人にデッチあげられた材木君は昭和四十一年の少年殺し事件でもあやうく犯人にされなかったが、度重なる差別的なぬれ衣を着せられたのだ。

尼崎の警察は、部落民を不当に連行し、暴行を加え、「こんなもん虫けらや、踏んでしまえ」と逮捕した。解同中央本部は厳重に抗議糾弾している。法務省次官は内閣の同和对策審議会のメンバーであり、部落民を差別から「司法的に救済する道を拡大する」といつているが、現実には御覧の通りだ。

帝国主義の同和政策

戦後部落解放闘争は、一切の差別糾弾闘争を国策樹立、行政対策要求闘争として発展させてきた。われわれはこれを短絡的に「反権力闘争でない」と批判することはやさしい。だが帝国主義権力は部落問題のこのつきつけの前に、自己の欺瞞性、ブルジョワ民主主義の幻想性を暴露され、告発して迫る部落大衆の怒りを見た。

一九六五年同和对策審議会を出し、同和事業特措法を昨年出さざるをえなかったのは、部落大衆の実に数十度にわたる対政府、数百年度の全国各地の対自治体闘争の結果であった。われわれはその内容を批判した。だがそれは、これまでの先輩たちの海山よりも深く重い苦闘をふまえた上でのことでなくてはならない。

一九六八年夏、われわれが、他の決死隊数名とともに、総理府を包囲した全国部落青年の見る前で、庁舎屋上を占拠して、たらした垂れ幕は、他ならぬ「同対審答申完全実現」「部落解放特措法即時制定」の二つの幕であった。部落解放同盟の行政闘争方式は、不良住宅を一掃し、道路を整備し、更生資金、生活保護、失対就労をかちとり、全国数千の部落学生の特学資金、技能修得資金を獲得してきた。幾多の差別事件の中で、部落民の人権を守り通してきたのだ。その最大の高揚こそ、六十八年総理府闘争だったのだ。

この部落大衆の闘いにもかかわらず、答申の内容は、極めて裏切りのものである。「国の恥」といい、「病理現象」といい、零細な部落農漁業、中小企業の切り捨て策を強調し、甚大な「混住」部落を新たな「同和地区」指定を通じて再編強化しようとする傾向に対して、われわれは強い批判をしてきた。部落大衆の要求を部分

的に（特に環境改善、社会福祉等）とり入れつつ、それを帝国主義の論理の中に展開する現実（例えば、部落の停滞的過剰人口を近代的工場に入れるといっているが、実際これは、近代的工場の中の近代的な雇用形態でくみ入れたり、都会の工場が農漁村部落に侵入して、日給四、五百円の低賃金で婦人を使役したりしている）を反映している答申について、われわれはいさかも幻想を持たず、自主解放の旗を強調してきたのである。

だが同時に、同和对策を要求している部落大衆の闘いを、われわれの立場で革命的に推進せねばならない。その推進軸として定めたのが、狭山差別裁判の徹底した糾弾行動なのだ。帝国主義権力は、三百万部落民に対してわずか本年度四十二億円の予算しかくまず、一昨年から十カ年計画も机上の空論となつていく。

大きく高まる狭山差別裁判糾弾闘争

はじめに述べたように、狭山差別裁判は画期的な反権力闘争となつて、対行政闘争の官民合同的融和的傾向を転換させつつある。この闘いの突破口を開いた浦和地裁占拠闘争にわれわれは満身の誇りをもっている。

十二月八日には、婦人、青年に続いて部落大衆が始めて東京高裁前を埋める闘争をくり広げ、幾度も全国各地から現地調査、石川君の家族激励、葉書による抗議文の送付等がなされた。狭山差別裁判糾弾の全国行進隊は、眠れる各地の部落をほり起した。幾多の青年が眼覚めた。解同中央の「救援本部」は糾弾本部となり、二つの糾弾要綱が発表された。部落解放同盟と全大衆は、勝利に向つてわき立つている。

なかんずく、九州、広島、高知、徳島、大阪、奈良、京都の青年は、戦闘的な思想をきたえつつ新しい解放運動の担い手としてこの闘いの先頭に立っている。全ての闘いがこの闘いに結集され、全ての闘いにこの闘いの質が貫かれつつある。日本共産党の矢田教育差別事件擁護・差別映画「橋のない川」上映運動をテコとした、解同分裂敵対策動「解同正常化委」デッチあげの企図は、帝国主義に屈服する一部反共融和幹部とともに、七〇年代部落解放運動の一大障害物となつて、歴史的危機をもたらしめているが（現在、東大阪市の一部落を分裂策動の拠点にしている日共は、権力と一体となつて解同に暴力的に対応し、「橋のない川」糾弾闘争では、官憲にわれわれを売り渡している）、帝国主義権力の同和政策のギマン性の暴露と、重大差別事件糾弾闘争を通じて、部落青年と大衆は、必ず革命的に困難を克服するだろう。一般市民、労働者、学生の無知、無関心、侮辱の中でも、差別徹底と人間平等のために、部落大衆は闘っていくだろう。

（「前進」五一五号、七一、二）

労働者文庫・1

紀元節と天皇制

三島由紀夫の攻撃は、明治以来百年の御民族としての排外主義を、天皇制イデオロギを軸に「一氣に眠りたてようとする超反動的な反革命である。三島のうしろと白頭する反革命を全力あげて粉砕せよ、天皇制的圧制の象徴としての紀元節に限りどこを求めよう日本帝国主義を全面的に暴く」

内容●三島事件にたいするわれわれの見解／天皇制的圧制の象徴としての紀元節／紀元節復活と日本帝国主義の危機／亡国の記念日／天皇制ボナパルティズム論

●編著／本多延嘉●発行／前進社出版部●価150円

革命的暴力は闘う部落民の

根源的な権利だ

狭山^{差別裁判}、矢田^{差別教育}を糾弾する

杉 進也

復讐の本懐遂げよ

十・八以降の階級闘争の展開の中で、日本プロレタリアート、学生、の最良の部分が、日本革命の現実性を、じかに、身体的に受け止め、勇猛邁進している時、抑えがたい躍動する歓喜をもって、ついに来たノと叫びたい。全ての抑圧され賤しまれた人民が、その復讐の本懐を晴れて遂げる秋が、今確かに来たのである。全学連、反戦によって鋭くきりひらかれようとする七〇年代の革命運動の転型期にあつて、五十年の部落解放闘争もようやく新たな胎動が始つてい

る。

解放運動内の日共は、四、五年前から、伝統的な部落大衆の実力闘争から脱落し、「左翼的」なポーズをとりながら無責任な組織干渉に没頭している。「前衛党」日共の没落と敵対は、しかし運動内に大きな右翼的反動を誘因し、部落解放運動の指導部は、官民合同行政的解決の泥沼に深く入り込もうとしている。

けれども、本来的に一切のブルジョアの諸権利を剝奪されて来た部落の大衆闘争は、常に「暴力」的「脅迫」的な直接行動として現われたし、差別事件に対しては、何か法的な解決手段が与えられて

いない以上、「暴力」以外に自己の人間の尊厳を貫くことはできないのである。まず日共が部落からたたき出された。そしていかに融和的な指導部といえども、団交の幹部の頭上を越えて机やイスが行政権力にたたきつけられる部落民の怒りは、到底融和することはできない。

日帝打倒こそ鍵だ

周知のように部落問題とは、主として徳川幕藩体制の中で全国的につくり出された「エタ非人」の差別身分制度が、日本資本主義の帝国主義的發展の中で、解消されず、「融和」あるいは「同和」されて再編され、依然として「人間外の人間」として身分的桎梏の下に、人民の最底辺に分裂的に配置されている問題であり、それに対する全国六千部落三百万部落民の、半世紀にわたる苛烈な人間奪還の闘争、階級的な人民の統一の問題である。世界的に、帝国主義段階における農業問題、民族植民地、人種、身分差別の問題において把握されねばならず、帝国主義打倒＝プロレタリア革命の立場のみがこの問題を根本的に解決できる。

安保日米同盟を強化しようとする日帝が、アジア侵略の要として力む時、沖縄、朝鮮問題、部落問題等、帝国主義個有の問題が、激しく政治化し、革命的な人民の中へ反動的なくさびとして打ち込まれてくる。この問題で誤まる時、帝国主義下のプロレタリアートは、総崩れとならねばならない。

今、鳴物入りで宣伝している部落に対する日帝の社会政策―予算をかけて部落を拡大再編する同和事業のかたわら、権力や資本、ジャーナリズムは部落民であるゆえの差別的処遇を戦前以上に強化し

てきている。就労状況、教育、環境、社会的交際、結婚において帝国主義の合理化、近代化政策が非近代的な身分的差別を人間生活のあらゆる面ですます拡大している。一般人口の数の倍の高さで都市部落の人口は増え、数十倍の高さで破壊される農村部落の生活保護受給者が存在している。手のつけられぬ少年達の「非行」という反抗には、中学校さえ機動隊が導入されている。ここで、とりあげる司法権力による差別裁判、教育の場における差別事件は、日帝の同和政策のあからさまな姿、部落民への無慈悲を端的に表現する。一切の植民地的な「同和」「融和」政策がそうであるように日帝の「同和事業十ヶ年計画」も部落民を劣等視し蔑んでいる事実をかくすことはできない。権力によるあるいはそれにおどらされた者のいかなる差別も、部落民の「暴力」による、死と血の反撃、徹底糾弾の雨をのがれることは出来ない。たとえ「前衛党」「新左翼」と称しようとも、人間を差別した者には、人間の名による階級的制裁を受けねばならぬ。それは理屈の問題ではなく、人間としての感性の問題であるのだ。

黒い陰謀 狭山裁判

埼玉県狭山の官憲によりデッチあげられた差別裁判と、大阪市教組の日共系教師集団の矢田教育差別事件は、数ある差別事象の中で現在部落民の怒りの焦点である。それは一様に、部落民に対する差別的偏見―「暴力集団」「犯罪の巣」「反社会性」に基き、部落民の法的無権利状態を見通した上で人民の中にブルジョアの嫌悪感と差別を再生産するものである。そして部落民の法的地位や、生活状態を直接知っている者によってなされた点においても特に深刻であ

る。

六三年、埼玉県狭山市で、女子高校生「善枝ちゃん」の誘拐、暴行殺人事件が起った。警察は身代金を要求した犯人をとり逃した。世論のごうごうたる非難の中で、苦慮した結果、伝統的なフレイムアップの牙を周辺の部落の青年にむけた。片っぱしから部落の青年を別件逮捕し、遂にその中の石川一雄君を、だまぐらかし、脅迫しなぐり、果ては、「殺つた」と云つてくれたら十年で出す」と泣きついて、あらかじめつくれた証拠と自白書を強要して殺人犯にデッチあげたのだつた。かくてこの憎むべき事件を部落民の犠牲のもとに解決し、権力への公共性の幻想に應える中で、分裂支配の階級の本領を貫徹せんとしたのだつた。その陰湿さは、事件にまき込まれた幾人かが相ついで急死する異常さにも見ることが出来る。この種の差別フレイムアップ裁判は、戦前の高松差別裁判とか戦後の福山裁判など枚挙のいとまがないが「特殊部落」なるが故に、尋常の手段では女性を獲得できないので、身分をいつわたり、誘拐したり監禁したりして思いを遂げようとした、これが差別裁判官の一貫した判断だつた。近代的な法によつてではなく現実社会の差別によつて黒白が判定され、そうすることによつて部落民の前近代的な身分が法制化されるのだ。このようなことが現代でもという人がいるかも知れない。しかし、現代だからこそこの理不尽はまかり通る。東大闘争の無茶苦茶な階級裁判は、部落民には昔から平常のことだつた。「オレは殺っていない」石川君は獄舎をたたいて叫んでいる。法廷の検事と判事と弁護士による複雑怪奇な猿芝居や手続きを石川君は要求しているのではないのだ。

日共が差別の尖兵

だが、石川君の叫びをあざ笑うかの如く、部落解放運動の旗手を自称するグループが、おのれの身内から出た差別事件を擁護するために部落民に対する社会的なあらゆる偏見を組織的に動員している事実がある。解放運動内で没落して行く自己の失地を回復せんがため、卑劣にも差別事件を逆にとつて、糾弾する部落民を、次々と「脅迫」「暴力」「監禁」等の罪状で告訴する、天を恐れぬ日本共産党のこの裏切り行為は、千秋万古、部落民の胸底に憎しみを以て記念せられるであろう。事件は、今年、大阪市教組の支部役員選に際し、日共系教師集団によつて配られた立候補あいさつ状に発する。

それには、①同和、越境、補習など同和教団のしごとのため、職場がますます苦しくなる。②「暴力集団」を除いた民主勢力の統一戦線を訴えたものであつた。部落とか、暴力集団とかに対する社会的偏見にのつかつて当選しようとする腐敗した反革命的な差別文書以外の何物でもない。部落をかかえた学校の教育労働者は、聖職者意識を以て自己が民主教育の実践者であるなどという自己満足はふつ飛ばされ、差別教育の担当者・差別者としての自己が、日々の続発する事件の中で迫られる。問題の文書が訴える「四時に学校を出て自宅研修」するサラリーマン化した教育労働者は、部落の者にはまったく冷淡な差別者以外の何者でもない。

帝国主義下の教育労働者は、抑圧された人民の地域に入つて青少年、婦人らの闘いを組織し、自己の闘いに結びつけることを任務とせねばならない。真面目な教師は長い間その実績をもつてきた。和

歌山と高知の勤評闘争は、部落と教師の闘いのすぐれた姿を示すものだつた。この差別文書は、部落そのものにかかわることを、労働強化といつて嫌忌したのだ。日共は戦前戦後の部落解放闘争の指導的位置から今、大きく脱落している。

それは第一に、部落民の大衆闘争が、いかに生活の改良的な闘争でも、とりわけ差別糾弾闘争には実力闘争で展開されてきたことに議会主義的なボス交になれそめ、上品な形式を尊重する風が下部にまで徹底した結果、耐えられなくなったこと、第二にそのセクソ的な利害心の優先と、ブルジョア革命次元での部落問題の低い認識の故に、部落解放闘争の組織的独自性を軽視または無視して、部落住人を、民青、生健会、新婦人等に解消し、部落の独自組織を追求する者に「部落第一主義者」なる罵倒をあげせ、多くの実際に運動を担っている無党派活動家の反感を買つたこと。第三にそれらの最も腐敗した結論として「党」員から悪らつた差別事件を続出させていること、しかもそれを「前衛党」なるが故に、許されると聞き直つていふことである。もともと指導部に入り込んで、部落民の闘いの成果をかすめとつて、自己流に宣伝していたにすぎない日共は、あつという間に部落からたたき出されたのであつた。

最初、この差別ピラをまいた連中は、部落解放同盟矢田支部に糾弾され、自己批判を約束したのだが、日共大阪府委員会、代々木本部の介入で撤回した。部落民の糾弾を「暴力」と呼んで、「差別者の人権」を守ろうと大量のピラ宣伝をやっている。

革命的暴力の思想

われわれは今はずきりと権力と反革命グループにいつておかねば

ならない。部落民には、それに加えられる差別には一そのために志ある部落青年が多数命を絶たされて来たがこれには何らの法的な救済措置もなく、差別者への刑事罰も設けられなかつた。否、それどころか、司法権力によつてその差別が法的に承認されている以上「暴力」以外に自己の生命を守る手段はないのであり、長い闘いの中でそれは部落民の闘う組織の根源的な権利として、すなわち「暴力」権あるいは糾弾権として、この差別社会に力をもつて打ちたててある事実なのだ。

今、これを明確に意識して日帝打倒 融和主義粉砕の立場で、即ち、帝国主義の社会政策の補完物としてではなく、ブルジョア的な平等を要求するのでもなく帝国主義体制そのものをひっくり返し、プロレタリア、農民、被差別人民の権力樹立による階級的統一を目指す闘いが、全国水平社以来の革命的暴力主義の武装下に組まれようとしていふ。非和解的な差別事件の徹底糾弾、欺瞞的な融和政策粉砕の闘いが今こそ開始されねばならない。差別の学校は解体されねばならぬ、差別裁判は粉と散らさねばならない。全ての隷属をたち切ることなしには、どの一つの隷属もたち切ることもできないという若きマルクスの言葉が、帝国主義段階の今より以上に真理であることはない。部落民の嵐と荊逆の道程を日本プロレタリアートは自己解放に止揚せねばならないのである。

狭山差別裁判実力糾弾への道

帝国主義の同和策

帝国主義司法権力による部落への「同和策」の現実、形ばかりの同和問題解決の立法「同和事業特別措置法」(一九六九年六月)のメダルの裏である。

昭和三八年に起きた狭山事件(善枝ちゃん殺し)の兇悪犯人にデッチあげられたのが部落青年石川一雄君の運命は、そうした権力によるいくつもの犠牲の一つであった。

日本帝国主義は、明治四年の「エタ解放令」にもかかわらず、翌明治五年には、「壬申戸籍」で以て、行政的、法的に部落民の差別的地位を確定し、くりかえし法廷で部落民である事で以て、罪科を課して来た。

基本的には、農村、都市の雑業、「賤業」にしばりつけられた産業予備軍として、部落民は、極端に劣悪な環境と貧困の中で、差別の鎖を引きずりながら拡大再生産されて来たのであった。

それには、単に差別的に部落民に対して行政施策をネグレクトし放置して来ただけではなく、一層積極的には、差別に抗議し反逆する部落に、特別高等警察課等の治安の取締りと、鳴り物入りの融和

事業が、各界反動名士を含む融和団体の手によって加えられた。

むろん、それらは、部落のボスの育成費として消費せられ、部落民の自主的な解放闘争をごまかすものであった。

人民統治の基本台帳である差別的壬申戸籍と司法権力による差別の放任、差別的処遇、検挙、判決、自主的解放運動への大弾圧は、アメの温存策―融和事業と表裏をなすムチの懲罰であった。

それは、市民社会の差別的人権じゅうりんの法的な黙認のみならず、権力による差別の法的執行行為であり、それ故に、赤子一如、四民平等の社会的幻想が部落の底辺から不断に鋭い亀裂と不信を生じ、呼び起こすのである。

順わんとする者が、必然的に反逆せざるを得ない矛盾を蓄積する。

「エタ解放令」の大御心が、「民主憲法」の第十四条が、差別の現実と相反するかの如くである。大御心や第十四条を盾にして、差別者と抗争する部落大衆に対して、国家権力は、ふり上げた警棒を容易に振りおろすことができない。

国家の公共性の幻想をめぐって、部落民に対する差別と、部落民による告発が緊張する。差別に屈服し、その事実、傷みを包みかくす者には、この緊張は存在しないが、闘う部落民の順することと

逆することが、不二である極限に於て、帝国主義の同和策は、自ら分裂する。

狭山差別裁判の背景

石川一雄君に着せられた極悪非道の罪惡のぬれ布は、差別の歴史的背景に裏打ちされている。

江戸時代の苛酷なエタ取締りの布令―一般民と立ち交わつてはならないとか、髪はザンバラにし、胸に四寸四方の毛皮をつけるとかエタの命は、一般町人の七分の一であるとかを原型として、司法権力の差別は今ほば次の如く展開されている。

第一には、本狭山事件等にみられる形態であつて、部落を暴力と惡の巣であるかの如く見なす偏見に基いて、兇惡犯の適当な犯人がない場合に、部落民を特に集中的に捜査し「部落狩り」をやり、デッチあげる。

この種の事件として大きくとりあげられたのは、戦後間もなく、奈良県五条署に於ける強盜殺人事件であり、その近くの大島部落出身の一青年が犯人にデッチあげられた。

彼は別件でバクられて、エビ責め、逆つるし等あらゆる残忍な拷問の中で「自白」を強要されたが、当時の部落解放全国委員会の糾弾によって、すっかり警察のうそがバクロされ、五条署長は、クビになった。

又、昭和三十年頃、京都市の五番町事件の殺人犯に部落民と朝鮮人らがデッチあげられたが、真犯人の自首によって、警察のたくらみはくじかれた。

そして、昭和三十三年に起きた、いわゆる徳本事件は、狭山差別

裁判と共に、今こそ我々部落の兄弟が、無実の差別裁判として打ち砕かねばならない。

兵庫署に自動車強盜犯人として八年間も獄窓につながら、最高裁への上告も、再審請求も全て却下され、しかも徳本吹喜雄氏自身が追究し、見つけた真犯人が、はつきり存在しているにもかかわらず、懲役七年六ヶ月を受けたのであった。

「徳本は部落民であつたため、ひどい目にあつた」と警察の刑事でさえ語っている。

第二の形態は、結婚差別に基く訴訟事件に関して警察、裁判所が差別者に加担し、部落民である身分をかくしたとして下す露骨な差別裁判である。明治三十五年、広島で、夫が部落民であることを理由に、離婚を申し立てた。

広島控訴院は、「抑々穢多は往古より最も卑賤の一種族とせられ一般人民に齒するを得ざりしもの」として、離婚を認めたのである。そして、後で詳述する昭和八年の高松差別裁判に於ては、「特殊部落民ノ出身デアリナガラ故サラニ之ヲ秘シ」て結婚しようとしたことが犯罪であるとして、懲役に課せられた。

それは何も戦前だけの話ではない。

昭和二十九年、福山でも全く同じ事件が起つた。

本人同士が合意で結婚したものを、夫が部落民であるが故に、妻の家族が、暴力的に仲を裂き、その夫らを不法監禁、結婚誘拐罪で告訴した。

「特殊部落民なるが為に非常の手段を用いて結婚を強いた」として起訴されて、一審、二審とも懲役一年が課せられた。

これは、解放同盟らの闘いによって最高裁で一応破棄された。

また、数年前、徳島で起ったいわゆる笹山事件は、結婚に反対された部落民と一般の女性が心中し、男だけが助かったが、裁判は男に殺人未遂の重罪を課している。

第三に、日々無数に起り、何らの法的救済措置もとられず放置されている差別に対する抗議、糾弾の行動が、「暴行」「脅迫」「騒擾」事件として取締られ、弾圧されて、刑罰を加えられた。

大正七年の米騒動の検挙者の中、死刑二人を含めて部落民が著しい罪科を課せられたが水平運動が活発になるにつれて、それに伴う「犯罪」は年間数十件を普通としている。

我々は、その中で特に大きな事件として、大正十二年の国粋会と水平社の武装闘争、群馬県、高崎区裁襲撃事件、そして、大正十五年の「福岡連隊爆破陰謀事件」等をあげよう。

時の内相、床波が肝入りでつくった国粋会―社会運動の妨害活動を任務とする博徒集団が、水平社の糾弾闘争に介入してきた。

奈良県下を戦場と化して、水平社と国粋会は、竹槍、日本刀、鉄砲を交えて乱撃、騒擾罪で、水平社側は、二十五人の懲役、十人の罰金刑を受けたが、国粋会側は、軽微なものだった。

法廷内においても、水平社は、堂々と差別撤廃と闘争の正当性を主張した。

大正十二年の高崎区裁襲撃事件は、差別糾弾をしていた水平社同人が警察に逮捕され、一旦は奪回したが、再び高崎区裁に逮捕された。五百余の部落民は怒って、憲兵隊、警察、軍隊を相手に同区裁を襲撃した。

それも騒擾罪で三十数人が罰せられた。

福岡連隊事件は、当時全国的に起っていた水平社の軍隊内差別糾

弾、兵官拒否等、反軍闘争の頂点であった同連隊差別糾弾闘争に対するデッチあげの大弾圧であり、「確かな証拠はないが極刑に処すべきである」という驚くべき暗黒裁判を以て、十数人が懲役をくらひ、二人を除いて殆んどが死に絶えた。

狭山事件差別裁判

こうした部落民に対する歴史的な法的背景の下に、石川青年の事件は起ったのである。

五十年代から六十年代の高度成長経済の道程で、そして部落ではいわゆる行政闘争方式が国策樹立に向って展開されている時に、自衛隊内の差別事件や徳本事件、福山裁判事件、狭山事件等、権力による差別策が僅かな同和事業に包まれて平然と行なわれて来っていた。狭山事件でデッチあげられた被告、石川一雄君こそは、正に孤軍奮闘の中で、こうした状況をはつきりと突き破った。

死をかけて彼が訴えているのは、予算獲得運動と融和教育に鼻までつかって、部落民の怒りと感性を喪った現代の部落解放運動への警鐘でもあった。

その苦悩の事実経過は付表の通りである。又、解同本部のパンフレット「狭山事件の真相」にくわしい。

此処で注意せねばならないのは、犯人をとり逃した警察の重大失態、それを挽回せんとした部落への集中捜査、別件逮捕、自白の強要、自白事実の事前工作、マスコミ操作による大宣伝、抵抗する被告人への肉体的、心理的圧迫と詐術、公判に於ける被告人への遠隔操作とロボット化の魔術等、あらゆる「科学的」な力が総結集され、被告人と外部の関係が完全に閉ざされた。

その最後の決定的な仕上げ、処刑の宣告と執行に於て、同じ獄の受刑者に支えられた石川君の起死回生の転回―反逆に於て、一切のからくりは、崩壊した事実である。

そして今一つ注意することは、石川青年の唯一の命綱であった弁護人及び、当初石川君の救援をやっていた国民救援会（日共系）の部落問題の認識と主張、その思想性に重大な欠陥があったことであり、被告は容易に外部へ真実を伝えることが出来なかったのである。それは、昭和三十九年の十一月、弁護人が被告、石川君の精神鑑定を請求するという事に現れている。

しかも、その理由は、人と一緒に飯を食いたがらないというような、差別され疎外された部落民の抵抗の姿を、羅列してある。（控訴趣意書）

そして彼らは、権力によってデッチあげられたこの事件に「公正な裁判」をお願いしている。

裁判するのは、石川君であり、我々である。裁かれ糾弾されるのは、権力であるのだ、権力に平身低頭し、部落民をあわれな気狂い扱いする弁護団が、被告人に信頼されたいのは当然である。

我々は、無罪であることを要求するのではない。
権力が有罪であることを立証するのだ。

差別裁判実力糾弾闘争と部落解放運動

昭和八年の高松差別裁判糾弾闘争勝利の革命的継承とは何であるのか。解答。一九六九年十一月十四日の浦和地裁実力糾弾占拠闘争である。狭山差別裁判実力糾弾闘争は、従って、高松裁判闘争の現在版ではない。

満州事変を契機とした日本帝国主義の侵略戦争体制の中で、全国的な差別撤廃の「請願」行進隊で以て、司法権力に差別裁判を白紙撤回させた全国水平社の闘いは、巨大であった。

だが、その闘争は、三二テーゼに直接制約された「階級闘争と身分闘争」の二段階論によって、先ず、この裁判を階級裁判ではなく差別裁判であると限定することによって、差別裁判糾弾が裁判そのものの階級性総体の解体へ発展させられず、単に、その差別的帰結に対する闘争に至少化された事実、その限りでの勝利であったことが確認されねばならない。

高松差別裁判は、階級裁判の特殊の形態であって、階級裁判とは別個のものではない。それは、身分差別反対闘争が、階級闘争の一種の特殊分野であるのと同然である。

階級裁判か差別裁判かを問題にするのは、全く反動的な意図、部落解放闘争をブルジョア民主主義運動に引きづり込もうとすることに基いている。

高松裁判の被告や、石川君に加えられているものは、東大事件の被告団のとは、歴史的内容は違っているし、諸々の弾圧裁判の最もひどいものだということも間違っているだろう。

それは明らかに、封建的な身分的賤視と部落民の社会的存在に基いた裁判である。

だが、権力のねらいはそれだけではない。権力は、そうすることによって、人民内部に差別的排外主義思想と断層をぶちこみ、分裂支配を貫徹することにあるのであり、階級抑圧の策謀なのである。従って、それこそ、最も功妙な階級裁判であり、その特殊形態として高松及び、狭山差別裁判があるのである。

激動するアジアの核心にせまる
青年の思潮・研究誌

日本・朝鮮・中国

第四号近刊！

予価

200円(税別)

七・七問題と革命的左翼の基本姿勢
特集 一九七一年一月一六日

日韓闘争の敗北から五年、入管闘争
の形成過程における諸問題

「韓日」以後とわれわれの戦後史
水谷保孝

韓正一

挣扎

一在日中国青年

放虎原の闘い

西村豊行

破綻せる日朝友好運動(4)

梶田 玲

朝鮮語講座Ⅱ／資料

青年アジア研究会

川崎市小杉町1の403 ゆり号531
青雲社気付 (044)72-5047

差別裁判糾弾闘争は、裁判の差別的帰結をとらえて、さらに、その前提、国家権力とブルジョア社会そのものの廃滅を目指すことなしには、第二、第三の差別裁判を根絶することは出来ない。

差別の根元、帝国主義権力を打倒し、プロレタリア人民の独裁を樹立する中でしか、人民の階級的人間的再統一を完遂することは出来ないのである。

だから、公正な裁判を要求する部落民の闘争、あるいは、「請願」の内容の直接性は、如何にゆがめられていても、差別裁判糾弾の闘いのままで、階級的な弾圧裁判全体を、裁判の階級性を暴露し解体させる破壊力を噴出してゐるのである。

故に、狭山差別裁判を糾弾する為には、浦和地裁全体を占拠せねばならなかったのだ。

石川君を無罪釈放し、兇悪な検事・原正と内田武文判事を引責自決させるだけでは、石川君の復讐も差別の根も断つことは出来ない。部落解放同盟は、石川君を奪還する為に、機関の行動決定に動いてゐるが、帝国主義権力の階級裁判と対決することを回避しては、石

川青年すら獲得出来ない。

それは、暴力と暴力の死闘、一切を武装した権力と、無権利の人民の死闘である。

弾圧され、差別されればされるほど、自己の正当性を主張できる階層として、部落民はこの闘いに、「非人」から人間への回帰をかけて闘うだろう。

石川一雄君を即時奪還せよ！

検事・原正、判事・内田武文は引責自決せよ！

差別裁判を武力で糾弾せよ！

法務省解体！

浦和地裁占拠闘争弾圧粉砕！

マスコミの差別宣伝糾弾！

日本帝国主義打倒！部落解放！融和主義粉砕！

全国の部落青年は総決起せよ！

(「荊冠」一、二合併号)

部落解放・日帝打倒へむけて(6)

映画『橋のない川』徹底糾弾！

上映阻止にむけて

全国部落解放研究会連合

はじめに

戦前の全国水平社、戦後の部落解放同盟の半世紀に渡る部落解放運動が、七〇年代関頭、アジア侵略に踏み出した日本帝国主義の差別同和政策の物量的、思想的攻撃と、日本共産党の部落分裂策動の前に今、音をたてて歴史的な大分裂の危機に立っている。日本帝国主義は、戦後部落解放運動の高揚に押され、内閣に「同和対策審議会」を設け「同対策」答申(昭和四〇年)を以って、さらに又「同和事業特措法」(昭和四五年)を以って、部落問題の行政的解決(近代的再編)を試みようとし、今日各市町村にも、「同対策」をつくり始め、部落内に隣保館を増設し、吏員をふやし、部落ボスを「同和委員」なる名称であやつり、「同和教育」を普及し、わずかばかりの予算で押えこもうとしている。この間、企業の大きな就職差別はひん発し、司法権力の部落民暴行、差別事件は相つぎ、学校、寺、マスコミ、一般市民の差別記事、言動は、特に最近おびただしくうず

まいてゐる。このような状況は、部落大衆、とりわけ青年達に、大正年間、差別と同情と迫害のふきまぐる中で雄然と自主解放の旗を立てて起きあがった全国水平社の先輩達の闘いを、今再び実現する事を促しているし、更に又、その闘いを日帝のアジア侵略と真向うから闘う運動として展開すること、すなわち、部落解放運動の三〇年代的危機を革命的に突破することを我々につき出している。

融和主義とスターリン主義

このときに当り、一九三〇年代と同じく部落内の融和主義者は、行政権力と手を結ぶ方向に大きく動き出し、「部落解放運動は階級闘争ではない」とか「秩序を旗じるしに闘う」とか「部落問題の社会性」を強調し、帝国主義行政の同和事業の促進によって十ヶ年かそこらで部落が解放されるかの如く、計画している。そして、他方解放運動内の日本共産党グループは、六〇年代において、著しく部落解消論的立場(部落民は近代化されてルンプロ化する)から部落の

独自の闘いの組織を無視して、民青、新婦人、生健会等に解消し、大きく運動から脱落しつつあったが、今、彼らは、京都の文化厚生会館事件、大阪の矢田教育差別事件、そして「橋のない川」上映運動等を通じて公然と差別を擁護し、反暴力を唯一のスローガンにして「解同正常化委員会」なる分裂組織を全国にデツテあげている。

「橋のない川」糾弾闘争・奈良文化会館での激闘

さる一〇月二日、二三日、部落解放同盟奈良県連青村部と関西部落研連行動隊、他反戦、学生（中核派、社青同解放派）は、日共の「橋のない川」第二部を見る会「主催の映画上映を真向うから実力糾弾、奈良公園前を騒然たる糾弾場と化した。関西部落研連行動隊は、デモ隊を先導して入口にスクラムを組む民青行動隊に突入、大乱闘を演じ民青が用意した鉄棒と角材をもとめせず、再三再四突撃をくり返した。恐れをなした日共民青は直ちに機動隊を要請し、我々を実力で排除しようとしたが、我々は断固たるデモとすわり込み、アジテーションを以って、昼の十二時から夜の八時まで徹底的に闘い抜き、「橋のない川」の差別性をバクロした。翌日、大阪、京都の解放同盟行動隊、奈良県連幹部ものりだし、終始戦闘的な精神で抗議闘争がもたれた。我々はすでに「橋のない川」第一部のそもその当初から同情的立場でつらぬかれたこの映画を批判して来た。部落を単なる被写体としか見ない営利主義的な製作態度、没主体的な部落民の映像。第一部試写会の時、往時をしのお水平社の闘士達を切齒やく腕させたのだ。だが解同中央本部は、この映画製作に協力と云うタイトルを与えた。だが第二部に於ては、日共の矢田事件等の差別分裂キャンペーンが激しくなる中で、この製作そのものが、

日共の策動の一環として、否応なく位置づけられ、その内容にも露骨に政治的な「反暴力」反解同、反部落民的性格がえがかれた。解同本部は幾度も映画製作に話し合いを要請したが無視された。上映運動は日共系部落問題関係者、教師、民青等によって準備され、日共系の「部落解放運動」のまきかえし、大衆動員としてはきり位置づけられたのである。我々は、若しこの映画が「いい映画」であれども、このような部落分裂的な「上映運動」そのものの犯罪的な政治的過程を糾弾せねばならなかっただろう。十月二日、二三日の我々の糾弾闘争は、正に、単なる映画の差別シーンだけではなく七〇年代の部落解放運動が日帝の同和政策の攻勢を前にして、融和主義者の屈服路線と、かくの如き日共の反動的分裂策動をはつきりと告発し、新たな部落青年の、革命的な登場を指示したものだ。矢田問題をめぐる闘争やら、「橋のない川」をめぐる全国各で日共と部落大衆の衝突が起っている。広島部落研連はすでに二度広島での上映を実力粉砕し、九州佐賀に於ても、社青同・協会派、解放派、革マルの一体となった上映運動を阻止した。又、十一月四日には大阪教育大に於いて、十一月五日には高知市に於いて、日共行動隊に我々や、全学連、入管闘が激突した。全国各地で徹底糾弾の嵐を、

「橋のない川」の問題点

①解同本部は第一部製作過程に於いて、八木保太郎のシナリオを糾弾し、大きく改訂したが撮影が間に合わず、第二部の内容をよくするということで、「解同中央本部」の字幕を与え、充分な事前の話し合いのもとに第二部を製作すると今井正と約束していたにもかかわらず、

わらず、今井は一切無視した。第一部、第二部の製作過程に於ける約束違反、部落無視、部落利用主義の製作態度は、差別の下に日々苦闘する部落民を単に営利主義的な被写体としてしか扱わない今井らの差別性がある。

②そのような態度から作られた映画の内容は、没部落民的な、部落の悲惨や、屈辱を羅列して観客の同情心を誘発させるという手法を基本とし（「人間みな兄弟」的手法）、部落の差別的な特殊性、奇異性、特にその暴力性と反社会性をデツテあげ強調している。

第一部を観て「いやだなあ」、「かわいそうだなあ」この二つの気持が私の心の中を：「（橋のない川）シナリオ」感想集「部落の現実を無視して、部落民がいじめられるシーンばかり追っているが本当は違う。あいつらは可愛い想やと、観客は、自分の心を満足させ、酔っている。：可愛い想やと云うのは、自分は部落民より上やと云う意識をうえつける映画や。最後でも消防団同志のケンカで部落民がやられ、その結果水平社が出来るのどうつながるのかわからない。」（解放新聞「部落高校生座談会」、これが第一部を見た者の感想文である。第一部の問題となるシーン即ち、小森部落の少年等に対する一般部落の少年達の差別「エッタのケツ臭うてかなわんわ」、「わしらの臭うなるわ」、「かわいそうな兵隊や、臭い臭いエッタの芋食わされよったんや」、「エッタの雑布きたないわ」、「エッタと一諸に寝たら臭うなんね」と云う言辭、それに加担する教師警官の差別的な取り調べ等に対する部落民、祖母、少年の反抗。とりわけ最後のシーン、川原の「ちようちん落し」逃走での一般大衆の集団的差別暴行、「エッタに優勝旗渡すな」に対する小森部落大衆の闘いは極めて消極的、敗北的で「怒りと悲しみをこらえ」、「声を殺

てすり泣く」（第一部脚本）ものであった。それは当然善意に期待すれば「第二部」に於ける部落民の自主的な闘いの映像を予告するものとしては、容認されないこともなかった。だが、第二部は部落民にとつては恐るべきものとしてあらわれた。「第二部」は「第一部」に潜在していたものを明らかにした。「第一部」の問題点には、登場する悪い一般民による差別言動として現われていたものが、「第二部」に於いては、明らかに製作者の意図によって、部落民自身が「一般民の差別的な部落民像を演ずる」という形で撮られている。即ち部落民の「反社会的な」「自堕落な」姿が現われる。部落解放同盟中央本部機関紙「解放新聞」四九〇号には一七シーンを問題にあげている。が特に映画冒頭から、部落民藤作が満員の汽車の中で酔態で、汚ない身なりで、図々しく人の座席を迫り立て居座り、大声で迷惑をかけている姿（脚本一六列車の中）、蛇の死骸をもって遊ぶ部落の娘が「焼いて食べたらうまいで」と云ったり（脚本二六小森堤防）一般民の娘まぢえに対する部落青年の略奪結婚シーン、（脚本三三坂田の裏道夢）馬糞と一諸に玄米を拾う部落民（脚本五五築港）、食い逃げを計る部落の少年（脚本八七食堂）等、部落民の反社会的性格が次々と映像される。第一部に於ては、悪い一般民による差別言動のシーンは、同情心を持つと予定されている観客によつて（その映画に出る部落民自身の闘いの姿によつてではなく）補完される。即ち、差別シーンによつて誘発される観客の同情を画面に逆射させることによつて「感動」的に仕上げようとしていると解釈出来ないこともない。だが第二部に於いては様相は決定的に違い「なんば四民平等云うたかて部落の者も世間にきらわれんようにせにやあかん」（脚本一七安養寺庫裡）という差別的な部落民像

がつくり出され、孝二、誠太郎、寺のインテリ息子秀ぼん等のまじめな部落民と対称させている。「富山の米騒動は、騒ぎおこしたん漁師のおかみはんやゆうけど、一番あばれたん部落民やと書いてまんがな」(脚本九四安井米造)、巡査、兵隊、群衆のむらがった寺川米店に対して、大和の部落民藤作と大阪西浜の部落青年が先頭に立つて竹槍部隊三〇名が、群衆を追払い、竹槍をふり回し、火の車を店に突込む場面。我々は部落民の暴力、人民の武装を否定するものではない。だが「橋のない川」においては自堕落で反社会的な「金時のホルモン」をした部落民が、しかも「ぶちこわしたれ、火をつけるんや」と云う「黒癪のある男」という私服の扇動によってあばれる姿(脚本一八日本橋三丁目附近)には、米騒動は部落民がやった。特殊部落民は暴力的で恐ろしい。部落民は警察の手先だ」と云う部落差別を利用した反暴力のキャンペーンしか見ることが出来ない。日共系の雑誌「部落」に「ふざけたような米騒動みたいなことをやるのは、疑問に思う」(映画「橋のない川」を見て)と中学生は云っている。部落差別を利用した米騒動という大正期の日本人民の反乱を圧殺する(今井はこれを「不幸な日本の歴史」と呼んでいる)思想は見る者を萎める。騒動当時のブル新聞は、検挙人員三千人の内七割までが部落民であるなどデッチ上げを「世に背ける部落の観察記」で連載したが、西浜部落について特に「尖鋭なる竹槍をしごいて大阪市を横行し市民の肝をひやした、どうもうな部落民で名高い」と書いているが今井正の部落民像はこれと全く合致する差別である。この映画はたしかに芸術作品でフィクションである。だが部落民の自己解放に現実的・政治的に背く芸術は許されない。最低限人民の政治的、社会的地位、立場を歪め傷つけない芸術

は不可能ではないはずだ。解放同盟や我々の抗議に対して今井ら日共系文化人は「赤旗」他に於いて芸術活動の自由の侵害、ファッショ的妨害などと反部落的キャンペーンを行っているが、だが如何なる芸術活動に於いても対象物の製作者への反抗はある。対象物の本性を無視する芸術家はいないだろう。まして我々部落民は感性ある生きた人間なのだ。打ち処により、描き方によって、傷つき怒り死ぬこともある。部落民に対する日共系文化人の考え方は狭山差別裁判の石川一雄青年に対する日共系文化人の考え方は狭山差別裁判の石川一雄青年に対する精神異常視に見るように、極めて近代主義的、合理主義的に貫かれている。我々は一切のブルジョアの価値観を転倒して、最底辺で人間ではない。けがれた血として差別されてきた部落民の生活と闘いを、そこからあばき出される支配者やそれに追従する者らの差別の暗黒面、実態を見る立場に闘う姿勢をむしろこの「橋のない川」上映阻止闘争の中でつちかて行かねばならないだろう。

差別映画「橋のない川」徹底糾弾！

上映運動をデコとした日共の

解放同盟分裂策動を許すな！

狭山差別裁判徹底糾弾！

入管体制粉砕！入管法国会再上程阻止！

全国の部落青年は全国部落解放研連へ結集せよ！

融和主義粉砕！部落解放！日帝打倒！

(一九七〇年十一月)

■部落解放・日帝打倒へむけて(7)

浦和地裁糾弾闘争

大阪地裁公判闘争への基調

一九七〇年一月、大阪拘置所にて――

目次

- 一、二つの起訴状と差別性
- 二、不当監禁について
- 三、部落民の正当防衛権とその革命的行使
- 四、弁護活動について
- 五、裁判所の死滅と監獄の解放のために

一、「故なく侵入した」のではない。

「起訴」された二人のうち一人は、二つの事件につきそれぞれ公訴されている。

一つは、昨十一月十四日、浦和地裁占拠糾弾闘争と同じく昨七月十日、大阪府立豊中高校糾弾闘争における建造物侵入、暴力行為等を犯したということによって。

以下、参考のため起訴状の「公訴事実」と「罪名および罪状」を全文引用する。

浦和闘争の件は、同地検検事・西岡幸彦の手によって即ち「被告人は他数名と共に謀のうえ、第一、昭和四十四年十一月十四日午前六時ごろ、浦和市常盤町一丁目八番二十三所在の浦和地裁裁判所長・三淵乾石郎管理にかかる同裁判所構内及び庁舎内に故なく侵入した。

第二、同日午前六時ころから同八時ごろまでの間、同裁判所において、同庁舎本館の屋根ぐし（長さ約一九・八メートル）および、その周辺の屋根瓦（約一四八・五平方メートル）を鉄パイプを使用してはぎとり、又は叩き破るなどして破壊し、もって前記浦和地方法裁判所長にかかる建造物の一部（被害額約五九万五千円）を損壊した。

第三、同日午前六時ころから同八時ごろまでの間同裁判所において他人の身体に対し共同して害を加える目的で鉄パイプ数本、火炎ピッチ数本、瓦破片多数を兇器として準備し集合した。

第四、同日午前六時ころから同八時ごろまでの間、同裁判所において、瓦破片を投てきするなどして同裁判所の窓硝子八五枚を破壊し、もって数名共同して同裁判所物品管理官、同裁判事務局長・深海忠五郎管理にかかる器物（被害額約一万六四八〇円）を損壊した。

第五、同日午前六時五〇分ころから同八時ごろまでの間、同裁判所において被告人及び、その共犯者らを前記犯行の現行犯人として排除するなどの任務に従事していた浦和警察署長砂永清作指揮下の多数の警察官に対し、瓦破片多数、火炎ピッチ数本を投げつけるなどの暴行を加え、もって、右警察官らの職務の執行を妨害した。

（罪状及び罰条）

- 第一の事実 建造物侵入 刑法第一三〇条
- 第二の事実 建造物損壊 刑法第二六〇条
- 第三の事実 兇器準備集合 刑法第二〇八条の二
- 第四の事実 暴力行為等処罰に関する法律違反 同法律第一条
- 第五の事実 公務執行妨害 刑法第九五条第一項

浦和の件は、大阪地裁・検事中山秀によって

「被告人は、関西部落解放研究会に属し、大阪府豊中市上野五丁目八〇番地所在、大阪府立豊中高等学校新聞部発行にかかる『豊陵新聞』の論説記事に部落差別があったとして同校長・中野次男に抗議していたものであるが、川瀬清ら数名と共に謀るうえ

第一、昭和四四年七月七日午前八時四〇分ころ、前記中野校長の管理にかかり、かつ部外者の立入を禁止したうえ、同校正門付近で同校教員が立入を禁止したにもかかわらず、同校長との面会を要求して同校正門を押し開き、同校校内に乱入し、更に同校事務室、校長室などの窓ガラスをつき破り、施錠を外して、同室内に入るなどし、もって故なく同校内に侵入し、

第二、前記日時頃、同校正門付近及び、同校職員室などにおいて被告人らの同校構内への侵入を制止するなどしていた同校教員・岡本光彰（当四四年）、依藤国博（当三八年）、飯尾和義（当四七年）仲信一（当三九年）、石山直一（当六〇年）、北坂美智子（当四一年）、山本孝男（当三六年）に対し、洋傘の先で顔面を突いたり、手挙げで顔面を殴打し、臀部、腰部、大腿部をけり、腕をつかんで引張るなど数名共同して暴行を加え、よって右暴行により右依藤に対し治療約五日間を要する左上眼瞼、鼻根部打撲裂創の傷害を負わせたものである。

（罪名及び罰条）

- 第一の事実 建造物侵入 刑法第一三〇条前段六〇条
- 第二の事実 暴力行為等処罰に関する法律違反 同法律第一条
- 刑法第六〇条傷害 刑法第二〇四条 第六〇条

と、浦和の件は、豊中の件と共に昨十二月二四日大阪地裁に移送されている。

憎むべき権力の下僕らはかくて差別裁判や教育によって部落民を犠牲にし、それに反抗するものを投獄するばかりか、何がために闘ったのかという意趣を意図的に抹殺しようとしている。

いわく、「故なく侵入した」と、それはあたかも、数人の狂人が罪なき人々を何の目的をもなく傷つけるために「故なく侵入した」かの如くである。

中川秀及び西岡幸彦は他の諸罪はとまれこの起訴状の故に、永久に断罪される。だが、何故に彼らが「故なく」と書かねばならなかったかは余りにも明白である。

部落問題が、水平社から解放同盟の闘いによって天皇制下の臣民的同胞性、民主憲法下の市民的平等の法的擬制がつき破られ、国家権力の幻想された公共性のヴェールが、差別と闘いの事実の前にひき破られる。

この問題をかの奴僕らは、本能的に知っているからこそ慎重に忌避せねばならなかったのである。

我々が「故なく侵入した」ことによつて、第二に差別者達は免罪されている。「けんか両成敗」ではない。差別者が人権じゅうりんし、部落民を自殺においやつても、およそ罰せられたためしはない。その理由は、市民主義者や合法主義者は、おどろくだろうが、憲法にある第十四条は社会的身分、門地によつて差別されないと記しているが、社会的身分そのものの廃止は語らず承認しているのである。

国家そのものの存立の基本的条項に差別身分が前提されている以上、国家官僚もそれに随従する市民らも罰せられる訳がない。

資本主義の帝国主義的發展は、否、マルクスの資本論に於てもそ

うした支配階級や豊裕なる市民層によつて差別される社会的身分が強固に再生産される以上、仮に偶然的に罰せられることがあつてもむしろそのこと自体が、差別の拡大に転ずるだけである。

差別裁判―差別教育を糾弾せんとする我々の公然たる趣旨を黙殺し、差別者を守護する彼らは、我々の公判における鮮明な差別の告発と、その下手人たちへの糾弾と共に、完びなきまでに面罵されねばおさまらない。何故人を「乱心」させたかは、公判闘争への「打入り」によつてあきらかにされる。

二、不当監禁について

国家権力は、差別支配への反逆者を捕縛し、長期監禁という暴力を行使している。我々は受刑者ではないのであつて、公訴を提起された以上、法的に検事と争うべき同格でさへある。罪証をいん滅する恐れがあるというが、我々はうす暗い街角や倉庫の中で活動したのではない。まさに彼らの頭上でなすべきことを成したのであり、いん滅すべき証拠もろとも逮捕されているし、いわんや、逃亡する位なら「故なく侵入」などしないのである。

検事や警察官がいん滅せぬ限り、証拠はいん滅しない。彼らは保釈を許さぬばかりか、接見禁止、書類、物の授受の禁止を以つて一切の自由をうばっている。

我々は「罪証をいん滅」しない。何故か。その「罪証」こそ我々が公然と実現し、差別の満天下に打ち立てんとする意志なのである。我々は権力を断罪し、公然と差別なき直接的な人間社会を築くべき主体であるからだ。法的にも我々は、この事件と関係ある一切の

人間と公にも個人的にも話し合い、有利な裁判を準備する権利がある。裁判所を相手に闘っている我々は、そこから一歩も退かない。虎穴に入らずんば虎児をえず。

差別裁判の犠牲者・石川君を奪還するために此処に入ってきているのである。彼らには理由はない。彼らは監禁せんがために監禁するのであり、報復行為以外の何ものでもない。そうである以上、我々も手ぶらで帰還しない。誘拐され不当監禁された我々が兄弟と共に手に手を取り合って仇敵のしかけた悪らつな法網をずたずたに切り開いて出て来るまでは、我々の任務は完了していないのである。彼ら司法が差別判決を下し、我々の糾弾が敢行され、そしてさらに、彼らの差別的判決が加重され、このめぐる因果は終りがなくように見える。しかし、監禁される人間の量的拡大の加速は、今に支配階級にとって、耐えがたい質的転換の重量がやってくる。

この監禁された人間には、幾百倍もの社会的対価が形成される。即ち、一人がバクられたら、その友人、家族、同じ職場、地域、学園が比例的にふっとするのだ。

それは貨幣が貨幣を生み、資本に転化する以上に、反逆が反逆を生み、革命にまで成長転化する。

権力の犬にすぎぬ彼らにも、革命の弁証法は「狡智」となつて貫徹する。拘置理由開示裁判とは、ただ権力の意志をあばくのみならず、右の事実をも、即ち彼らが治安のために予防拘禁せんとした処置が、むしろ穩かならぬ結論を導きつつあることを誇示する機会とせねばならない。

監禁されている我々が、如何に深く独房での学問によつて、革命的思弁力と根性を蓄積しつつあるかもむろん明らかにされる。

資本家は最も悪条件の下に、部落民をいつでも雇えるし、又部落民であるが故に雇わないと云うことができる。

部落民であることを知つたために、百年の恋もいつべんにさめる。

ニグロは黒人であり、「朝鮮」は朝鮮人である。だが部落民は「エタ」であり「非人」なのである。

だがこの「社会的身分」とは、人間が人間であることを直接的に否定する制度である。

それは封建体制の中に植物的にうえつけられたが、資本主義は、それを「動物的」に解放した。産業予備軍として。

しかし、我々のこの産業予備軍は、マルクスの相対的過剰人口から現われたものではないが、それと結合し、日本の産業予備軍に従つてその本隊に前近代的な重みを加重する。この「社会的身分」の解消を資本主義の帝国主義的發展によるあらゆる社会的進歩の停滞と逆転傾向、それは農業問題に最もよく現出する。を見ていないばかりではない。彼らは、資本主義の純粹培養的「原理」的展開たる「世界の大工場」イギリスに於いても、ボウ大な量の僕婢階級の形成が自由主義時代のこの社会に現われているという資本論の表示をも全く無視している。(第十三章)

日本の場合はいわば、産業予備軍の重要な核―部落民の本源の蓄積が、あらかじめあったのである。

土地から切りはなされる以前に切りはなされていた。特殊な歴史的制約ではなく、全人間的な抑圧をうけ、辺境とはいえ、社会の一部でありながら、社会の一員でない。全てを解放する主体とならないまでも、それと結合する以外に、自己を解放しえない階級、人間でありながら人間でない非人といわれ、従つてもはや、人間である

青年マルクスが言つた様に、まさに「永獄の中の永獄に対する反逆」が文字通り開始されたのである。

これこそヘーゲルの自由という概念がうちきたえられた思い出の煉獄なのだ。

三、革命的糾弾権について

我々の闘いは、むろん部落解放闘争全体の一つの軸点をめぐって闘われている。

国家権力と個別資本とマスコミ・宗教団体・他右翼的市民団体と個人によつて差別がくり広げられ、深められている。

私が大阪へ移送されて一ヶ月とたたぬうちに、商業新聞は四つの大きな差別事象をのせている。阪大の教授によつて、社会教育関係の刊行物への一資本家によつて、興信所・探偵によつて、そして越境入学の問題について。

国家権力の差別はとりわけ、行政・教育・司法を中心にして展開される。

部落に対する一切の行政施策のネグレクトと差別的な処遇、例えば、大阪市の水道のための貯水池がすぐ横にありながら、その部落には水道を引かぬとか、堤防を築くのに上流から始め下流の部落だけは築かないとかの事実は、無数にある。

これらは差別の実体的基礎をつくる。

公教育は、そういった部落に生れた子供らが、自らを劣等視し、一切の可能性をあきらめるように強要する。

そして法律がそういった「社会的身分」を確認し、その身分であるが故に罪科を課す。

ことを第一義とし、人間であること以外には何ら要求することのない一階級として、部落民はプロレタリアートの登場を内的に予告しその苦悩を先験し、それとの結合を待ちのぞんでいたのである。

だが資本は、産業予備軍の一部を一定の前近代的社会的身分に永続的に限定し、負荷することによつて分業支配の差別を拡大し、プロレタリアートとの結合は排外されてきた。

一切の行政的・教育的・司法的処置が、そしてマスコミが資本家や地主のこの策を国家的社会的に保護してきたのである。こうした身分としての部落民の差別撤廃の闘いの方途は、論理的にも、歴史的事業としても、暴力以外にありえない。

だが暴力の行使は、それ自体としては少しも革命的ではない。部落差別の残存をブルジョア民主主義の不徹底であるとし、行政的・教育的解決以前の、あるいは附随的な問題と理解するものにも、暴力闘争そのものは少しも矛盾しない。

水平社の闘いは、多かれ少なかれ、そういう限界をもっていた。ブルジョア法も暴力を否定していないのである。正当防衛権は奈良県一帯を戦場と化した水平社と右翼団体・国粋会との武装した乱撃も、高松差別裁判糾弾闘争も、差別された者らの自己防衛闘争であった。むろん正当防衛権を行使する暴力も帝国主義体制に対する以上革命的である。

だが、帝国主義体制そのものに無自覚な暴力は、ブルジョア的な正当防衛権としてたえず矮小化され、体制内に吸収される。メーデー事件の弁護活動は自らそうしようとしていた。自らの人権をふみにじられたからやつたのだ。差別されたから暴力を行使したと言う時、即ち正当防衛権だと言う時、暴力がおのれの本性―新たな社会

人間と公にも個人的にも話し合い、有利な裁判を準備する権利がある。裁判所を相手に闘っている我々は、そこから一歩も退かない。虎穴に入らずんば虎児をえず。

差別裁判の犠牲者・石川君を奪還するために此処に入ってきているのである。彼らには理由はない。彼らは監禁せんがために監禁するのであり、報復行為以外の何ものでもない。そうである以上、我々も手ぶらで帰還しない。誘拐され不当監禁された我々が兄弟と共に手に手を取り合って仇敵のしかけた悪らつな法網をずたずたに切り開いて出て来るまでは、我々の任務は完了していないのである。彼ら司法が差別判決を下し、我々の糾弾が敢行され、そしてさらに、彼らの差別的判決が加重されこのめぐる因果は終りがなく見えてくる。しかし、監禁される人間の量的拡大の加速は、今に支配階級にとって、耐えがたい質的転換の重量がやってくる。

この監禁された人間には、幾百倍もの社会的対価が形成される。即ち、一人がバクられたら、その友人、家族、同じ職場、地域、学園が比例的にふつとそうするのだ。

それは貨幣が貨幣を生み、資本に転化する以上に、反逆が反逆を生み、革命にまで成長転化する。

権力の犬にすぎぬ彼らにも、革命の弁証法は「狡智」となつて貫徹する。拘留理由開示裁判とは、ただ権力の意志をあばくのみならず、右の事実をも、即ち彼らが治安のために予防拘禁せんとした処置が、むしろ穩かならぬ結論を導きつつあることを誇示する機会とせねばならない。

監禁されている我々が、如何に深く独房での学問によつて、革命的思弁力と根性を蓄積しつつあるかもろん明らかにされる。

資本家は最も悪条件の下に、部落民をいつでも雇えるし、又部落民であるが故に雇われないと云うことができる。

部落民であることを知つたために、百年の恋もいつべんにさめる。

ニグロは黒人であり、「朝鮮」は朝鮮人である。だが部落民は「エタ」であり「非人」なのである。

だがこの「社会的身分」とは、人間が人間であることを直接的に否定する制度である。

それは封建体制の中に植物的にうえつけられたが、資本主義は、それを「動物的」に解放した。産業予備軍として。

しかし、我々のこの産業予備軍は、マルクスの相対的過剰人口から現われたものではないが、それと結合し、日本の産業予備軍に従つてその本隊に前近代的な重みを加重する。この「社会的身分」の解消を資本主義の帝国主義的發展によるあらゆる社会的進歩の停滞と逆転傾向、それは農業問題に最もよく現出する。を見ていないばかりではない。彼らは、資本主義の純粹培養的「原理」的展開たる「世界の大工場」イギリスに於いても、ボウ大な量の僕婢階級の形成が自由主義時代のこの社会に現われているという資本論の表示をも全く無視している。(第十三章)

日本の場合はいわば、産業予備軍の重要な核―部落民の本源の蓄積が、あらかじめあつたのである。

土地から切りはなされる以前に切りはなされていた。特殊な歴史的制約ではなく、全人間的な抑圧をうけ、辺境とはいえ、社会の一部でありながら、社会の一員でない。全てを解放する主体とならないまでも、それと結合する以外に、自己を解放しえない階級、人間でありながら人間でない非人といわれ、従つてもはや、人間である

青年マルクスが言つた様に、まさに「永獄の中の永獄に対する反逆」が文字通り開始されたのである。

これこそヘーゲルの自由という概念がうちきたえられた思い出の煉獄なのだ。

三、革命的糾弾権について

我々の闘いは、むろん部落解放闘争全体の一つの軸点をめぐって闘われている。

国家権力と個別資本とマスコミ・宗教団体・他右翼的市民団体と個人によつて差別がくり広げられ、深められている。

私が大阪へ移送されて一ヶ月とたたぬうちに、商業新聞は四つの大きな差別事象をのせている。阪大の教授によつて、社会教育関係の刊行物への一資本家によつて、興信所・探偵によつて、そして越境入学の問題について。

国家権力の差別はとりわけ、行政・教育・司法を中心にして展開される。

部落に対する一切の行政施策のネグレクトと差別的な処遇、例えば、大阪市の水道のための貯水池がすぐ横にありながら、その部落には水道を引かぬとか、堤防を築くのに上流から始め下流の部落だけは築かないとかの事実は、無数にある。

これらは差別の実体的基礎をつくる。

公教育は、そういった部落に生れた子供らが、自らを劣等視し、一切の可能性をあきらめるように強要する。

そして法律がそういった「社会的身分」を確認し、その身分であるが故に罪科を課す。

ことを第一義とし、人間であること以外には何ら要求することのない一階級として、部落民はプロレタリアートの登場を内的に予告しその苦悩を先験し、それとの結合を待ちのぞんでいたのである。

だが資本は、産業予備軍の一部を一定の前近代的社会的身分に永続的に限定し、負荷することによつて分裂支配の差別を拡大し、プロレタリアートとの結合は排外されてきた。

一切の行政的・教育的・司法的処置が、そしてマスコミが資本家や地主のこの策を国家的社会的に保護してきたのである。こうした身分としての部落民の差別撤廃の闘いの方途は、論理的にも、歴史的事業としても、暴力以外にありえない。

だが暴力の行使は、それ自体としては少しも革命的ではない。部落差別の残存をブルジョア民主主義の不徹底であるとし、行政的・教育的解決以前の、あるいは附随的な問題と理解するものにも、暴力闘争そのものは少しも矛盾しない。

水平社の闘いは、多かれ少なかれ、そういう限界をもっていた。ブルジョア法も暴力を否定していないのである。正当防衛権は奈良県一帯を戦場と化した水平社と右翼団体・国粋会との武装した乱撃も、高松差別裁判糾弾闘争も、差別された者らの自己防衛闘争であつた。むろん正当防衛権を行使する暴力も帝国主義体制に対する以上革命的である。

だが、帝国主義体制そのものに無自覚な暴力は、ブルジョア的な正当防衛権としてたえず矮小化され、体制内に吸収される。メーデ事件の弁護活動は自らそうしようとしていた。自らの人権をふみにじられたからやつたのだ。差別されたから暴力を行使したと言う時、即ち正当防衛権だと言う時、暴力がおのれの本性―新たな社会

を孕むあらゆる旧社会の助産婦——を殺してしまい、闘いは暴力的に固定化される。だが、部落民の闘いはどのように歪曲されても、何ものも防衛すべきものがない以上、何ものかへの獲得の衝動であり防衛的でなく、本来的に攻撃的である。そしてそれは、土地や家や資本を獲得することによって、胸につけられたケモノの皮の烙印の苦しみを消すことが出来ない以上、否、むしろそういった私的所有の総体が、部落民の宿命の因果である限り、何ものかへの暴力の発条こそは、ブルジョアの限界をはるかにこえて急進的であるが故に、根底的なもの、盗奪された一切のものの奪回、即ち人間性の全的な回復を志向するのであり、そうした人倫の近代的な喪失態としてのプロレタリアートへの呼応以外の何ものでもない。

従って、糾弾権とは、単に暴力権であるのではなく、いわんや正当防衛権ではなく、人間——非人間への向自有的回帰への血の滴る媒介項なのである。

むしろ、正当防衛権を法廷内で承認させることも肝要であるし、又可能であるが、基本的にはそれは、法律家の仕事である。だがそれによって部落民は何ものも獲得できず要するに無実になるだけである。

この闘いは、何れかに軍配があがる迄終わらない。革命的糾弾権の合法的部分として、正当防衛は位置づけられる。

四、弁護活動について

救援対策とその組織の合法的部面に弁護活動がある。

無罪をかちとり、消極的に権力を告発することがその枠内の最大限であるだろう。

君を公判の材料にしたのである。

石川君は兇悪犯であり、しかも狂人であるという。

だが、偏見なき我々には次のように見える。

ある事実が、それとは全く別個な汚れた憎悪すべき何ものかであると人が云うとき、その恐るべき何ものかとは、それを想像したもの、その者にふさわしい内的表現以外の何ものでもない。その内的表現が社会的偏見に基づくのか、あるいは、個人的な願望や恨みに基づくのかはどちらでもよい。

石川君は、おのれのための弁護人と、その主体をかけて闘わねばならなかった。

弁護人が被告人を押さえ込んで変形し、頭をたらしして権力に供えようとするからである。むしろ、控訴趣意書には、部落問題は一言ものつていないのである。だが、我々の確立せねばならぬ革命的な公判闘争は、上のようなブルジョア的な主体——客体という対立関係ではありえない。主と客、被告と弁護人及び救済は、合一された全体である。

それはしかし、権力の前に頭をたれた雇主たる被告人と弁護人の即自的な合体ではない。公判全体を支配し、権力そのものを屈服するために被告人の目的が、同時に弁護人の目的であり、被告人の勝利が弁護人の勝利の条件となる。サイコロはいかさまであり、開帳されたバクチ場もろとも、この共同体によって、黒衣をきた博徒らは、首玉をとらえられる。

五、裁判所の死滅と監獄の解放のために

裁判所と監獄はあらゆる社会に於てその社会の矛盾の集中点であ

弁護士は、被告の雇われた手段であるかの如くである。

弁護士は、その法律的技術と知識を駆使して被告の検事との争いに奉仕する。だが、ある物体の変化がそれを扱うものを根本的に変化させることがあるのと同じように、我々の仕事に於ては、一切の上品な粉飾をそれに関与するものからはぎとってしまおうだろう。

そして目的と合致せぬ手段は、主客をめぐって目的そのものと闘争せねばならない。

その始めに、石川君が弁護士を信用せず、この事実を法廷ではじめてバクロした革命的意義は、権力のフレイムアップを打砕いたばかりでなく、職業的な弁護屋の冷い仮面をはぎとったことにある。事実の前にはなく、権力のフレイムアップの前に圧倒された彼ら「狭山事件弁護団」の控訴趣意書には、石川君を狂人として精神鑑定を要求させている。

精神異常の患者であるから寛刑を、社会から疎外され差別された人間たちの思想や行為は、むしろ常識人たちには狂気か愚昧かに見える。そうであれば、石川君は自らの無実でさえも立証不能者であるだろう。

だがこの狂気の故に、この社会の圧迫の中で、我々の父祖は生きてきたのであり、権力の暗黒に真正面から、今立ち向っているのである。

検事はおのれらがとり扱っているのが、頭をたれた物体ではなくさわればやける火の玉であるが故に、我々の起訴状から部落問題をぬきとっている。

おのれのかような形にして、もて遊ぶというのであるが、狭山差別裁判の弁護団は、精神病患者として恥辱的な変形を加えて、石川

り、蓄積庫である。

それは最も危険な社会的爆薬が常に装てられていく。

政治犯と殺人や盗みの犯罪人がいる。

国家社会の転ブクをする者と、社会的に抑圧され、罪におとし入れられた不満の徒が黙々と待っている。

裁判所や監獄は人民の反乱や違背行為に対する暴力装置であるがそれはまた、そうした犯罪人の再生産の場でもある。数多くの常連が、シヤ場と獄を往来している。

権力はすでに起った事件だけでは満足しない。事件はつくられ、犯人は選ばれる。そして監獄では多くの官費を以って大量に養成される。おのれを公共的に見せかけるために、人民の犯罪者群の血が必要なのだ。以前には何回くり返しても、警察でパイになった事件でも、今では徹底的に少しも残らず、起訴され、吸収される。それはあたかも資本の自己増殖過程に似て、どんな欲な裁判所と監獄の連帯によって、犯罪と受刑者が自己増殖する。

産業の発展と、社会矛盾の増大は、警察、裁判所、検察庁、監獄の機構を比例的に肥大化させる。

前科者と受刑者の大群が量産される。彼らは多く、人民の最下層から来、さらに、深く下層に転落するために出所する。

職業的な弁護屋は、「あわれな」彼らに寄生して肥る。部落がケモノの皮をつけられた産業予備軍であるなら、受刑者は入墨されたそれである。そしてケモノの皮と入墨は同じ身体につけられることもしばしばある。

市民社会の矛盾と犯罪者達は、国家の観念論の完成のためになくてはならない必要物であった。

勝利にむかつての試練

本多延嘉編／革共同安保問題重要論文集

前進社刊 ■ A 5 判 540 頁 堅牢美装 価 1200 円

沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒——七〇年代内乱的死闘の時代をついにきりひらいた革共同の戦略的総路線
■第一部＝革共同三回大会報告全文 第二部＝七〇年と日本革命の展望 第三部＝六七年以来の闘いの教訓

今やそれが、温存され再生産される。これら、一連の事実は帝国主義段階の司法権力が機構の雪ダルマ式な腐敗の中に国家転覆を計ろうとする政治犯を窒息させようと云うのだ。

受刑者たちでさえ、うすうす感じていた裁判所と監獄の増殖する腐朽化は、大量の政治犯の投獄によって、一変に意識され、表面化される。

我々の事件である豊中高校の件においては、裁判所はあたかも、調停者のような顔をして現れる。だが、差別者を不問にふし、その被害者を監禁して裁判することからして、すでに加害者の一味であることはかくせない。

浦和の件については、彼らは石川青年に対する直接的な暴力体であり、又、我々に対しては、調停者であるという打割られた仮面から暴力の本性が居丈高に歩み寄る。

彼らは法廷における、あらゆる恐喝と懐柔、長期拘留によって、思想転向を迫り、反省を強要する。

むろん我々は反省する。だが反省とは内的な革命的パトスを実現することであって、それを清算することではない。

多くの無名戦士がアリランの丘に消えていくだろう。

やがて、社会革命の鐘がなるとき収奪者たちが収奪されるとき、帝国主義大盗賊と、その雇われ殺し屋とのために一切の政治犯と、罪に苦しむ受刑者たちが監獄を解放するだろう。

真実の犯罪人に縄が打たれ、大衆によって人民裁判が始まる。やがて、革命的転変の嵐の中で国家の全機構と共に、人間が人間を裁き人間を拘束する野蛮な制度が永滅の息をひきとるだろう。

その日のために

〔闘う部落研〕17号

■部落解放・日帝打倒へ向けて (8)

日本帝国主義と

七〇年代部落解放闘争の革命的展望

はじめに

四二年十月から四四年十一月の羽田にむけられた闘いのサイクルは、幕末回転から明治維新、太平洋戦争から戦後革命の動乱について、日本近代の人民史を新たな段階に画する契機をはらむものとして爆発した。

「明治百年」日本人民の抵抗の歴史の中で、これ程高い意識性を以て、これ程大衆的な軍事的武装で以て、人民を領導した闘いを、しかもなお壮大に発展する展望を打出した闘いは、かつてなかった。幾人もの死者を出し、数千の逮捕者を出し、しかもなお、これを端初として語る戦士達を、過去の如何なる闘いも持つことはなかった。

五十年代後半から、あらゆる非難の中で孤独にうちかち、営々として担ってきた赤い革命の導火線が、その第一の地雷に到達し、引続いて起る連続的な爆発と大轟音によって、七〇年代の日本列島を

コンミュニオン派とヴェルサイユ派の大分裂の戦場に化そうとしているのである。

十・二一、十一・十六―十七の如く大都市における乱撃戦や、三里塚、沖繩等、基地周辺、農山村部落における「局地戦」の全国化に於いて、本格的に武装した労働者、学生、農民らの正規軍と、帝国主義軍隊との恒常的な大会戦、ゲリラ戦の内乱―革命戦争の時代としての七〇年代階級闘争の基本的姿が、激動の二ヶ年、とりわけ六九年の十・二一から十一・十七の内乱的死闘の中に否むことの出来ぬ現実としてえがき出されたのである。

如何に懐旧しても、もはや平和的な過去の運動はかえってはいない。

二〇世紀後半を依然として腐朽しつつある世界帝国主義とスターリン主義反動体制の延命に託するのか、それとも、我々プロレタリアート人民が歴史の要請に正しく応答して、全世界を解放する輝かしい人間史の出発点にするのか、このことが、革命戦争としての七〇年代日本階級闘争の内乱的死闘に、ヴェトナムをはじめとする後

進国人民の闘いと等しく直接かかっているのである。

そして、とりわけ、その帝国主義支配体制のぜい弱と労働者階級の戦闘性は、ようやく形成されつつある強固な戦闘指導部、党组织において、日本革命が、世界革命への決定的環をなしている事実をみると、七〇年代日本階級闘争は、多大の犠牲を伴う大規模な革命戦争なしには発展しないことは明らかである。六〇年代の否、これ迄の日本の全ての戦術も何程も役に立たないだろう。全ての活動家の生活も一変するであろう、弾圧も戦前の比ではありえない。

日本列島の心臓が、その胴体や節々が、鮮血を流してのたうつ、このような一般的な状況の中に一切の「運動型」闘争は、再編されねばならない。

この前人未踏の闘いの関頭に立つて我が部落解放闘争の革命的転換を想うとき、その任務の重さは、帝国主義の分断支配の重石と、戦後一貫してなされた改良主義的指導と、さらに、革命的左翼による軽視によつて加重されて、弱体な我々にのしかかってくる。

大都市に、農山漁村に、あるいは、滞留しあるいは、大流動する底辺人民を、プロレタリアートの軍団にか、反革命の軍隊にか、いづれの側がこれを獲得するかは、単なる軍事的な算術ではない。如何に困難であっても、プロレタリアート本隊が、差別され続けた部落民、在日朝鮮人、スラム住民らの闘いを合体できるか否かは、帝国主義段階のプロレタリアートの最大の敵、排外主義的な日和見主義の潮流から組織的に自己を防衛し、広範な民衆的反乱を実現できるかどうかを決するばかりでなく、これが同時に国外の被植民地人民の解放闘争と連帯できるかどうかの媒介的な内因を個々のプロレタリアートに感性的に提起する問題として重大なのである。従つて

都市の労働力は、女子供の軽工業がようやく植えつけられる程度だった。

明治四年の「エタ解放令」は、翌年の壬申戸籍の中にたちまち解消され、皇族、華族から新平民に到る身分制が立てられた。

明治初期の絶対主義政府は、一片の紙をばあてて引込めたのである。そして、日清、日露戦争を通じて、急速に自己を帝国主義国家に形成する中で、農村のおくれた諸関係を根幹として、一切のブルジョアの近代的な発展の道は、ふさがれ始め、むしろ予算措置を与えられて、温存される政策が追求された。農村に滞留した尠大な人口は、安価な労働力の供給源として、わずかな土地にしばりつけられ、超反動思想と帝国主義軍隊の担い手として蓄積せられた。

そうした中で部落のボスに地方改善費という名の金がばらまかれ水平運動に対して「同情融和」が組織的全國的に展開された。

かくて日帝は、部落差別を再編強化して、朝鮮人、沖縄県民らと共に人民の分裂支配の具として利用し差別的な排外主義思想をおこした。

部落民は、全体的には、産業予備軍の中に包摂された。けれどもこの予備軍は、決して資本論でいう相対的過剰人口(第一巻二三章)としてのみ規定されない。(六八年解同本部議案では、停滞的相対的過剰人口としている。)流動的、潜在的、停滞的過剰人口及び被救恤的窮民達の社会群のそれぞれに結局、部落民は行きかよっているが部落民の出自は、明白に封建体制の中にあり、可変資本と、不変資本の資本の相対的發展によつて直接生まれたのではない。

日本の産業予備軍発生の特異性―農業問題の停滞的逆転性に因する―の中でも、部落民は、前近代的身分差別の鎖をつけられた一群

部落解放闘争の主体である部落大衆は、底辺人民大衆の闘いの核として自らを政治闘争の前面に登場させると同時に、プロレタリアート本隊を獲得し、自己及びプロレタリアートの排外主義と闘わなくてはならない。

帝国主義の体制的危機の深まりとアジア安保体制への侵略的傾斜の中で、排外主義と分裂策動が、人民の中に組織的にうちこまれる時、それを武装反乱で解体するのは部落大衆であり、底辺人民の任務なのである。七〇年代の革命戦争の時代は、部落民の中に、無数の革命戦士の部隊を見出すだろう。

秩序とは差別であり、部落民の自由は、内乱の中にしかない。戦雲急を告ぐ、我々はここに決意を新たにす。

全国水平社よりはるかに高次な闘争組織の構築を、

日本帝国主義と部落問題

日本資本主義の帝国主義的發展の中で部落は、解消されずに拡大再編されてきた。

日本資本主義は、帝国主義列強にとりまかれた中で、極小規模な工業生産とすでに導入した資本の高度の有機的構成をもつて出発した。その故に、古い農村社会を根本的に解体し、生産者を土地から剝離して、大量の自由な労働力商品を生み出す過程をきわめて形式的な浅薄さで実現せざるを得なかった。

権力者は、多分に絶対主義的官僚であつたし、統治するイデオロギーもそうであつた。

農村には、地主と小作の封建的な隷属関係と広範な極小農の世界が、資本家の農業への展開からはるかに停滞していた。

として、産業予備軍の中の差別的、身分的拘禁を受けた「固定的過剰人口」の核であつた。

壬申戸籍を基本台帳とした行政的差別、一切の施政の対象外として放置し、教育の機会をうばい、文盲を大量につくる政策が公然と行なわれ、特高が部落に配属された。

部落民であるということが、離婚の理由として裁判所で認められ、身分を隠したことが犯罪として懲役を課せられた。

都市や農村の雑業や「賤業」にしばりつけられていた部落民は、しかし、重視せねばならないのは、基幹産業部門の中にも極めて差別的にくみこまれていた。日雇い、臨時工、社外工の中に部落民やスラムの住人の多くが働いている。それは、基幹産業の臨時的な附随的な仕事から基幹的な部門にまで本工と共にくみこまれていたのであり、帝国主義の奥深く内包されて差別をうけているのである。日本のプロレタリアートは事実上、部落問題を自己の内にもつているのだ。

土地から切り離される以前に土地を奪われており、村や町や工場の間境とは云え、社会の一部でありながら、社会から忌避せられ、あれこれの特殊な歴史的不正を受けているのではなく、「非人」として、その全人間性を直接、否定せられている一身分、差別され弾圧されればされるほど、自己の正当性に目覚めることのできる一階層、人間であることを、そしてそのみを第一義の要求とし、そのためには、火にも水にも退かない。従つて、全てを解放する主体とはならない迄も、それと結合する以外に自己を解放しえない一身分として部落民Ⅱ「穢多、非人」は、いわばプロレタリアートの登場を内的に予告し、その苦悩を先験し、それとの結合を、一千年間待

つていた。

帝国主義の同和策は、日本社会のあらゆる部分において、地域、学校、軍隊、都市、農村、工場の中にこの問題をぶちこんで、敵対的な人民の分裂を困ってきた。

それ故にこそ、部落民は、あらゆる地点で全面的に日帝を打倒する闘いを組織しなければ、自己を解放しえず、プロレタリアートも又、部落民の闘いを自己の闘いの一環にしなければ、その闘いは、全体的な完結性をもちえず、特権的な差別的な、排外主義におちいるのである。

全国水平社から部落解放同盟

大正七年の米騒動は、日本帝国主義のあらゆる支配機構を解体的危機に追いこみプロレタリアートを軸とした全人民の都市、農村を包む全地獄的な反乱を実現した。

統一的な指導部がなかったこの闘いの形成と内容は、しかし、爾後の人民に多くの教訓を残した。鉱山、造船のプロレタリアート、あらゆる中小企業部門の職工、都市住民、農村漁村の住民らが、それぞれの部署を粉碎し街頭に出て、警察軍隊をやっつけ、大小のプロジョアジの商店、出先機関、農漁村の行政機関を襲撃した。

労働運動、農民運動は、戦闘化された。

米騒動で多くの犠牲を出した部落民は、大正十一年、戦闘的な全国水平社を創立した。

爾後、半世紀間、部落解放運動は、日本階級闘争の独自の分野を激しく展開したのである。

かつて、差別という言葉は、身分、差別をわきまえるということ

一切の政治的自由を奪われ、圧伏され、常に死地に動員される兵営内の人間の不満は、歪められ、部落民や、中国人、朝鮮人に対する優越と差別でいて、心を和らげさせ、排外的侵略的な、そして、残虐な帝国主義的兵士の精神を醸成させる。

これが軍当局の天皇に帰一させる思想統制の要であった。

とりわけ、同じ兵営内に起居する部落民こそ、そのよき犠牲者であった。

それは、あたかもアメリカ帝国主義軍隊の兵士が、営内の黒人を差別し迫害する中に、劣種民族としてベトナム人民を平然と屠殺することができるとしたと同等である。

部落民の執拗な軍隊内差別撤廃、「融和」の要求と糾弾はこうした帝国主義軍隊内の秩序を乱し、解体させ、元師天皇の權威をゆるがすものとして軍当局と憲兵隊を恐怖せしめたのである。

兵営内での部落民は「特殊部落民」あるいは、「〇特」などの表示で識別せられ（現在の行政の台帳には同和というハンコが印されている）靴工卒等差別的勤務につかされて下士官、将校にはめつたに進級させられず、「エタ、ヨツ」等ひんびんたる露骨な差別言辭で迫害された。耐えかねた者は脱営して古沼に身を投げ、又、鉄道自殺をして「名譽の戦士」を遂げたのである（丹波篠山歩兵第七〇連隊、大正十三年）。差別に抗議しようものなら鉄拳でなぐられ軍規違反の重懲倉におちこまれた。

大正八年シベリア出兵で戦死した三重県の部落出身兵士の村葬の折、参列途中の第五一連隊小野寺大尉が人力車から差別発言し、その車夫に糾弾された。

それはさらに、松阪の部落青年らによって軍隊内差別撤廃の抗議

で、社会の当然の理、常識として通っていた。

今や差別だという部落民の言葉は告発であり、糾弾という鋭い響きとなって差別者に迫っている。

左翼三団体とも云われた全国水平社の闘いは、何ものも恐れず、差別の徹底糾弾に向った。結婚や交際などに於る一般市民の差別事件はもとより、全国部落に根を張る宗教権力本願寺との闘争——本願寺へ差別糾弾、募財拒否を叫んで押しかけ、境内のさい銭箱に上って演説した。

時の内相の肝入りで、社会運動妨害専門のために作られた右翼団体「国粋会」の武装闘争は、部落の寺を拠点に、その畳をめくって竹槍、日本刀、銃砲で武装して奈良県一帯を戦場と化した。

学校への同盟休校、激烈な小作争議、三大義務（義務教育、兵役納税）拒否闘争、ブルジョア・マスコミの差別宣伝糾弾。華族制度等、身分制撤廃闘争、兵庫の北中皮革工場等の大争議、就職差別糾弾、地方行政への地域改善、生活要求闘争等大きな激戦を次々にくり広げたが、なかでも、国家の融和事業や種々の改善計画粉碎の闘いと併行して軍隊内差別に抗議する反軍、兵役拒否闘争と差別裁判糾弾、官憲の差別的暴圧抗議闘争は、権力に対する全国水平社の死闘の圧巻であった。

現在の日共や融和主義者らはこれらの闘争を極めて矮小化し、「個人的な観念的糾弾闘争であった」といって水平社の暴力をとりあげてむしろ差別を拡大するものだったなどと学習会をやっている。

これら融和示談屋をブチ殺せ！

なかんずく、社会の圧縮された階級制度を軍規軍令とする軍隊に対する水平社の闘いは壮烈を極めた。問答無用の命令と位階の下に

陳情書として連隊及び陸軍大臣を責め陳謝させた。

大正十二年伏見工兵隊での差別事件において奈良の福本伍長が差別に抗議する演説を行ない、奈良県下の水平社は、部落出身兵士を盛んに慰問激励し、さらに軍隊内に水平社を組織し始めた。

大正十二年の水平社第二回大会、翌年第三回大会は、「軍隊内の差別に對して陸海軍大臣に抗議する」決議を続けた。

こうした隊内の差別事件と糾弾闘争が広まる中でその最も不屈で大規模な闘いが大正十五年のいわゆる「福連事件」——福岡歩兵第一四連隊における度重なる重大差別事件に対する徹底糾弾と、連隊、憲兵隊、警察、裁判所による大暴圧であった。

それは、大正十五年福岡の水平社無産青年同盟員十数名が同連隊に入営し、直ちに、「和田軍曹はこれだ」「エタは朝鮮人みたいだ」「エタは盗人みたいだ」等の差別を摘発して連隊当局に抗議したことから端を発した。

水平社の「連隊は屈服した」というビラが後に「軍隊を侮蔑するもの」として連隊内講演会が破約されて、事件は怒れる水平社対連隊当局、久留米憲兵隊との泥沼的死闘に入った。水平社は九州各地で憤激の糾弾集会を開き、連隊当局の徹底糾弾、在郷軍人会、青年団、処女会、青年訓練所からの脱退、福岡連隊への入営拒否を決議した。

青年の軍事訓練を旨とする青年訓練所においては、水平社の青年達の工作によって入所者一同資本家階級の青年訓練所に絶対反対」を決議するところさえ出て来た。

糾弾は更に、旅団長、師団長に迄迫ったが何れも互いに責を転嫁し合って居なおった。

この事件をめぐる連隊内には「そんなことをいうと水平社がヤカマシイゼ」など差別が広まりつつあったが、折も折、同連隊当局自ら、演習の際、部落への宿舎忌避差別事件を引き起した。

それ迄は多かれ少かれ部落民は、天皇の下四民平等の観念、軍人勅諭を盾にして連隊と抗争していたが、この集团的差別事件を前後して一転、階級的な反軍の立場を強化した。

福岡の労農党や労働者、農民団体も総決起し、「批判演説会」を開いて応援し、署名、カンパが展開された。

日本のブル新は黙殺しようとしたが、アメリカなど海外では大きなセンセーションを起しつつあった。

水平社は、久留米第十二師団の特別演習に対して宿舎提供拒絶を全部落に通達し、各戸十銭の軍費を指令した。

日農福岡連合会も水平社に呼応して「軍隊の宿舎拒絶」を指令して九州一円は騒然たる様相で深刻化した。

水平社の連隊との交渉の往来には、憲兵、巡查が嚴重警戒し、不当検査した。

かくて燎原の火の如く、破竹の勢いで帝国陸軍に対する、その大演習に対する差別糾弾反軍闘争が、福岡、九州、全国に伝わり、労農無産団体をまき込みつつあったとき、大正十五年十一月、権力は、突如として「福岡連隊爆破陰謀事件」なるものをアツチあげて、水平社幹部青年に大弾圧を加えてきた。

松本治一郎全国水平社議長以下十一人は当時のブル新号外の大見出しに云うが如く、「陸軍の大演習を機として、千余の水平社同人を集め、福岡連隊の爆破を企つ」という理由で逮捕された。

爆弾なき爆弾事件と云われ、何の事実もないフレーム・アップで

落民の召集を取消し、九州全県を取締関係者を集め強化して鎮圧した。

昭和十九年には、応召軍人の観送式の際の差別が糾弾された。

以上の事実、官憲側の探知した資料に基く記録であるが、朝鮮・中国大陸への帝国主義戦争を担う兵営内で糾弾権を公然と主張し上官を指弾し、陳謝させる行為が、如何にすさまじい闘いであったか想像に絶する。

けれども、全国水平社は、昭和十三年以降急速に帝国主義に屈服し始め、国内の融和運動に大合流し、遂に解散に追い込まれた。

「死して尚己まない悲壮なる」闘い、「資本家地主の政府を倒すことを差別撤廃の第一条件」とした(松本治一郎下獄の檄)闘い、その頂点に立つ帝国主義軍隊内差別徹底糾弾と反軍闘争は散華した。

そして帝国主義に屈服し、同和された部落民の姿は、傷ましい「爆弾三勇士」の二人であった。部落民の糾弾闘争は、兵営内の政治的自由、階級制の撤廃、部落・沖縄・朝鮮人中国人等に対する差別的排外主義思想の解消を目指した。

従って帝国主義軍隊の解体を内にはらんだ闘いであった。

差別裁判所に対する実力闘争は、大正十一年高崎区裁襲撃事件、昭和八年高松差別裁判糾弾闘争である。

前者は、郡馬県下の水平社同人が、差別事件の糾弾中に、警察に検査され、一度は警察に押しかけて奪回したが、再び高崎区検によつて捕まった。

五百余名の部落大衆は怒って、高崎区裁にすわりこみ、憲兵隊と直接対決した。さらに関東各県からの応援部隊は警官隊軍隊と衝突した。これは、官憲の徹底した武力弾圧の下に、三十余名が騒擾罪で罰せられた。

あったが、軍当局には水平社の闘いがまさにそのようなものとして現実に恐怖せられたのであった。

下獄する際、松本治一郎は、「憶えば福岡二四連隊に対する我が全国水平社の糾弾は、実に、差別の伏魔殿である軍隊に対して全特殊部落民の名に依つて投げ与えた一大巨弾であった。」といい、さらに「暴圧の砲火を浴びるであろう戦ひの進路を」と訴えた。

そして、松本治一郎、木村京太郎を除く他の者は全て出獄後日ならずして死んでいった。

この後兵営内差別糾弾闘争は、さらに進み昭和二年名古屋練兵場の観兵式で、抜身の銃剣を左手にもったまま、天皇に直訴し、軍事法廷にかけられた北原二等兵。

昭和三年水平社の中村二等兵は、脱營して奈良の労農党演説会で軍服のまま登壇、軍隊内の差別撤廃、兵士の政治的自由を叫んで逮捕された。

昭和四年陸軍参謀本部地図差別事件糾弾。

昭和五年、豊橋歩兵第十八連隊上官の連続三件の差別に対する糾弾が相つぎ、昭和九年陸軍予備役、佐藤中将の万朝報紙上に於ける差別及びそれをかばう第六師団に対する糾弾闘争は、第二の福連事件とも云うべく、再び九州から全国的に発展した。

部落大衆は、憤怒の中で「三大義務の拒否」を絶叫し、大演習に際し、「不穏行動を敢行せんとする風聞」が当局を恐れさせた。

昭和八年、沖縄出身兵士と部落の兵士への差別を水平社同人が糾弾し、粉争した。

昭和十年、久留米工兵隊に於ける差別事件の糾弾に於ては、第十二師団長、参謀長らは陳謝し、訓示を垂れ、大演習には、危険な部

高松裁判の差別は、香川県下の部落民に対する結婚差別を法的に承認した事件である。「特殊部落民でありながら、自己の身分をことさらに秘し、甘言詐術を用いて彼女を誘惑したるものなり」という判決は、直に、全国の部落に伝わり、前代未聞の大闘争が、爆発した。

・身分的賤視観念による差別裁判の判決を取り消せ、

・差別裁判の犠牲者・久本・山本を即時釈放せよ、

・白水検事ならびに予審判事、裁判長を免職せよ、

・差別糾弾闘争に対する干渉・圧迫絶対反対、

全国百八十二の闘争委がつくられ、「差別裁判糾弾全国部落代表者会議」が、二十二府県代表六百人以上によってつくられた。

在郷軍人会と青年団が闘争の先頭に立った。大規模な請願行進隊が九州博多から出発した。

警察は包囲し、デモ禁止、人数制限等、あらゆる干渉圧迫をしたが、全国農民組合、社会大衆党、労農弁護士団等、無産団体の熱狂的支援を受けて、大衆集会五十六回を貫徹、司法大臣、検事総長等を圧倒した。

日共は「赤旗」で「労働者農民は、政治的無権利の元兇天皇制と闘う全水の兄弟を支持せよ」と呼びかけた。

三浦裁判長の退職、白水検事・高松警察署署長の左遷、犠牲者の仮釈放がかちとられ、司法次官は、差別撤廃の通牒を出した。

それは差別裁判の元兇である裁判そのもの、国家権力そのものを打倒する闘いに迄発展しなかつたが、そしてそれは、そうした裁判の差別的帰結に対する部分的勝利であったが満州侵略から「大東亜戦争」への国内体制を整備せんとした日本帝国主義への一大痛撃であった。

（戦前の差別事件数）

（内務省・警保局調べ）

年	次	件数
大正	12	854
	13	1,051
	14	1,025
	15	825
	2	567
昭和	3	620
	4	482
	5	552
	6	615
	7	652
和	8	752
	9	824
	10	715
	11	650
	12	474
	13	499
	14	417
	15	373
	16	348
	17	294

官憲の水平社に対する弾圧は次の如く露骨であった。

- (一) 所謂差別的又侮蔑的言動ヲナシタリト称シ之ヲ糾弾スルタメ多人数押シカケルコトヲ防止スルコト
 - (二) 脅迫的糾弾行為ニ対シテハ若シ強キテ之ヲ為ス者アラバ警察犯処罰令(ノ強談威迫等)又刑法脅迫罪等に依テ処スコト
 - (三) 謝罪ニ就テ新聞広告又は印刷物等ハ之ヲ要求セシメサルコトトシ謝罪ヲ取ラシメサルコト
 - (四) 謝罪ハ個人間ノ問題ニシテ水平社タル団体ニ対シ謝罪セシムルカ如キコトナキ様ニスルコト
- (大正十二年四月八日 奈良県警察部長より各警察署長宛)

また、労働運動と連帯し、全農全会派など戦闘的農民運動の拠点として、又、労働左翼政党の推進団体として「水平運動」は、自由主義的傾向から出発し、根強い大衆運動を展開し、天皇制ボナパルティズムに対する暴力闘争として開化したが、基本的に日共・社民の指導下にあった。

とりわけ、日共理論は、運動母体が初期とは違つて、部落の無産の青年らに担われ、日帝の根幹、軍隊や裁判所に闘争が發展して行く勢いを反動的に歪曲し、あるいは、水平運動そのものを解消せよといひ、又結局、部落の闘争を二段階路線の民主主義運動に押さえこむこと、そして「大東亜共栄圏」をめぐる帝国主義戦争に水平社が屈服していく道をほき清めたのである。

一九三一年の「水平社解消意見書」と一九三三年の「部落委員会活動」は、スターリン主義テーゼを無批判に部落にもちこみ、戦争と不況の中で激発する矛盾を支配階級に向けつつあった部落大衆の闘いを解消し、右旋回させた犯罪的な理論である。

前者は、三一年テーゼに基いて全社会が資本家と労働者に二極分解しつつあるので、水平社という身分組織は、反動的である。部落民は労働組合か農民組合に入ればよいという「左翼」的な形で水平社の解消を指導部の主なメンバーが大会で提唱し、大混乱を起した。後者は、三二年テーゼに基いて、二段階革命論の中にとりわけ、経済的要求、「世話役活動」などに力を入れて、部落問題を位置づけたのである。

両者はいずれも、レーニンの提起した帝国主義段階の現実を何らふまえず、資本主義体制内で部落問題が解消されるという前提にたち、社会の部分的問題としてこれをとらえ、最後まで残った日本階

（水平社組織人員数）（同）

年	次	人員数
大正	14	36,000
	15	44,000
	2	47,925
	6	43,294
	7	28,000
昭和	8	33,133
	9	35,903
	10	35,527
	11	38,449
	12	40,492
和	13	56,500
	14	39,855

（水平運動に伴う「犯罪」検挙数）（同）

年	次	件数	人員
大正	14	75	296
	15	30	97
	2	34	109
	3	30	54
	4	22	58
昭和	5	13	48
	6	14	44
	7	16	99
	8	81	150
	9	51	142
和	10	76	165
	11	59	73
	12	49	20
	13	17	31
	14	13	20
	15	3	24
	16	9	12
	17	4	19

級闘争の鋭い矛先をねじまげたのである。

即ち、全国水平社青年同盟—水平社労働党支持連盟から、解消意見の急先鋒「水平社解消闘争委」にたち、一転して部落委員会活動を提唱したグループは「部落厚生皇民運動」に右翼転向した。その総括の中には、このことをはっきりと後づけている。いわく、「水平社運動の發展の歴史は、大体三つの時期に区別して見ることが出来る。第一期は、創立大会より第四回大会まで、この時期の特徴は、政府改善施設に対する反対と顕現的、差別事象に対する観念的、個人主義的糾弾闘争である。第二期は、第五回大会より第十回大会まで。この期間における特徴は、自由主義的運動と階級主義的運動の結合と、そのために生じた内部的混乱である。第三期は、昭和七年以後現在に至るまで、この時代は、水平社の内部から、解消運動が台頭したことによって、特徴づけられる」と。昭和十二年「非常時に於ける運動方針」、昭和十三年「拳国一致」への大変節をなして、全国水平社が昭和十五年官制融和団体、中央融和事業協会と融合して「大和報国会」をつくつて、帝国主義の侵略戦争に加担していった事実を、我々は深く自己批判しなければならぬ。

戦場にも、兵営にも、そして、銃後でも差別は貫徹された。全水内に残ったスターリン主義者と社会民主主義者は、左翼政党や労働組合と共に、戦争に協力した。全国水平社の栄光ある闘いは汚された。そして、戦後の部落解放闘争は、この誤りを根本的に反省することなく、アメ帝の進駐軍の「民主化」の幻想の中で、荒廃しつつした部落から先ず、融和主義者との合同で大会を開き、部落解放全国委員会(昭和二十一年)を結成することから始まった。

占領軍は、平等という名の下に、戦前からの融和事業への予算を

打切った。部落は、敗戦によってふくらみ、失業者がふきだまった。だが、昭和二十六年京都での「オール・ロマンズ」差別糾弾闘争、昭和二十七年、和歌山・西川県差別糾弾、昭和二十七年、三十二年の大府下での金属屑営業条例反対闘争等、地方行政当局の差別事件に対する大衆的直接糾弾―差別行政反対闘争や、昭和二十七年、福岡古賀町基地、岡山県日本原基地（昭和二十八年）、群馬県妙義山基地（昭和二十八年）、和歌山大島基地（昭和二十八年）、岡山県横井旧陸軍射撃場開墾地闘争、板付基地拡張反対闘争（昭和二十九年）等の反基地闘争、和歌山県、広島県、高知県等の学校の差別に対する同盟休校闘争、福山差別裁判等、差別裁判への糾弾（昭和三十年）の部落大衆の蜂起の中で部落解放運動は、融和主義者と分裂しながら力強く復活した。

それはさらに、昭和三十三年、高知、和歌山、京都を中心とする動評闘争での教師と解同との共闘、大阪、京都を中心とし、組織の飛躍的拡大を実現した。住宅要求闘争（大阪矢田、昭和三十三年）、昭和三十三年、矢田中、昭和三十六年八尾中、昭和三十三年高知県興津高等学校に於ける矛盾の爆発。昭和三十五年安保闘争、三池第二組合長差別糾弾闘争、昭和三十九年信太山自衛隊差別、姫路自衛隊差別糾弾闘争と発展した。

これに対して、朝鮮戦争以後、そして日韓条約以降、政府は一段づつ積極性をましつづ戦前と変わらぬ同和、行政、司法、教育当局による融和差別政策をくりひろげて来たが、それらに対する激しい闘いは、しかし、部落委員会方式を基本にする日共らの指導によって、地方行政の予算獲得運動に転化され、鎮められた。即ち、部落大衆の激しい大衆団交方式による地方行政権力への差

現代資本主義はその巨大な生産力にもかかわらず極小部分の資本家の独占的専断があらゆる部面を掌握し一切の人民のブルジョア的発展はゆがめられ、世界戦争の際で分断され、百年来の民主主義的課題も全て抑圧されて来た。

買収された上層プロレタリアートの日和見主義と大多数の下層プロレタリアートの分裂は深まり、更に幾層にもなつて奇型的にプロレタリアート人民の差別的断層が發展している。

近代化、合理化政策とは、プロレタリア人民の胸を裂くような偏差をともなつた分解と再編の過程であり、帝国主義体制下の不可逆の法則である。

部落民が資本主義の發展と共にプロレタリアートの群に解消してゆくとか、あるいは、この運動は階級闘争ではなく身分闘争であり帝国主義権力を倒さないでも民主主義を完全に実現すれば解決するとかなどといううそばちや、ダボラを我々は一掃せねばならない。

「部落解放運動は社会主義運動ではなく民主主義運動である」「秩序を旗印に闘う」など官民合同の融和主義者は叫んでいる。

近代の生産関係に、上級学校に入ることが部落解放であり、粗野で乱暴な性質を上品にし、標準語をつかうこと、一般民なりに文化や生活を高めることを口々に語っている。

行政小官僚や融和主義者のこれらのユメは永遠に叶うことはない、逆にこのような運動こそ帝国主義の社会政策に加担するものなのだ。近代都市の基幹部門に部落民は、単に排除されているのではなく、造船、鉱山、港湾、土木、輸送部門、都市の自治体の現業部門等に差別的に組みこまれてきたのであり、産業予備軍として、広範に放置されている事実こそ、帝国主義ブルジョアジーの重要な政策なのだ。

別行政徹底糾弾の全国化は、一九五八年（昭三三）「部落解放国策樹立要請国民会議」の方向に向けられ、昭和三十三年、同対策審議会設置、昭和四十年同対策審会、昭和四十四年、同和事業特別措置法制定の中で、答申の完全実施運動に集約されようとしている。同対策審会、及び特措法は、部落民の要求項目をとって、部落を再編強化する帝国主義社会政策に転化し、部落解放運動を骨ぬきにする意図が、「近代化」路線の擬装で貫徹されている。

それは、部落問題が現体制の中で解消され、一切は、予算的措置の多少にかかっているかの如き幻想で飾られている。この功利的な幻想実現運動の中に、重大な差別事件、例えば狭山差別裁判が完全に見失われ、権力に対する緊張関係をたまるまうとしている。

日共や日本の声ら融和主義者は、先を争って帝国主義的国策の推進にはげんでいる。

七〇年代階級闘争の中の部落解放闘争は、これらのスターリン主義者や、社民の姿をした融和主義者の指導部をぶちこわして、部落民の大衆的な直接行動を無限に開放し、全国の部落六千に散在する軍団として、帝国主義権力と交戦する革命戦争として実現せねばならない。

その為には、これ迄の水平社や解同の理論を根底から批判し、粗野でむき出しの荒々しい暴力闘争の事実を復権せねばならない。

七〇年代革命的部落解放闘争の展望

部落解放運動の唯一の正しい立場は、労働派、旧講座派系統の不毛の論争をふみこえたマルクス・レーニン主義の立場以外にはない。

帝国主義体制そのもの、高度に発達した金融資本と最も遅れた身分差別を不可分に理解することをぬいては、帝国主義階級の闘いはありえない、帝国主義国家とその社会政策―同和―融和政策の全てを粉砕する闘いを構想しうる理論、世界的には、独占資本と植民地争奪、民族抑圧を不可分に結び、先進国プロレタリアートと民族解放闘争を世界革命の展望の中にはつきりと示さなくてはならない。

陛下の赤子、陛下の兵士として、あるいは民主憲法下の市民として平等を夢想するのではなくて、正面から帝国主義を打倒する闘いを宣言し、おのれの権力樹立による新しい社会の建設にこそ部落解放闘争があることを明らかにせねばならない。

「部落委員会活動」理論は、二段階革命論の部落版であり、官民合同路線の支柱となつて部落民の闘いを民主主義運動の体制内に押しこんできた元凶なのである。

支配階級は、融和主義者と結んで階級対立を一般民と部落民の対立にすりかえ、部落の前近代性を強調することによって一層部落を差別し、一般社会を美化しようとしている。

二段階革命の部落版は、これと基本的に合致する。部落差別を先ず解決し、部落民を一般なみのプロレタリアートにして、それから階級闘争をやるという「身分闘争と階級闘争」の犯罪的なごまかしがこれである。

帝国主義の融和政策は、アメとムチによって行政各部門、教育、司法当局、資本家の手で都市工場や農村、学校等で展開されるが、そういった同和策の一つ一つを打ち砕くことが、日帝打倒、部落解放闘争の主要な戦術となる。

「同和事業特別措置法」やその十ヶ年計画に何らの幻想ももつこ

となく、これが流動し拡大されてゆく都市部落、破壊され停滞する農山漁村部落を再編し、温存する政策の要であり、部落のボスの育成費であること、闘った大衆の懐柔費となることを暴露し粉砕せねばならない。

コンクリートで部落をぬり固めても、差別の論理はかくせない。差別の学校に対しては解体的な闘いが展開される。

日本の公教育とは、人民の子弟に徹底的な階級教育をたたきこみ、自己の序列を自覚させ、あきらめさせる所である。通知票の二と一の宣告によって、多くの部落の青年の人間の発展に絶望が与えられた。高校や大学に進学することは、ただそこを解体し、皆と化して闘う為である。

教育の全体系を解体しなければ、学校における差別は絶えない。同和教育とは、差別を和解させ、うやむやにし、部落の差別的な同情をかきたてるものであって、部落の生徒がバリケードを築くことこそ教育労働者の追求すべき任務である。今もなお、狭山差別裁判、徳本差別裁判、笹山差別裁判等、司法権力による差別は、特に露骨であり、部落を悪の巣とみなす偏見をあおるため、差別的な検挙を平然となし、部落民であることを理由に罪科を加えている。

無数の差別的な人権じゅうりんの事件を放置してきた上に、それに抗議する者をかたっぱしから逮捕する。この司法権力の仕打ちは、帝国主義の同和策のあからさまな姿である。

我々は公正な裁判ではなく、そうした権力機構そのものを粉砕せねばならない。資本家たちによる部落民に対する就職差別を粉砕せねばならない。又、臨時工、社外工、日雇い、組夫など職場における本工との植民地的な差別待遇を、合理化、近代化政策の根本問題

として闘わなくてはならない。

それは、就職をすることによって、又、本工に常雇になることによって解決できるという日和見主義ではなく、差別的な本工、臨時工、体制そのものの打破に向う闘いでなくてはならない。

こうした国家と資本による差別政策にのり新聞、テレビ、雑誌などのマスコミの差別キャンペーンがますます広まっている。

ブルジョア体制のこのタイコもちに眼にもものを見せてやらねばならない。

同和政策の全体系を粉砕するために、我々は、あらゆる地点に力をもたねばならない。

我々はすでに、四三年八月総理府包圍闘争から豊中高校実力糾弾、浦和地裁占拠闘争を闘ってきた。

これは、部落解放闘争が暴力によってしか進めることができず、事実そのようなものとして、大衆的に爆発してきた歴史に基いているのであり、一切のブルジョアの権利をうばわれてきた人民の当然の姿である。

ブルジョア法でさえ、人民に統治能力を失い腐敗した政府に反乱する権利を承認している。永い闘いで打ちたてられてきた部落解放闘争の暴力権は、七〇年代階級闘争の中で軍事的な武装を遂げる。だが、暴力の行使は、それ自体としては少しも革命的ではない。帝国主義体制そのものに無自覚な暴力は、ブルジョアの正当防衛権として、たえず、矮小化され、体制内に吸収される。メーデー事件の弁護活動のように。

自分の人権をふみにじられたからやっただけという時、即ち正当防衛だという時、暴力自ら、おのれの本性―新たな社会を孕むあら

ゆる旧社会の助産婦―を殺してしまふ。

だが、部落民の闘いがどのように歪曲せられていても、何ものも防衛すべきものがない以上、何ものかへの獲得の衝動であり、本来的に攻撃的である。

そしてそれは、土地や家や金銭を得ることによって、胸につけられたケモノの皮の烙印を消すことが出来ない故に、否、むしろそういういった私的所有の総体が、部落民の宿命である限り、何ものかへの暴力の発条こそは、ブルジョアのワクをはるかに越えて、急進的であるが故に、根底的なものの、盗奪された一切のものの奪回、即ち、人間性の全的な回復を志向するのであり、そうした人倫の近代的な喪失態としてのプロレタリアートへの結合以外の何物でもない。従って部落民の糾弾権―暴力権とは、単なる暴力でもなく、又、ブルジョアの正当防衛でもなく、人間―非人―人間への向目的の回帰への血の滴る媒介項なのだ。

少くとも、国家が壟断独占している武装にうちかてる武装を人民は、自衛的に準備しなければならない。

部落解放同盟と全国部落研連合の戦闘化を通じて、新たな軍団が形成されるであろう。

プロレタリア本隊の正規軍の中で、幕末の奇兵隊中の屠勇隊の如く、それは最も戦闘的で独特な闘いを展開するであろう。

都市と農村との革命的な連環を果すだろう。

全ての内的条件がそろった時、七〇年代の夜明けを告げる雄鶏の高啼きは、新たな人間史としてこの革命の時代を切り開くであろう。歴史の有と無の弁証法が火炎となって転回するのである。

(「荊冠」一、二合併号)

破防法研究

第 10 号

2 月 末 日 発 行

二五〇円

■三島への革命的兵士の回答
天皇制研究の一視角

(〒50) 支配の構造と崩壊の要因(2)

小 西 誠

さらき徳二

小長井良浩

■現地報告・燃ゆるコザ

沖縄「返還」協定粉砕の道

コザ暴動と本土人民の責務

戦後沖縄の暗黒と苦闘

沖縄闘争前史／謝花昇考

■歴史への証言 労働弁護士団事件

破防法公判傍聴記(四)

黒 島 善 輝

石 田 郁 夫

新 崎 盛 暉

古 波 津 英 興

角 田 儀 平 次

浅 田 光 輝

東京都港区新橋2-8-16
新橋石田ビル 小長井法律事務所
振替 東京24666

破 防 法 研 究 会

部落解放運動への連帯とは何か

1 部落解放運動への連帯とは何か

帝国主義的侵略戦争、植民地化政策に対するヴェトナム人民・カンボジア人民・アジア全土の被抑圧人民に真に連帯することとは何か。

部落民の差別撤廃の闘いに真に連帯することとは何なのか。

諸君！形態は違うが、内容は全く同一である。

部落民でない労働者・学生にとって、部落解放闘争に連帯する道は、同時に二つある。

それは無論、部落内に入って、部落大衆を独自の闘いの組織に結集させ、自主解放闘争を促進することである。だが、このことは、次のことが大前提だ。

現代部落解放闘争の革命的転換をかけた狭山差別裁判徹底糾弾の闘いに、様々な「連帯」者が現われた。

「石川青年を守る会」(日共系)、これが、部落や底辺人民の闘い、民族解放闘争を「献身的」に闘って来た日共の悲惨な姿であり、今や持ち前の民・民路線さえ捨て去った脱「封建」的なブルジョアの同情運動である。「公正な裁判」を要求し、犠牲者である部落民を狂人あつかいして、寛刑を願っていた彼らは、「差別だ、デッチあげだ」というべきではない」と我々の前に立ちだかっている。

矢田差別事件で見る通り、彼らは、部落問題にかかわることを労働強化などといって、部落を嫌悪し、部落民の糾弾闘争を「暴力」「脅かす」「監禁」等々として差別キャンペーンを展開している。

中央本部、大阪、京都、山口、岡山、広島等、日共は、足のある府県連から一掃された。自主独立路線と併せて、民・民路線の実体を失ったのだ。

「狭山差別裁判糾弾に連帯する会」

これこそ笑止の限りである。我々の昨十一月十四日浦和地裁占拠闘争は、日頃何かせねばと良心の呵責に苦しんでいた反代々木的ヒマ人にとって、格好のエサとなった。

中国派的文化人と構造改革派的文化人の主権の下に全共闘運動につかれたくずれ共が相寄って、「連帯する会」をつくった。何ごとにも首をつっこみ、何ごとにも貫徹しない彼らの「連帯」は、実に巧妙である。「自分たちは差別者である」これが彼らの我々に対する相言葉であり、予防線である。それは「恐い」部落民に対する謙虚な態度であると同時に、どのような差別事件を起しても、すぐに謝

労働者・学生が何よりも自らの部署で、部落民に対する帝国主義者の差別政策を糾弾し、帝国主義体制をガタガタにする闘いをなすことである。

闘う部落民は、一般民に対して、これをこそ要請する。

一般労働者・学生は、帝国主義者の差別政策下においては、差別者という立場にある。

だが、それだからこそ、部落民以上に差別と闘わなくては、自らの闘いを正当化出来ない。

「他民族を抑圧する民族は自由でない」のだ。

インドシナ人民の闘いに連帯する道は、インドシナで共に戦列を組むことであり、それ以上に、帝国主義本国の労働者・学生は、侵略戦争を強行する国家に内乱——「侵略戦争を内乱へ」——で応えることである。

だが、諸君！我々の闘いに対する以下の驚くべき事態を見よ！

罪している。「糾弾される立場」だと彼らは計算している。

だから、彼らは「糾弾」という言葉は使わないし、差別事件を糾弾する行動は、せん越なことだと言う。彼らは、部落民の闘いを、「支持し」、「連帯」の意を表する。

だが、部落内に入って部落民を組織し、運動することは彼らには出来ないと言う。何故なら「部落解放運動は部落民が主体である」から。そして、何より「わたしらは、インテリですからネエー」だ。

それでは、彼らは何をやっていいのか。闘いの中では「差別者」でありながら、部落民を矢面に立たせて、その後ろで、ああでもない、こうでもないと言いつつ、部落外では、鳥なき里のコウモリの如く我々こそは、解放運動の先頭に立って闘っているかの如く、売名的な講演会やパンフをつくっている。彼らの特徴的な性格として部落民の前では、極めて卑屈である点だ。

インドシナ人民への真の連帯が、帝国主義体制への内乱的攻撃であるのと同じく、部落民への真の連帯は、おのれらが加担している帝国主義の差別政策と、その社会的差別制度への、その部署に於ける糾弾闘争なのだ。

そしてさらに、日本の共産主義者なら、部落問題の人間の・プロレタリア的解決のために、部落に入りこみ、部落解放闘争を指導せねばならないのだ。

それは、部落民の前に立って、権力とわたり合う以外に、その「連帯」ぶりは、部落民の信頼を獲得出来ないのだ。

② 七・四浦和地裁占拠

闘争勝利人民連帯集会 支持共闘会議アッピール

昨年十一月十四日、全国部落研連合五名の同志の、狭山差別裁判実力糾弾浦和地裁占拠闘争は、安保粉砕、帝国主義打倒をめざして闘われた六九年一〇・十一月大闘争に於て、全国の闘う労働者、学生と共に、国家権力に痛打を与え、部落解放運動の戦闘的推進に一大画期をなすものであった。

差別を温存再生する独占資本主義社会、帝国主義侵略の道をばく進する反動政府、そして「法の厳正」の美辞麗句の下に人民を弾圧する司法権力に対する、全国部落研連合の諸君の徹底的糾弾闘争は、まさしく今日我々が指向する帝国主義打倒の闘いの不可欠の一翼であり、我々を力強く鼓舞激励するものである。

昨秋の日米共同声明をもって存命の危機を乗り切らんとした日本帝国主義は、七〇年代において「沖縄返還」をテコにし、排外主義をあおり、全アジア、とりわけ朝鮮・インドシナへ乗り出さんとしている。

このとき既成の「左翼」は、帝国主義の排外主義に屈服し、あるいは尖兵として、闘う人民に刃を向けている。今やこうした排外主

義と対決し、日本帝国主義打倒の闘いを唯一推し進める革命的左翼をはじめとした労働者階級人民の任務は、この上なく重要である。それ故、我々革命的左翼こそ、融和主義粉砕・日帝打倒・部落解放の闘いと、唯一連帯して闘いやるのであり、又自らのものとして闘いぬかなければならない。

しかし革命的左翼に結集する我々に対しても妥協なき糾弾の矢が向けられていることを、我々は卒直に認めなければならぬ。

我々が名目的に部落解放をうたったとしても、実質的には帝国主義打倒、安保粉砕、沖縄闘争勝利等の顯示的スローガンをもって、部落解放の視点の欠落を合理化しているのが実状である。そのような現実には、闘う部落大衆が闘う組織の中で予期せざる差別に遭遇し、期待を裏切られる事態が生じ得るし、現にいくつもの事例が挙げられている。

更に「日本帝国主義と対決する闘争は人民解放をめざす闘いである。従って部落民の解放を含み、これと連帯している」とする見解こそ、批判克服されねばならない。矢田教育差別事件に於ける日本共産党の部落解放運動への敵対と差別は、まさにこの見解に根ざしている。そしてそれは我が戦列に於ても未だに克服されたとは言いがたい。例えば、各組織の主張及び理論展開の場である機関紙その他の出版物に於て、しばしば差別的内容や用語が見られることである。ある党派の機関紙は、それと対立する他党派を「社会からはみだした部落」「きちがい部落」とのしり、それが部落差別であることを認めようとしない。又東大全共闘のある女性闘士は、その手記に於て東大をさして「特殊部落」と書いた。(この件については本人及びその所属党派が機関紙に自己批判を発表した)このような

差別用語が不用意に使用されるところに、差別思想を克服し得ていない体質を見出し、新左翼の諸組織に於てもそれが例外的でない事を認めざるを得ない。組織としてのみならず、我々ひとりひとりが差別思想について自己検証する必要があることを認めるものである。

我々の闘いは、独占資本主義の帝国主義的再編成の過程に於て露呈するあらゆる矛盾を、ことごとく汲みあげて、現実的な闘いを構築していくものでなければならぬ。部落差別の温存再生産は、我々の地域社会の最たる矛盾である事を直視するとき、それへの主体的取り組みを欠落した闘争は、観念的なものとなることを我々は確認しなければならない。

以上の認識に立ち、我々は部落解放の闘いを我々自身の課題として実践すると共に、部落研連合をはじめすべての部落大衆の闘いに連帯し共闘することを誓うものである。

- 一、我々は全国部落研連合の浦和地裁占拠闘争の大阪地裁に於ける公判に対して、公判粉砕闘争を闘う。
- 二、狭山事件第二審東京高裁公判に於ける石川青年奪還闘争に共闘する。
- 三、部落解放を我々の日帝打倒の闘いの具体的課題として追求しそれぞれの地域社会に於て部落大衆・在日アジア人民と共に差別を許さない闘争を構築展開する。
- 四、部落解放同盟、全国部落研連合の、戦闘的な闘いを共に闘いぬく。

一九七〇年七月四日

浦和地裁占拠闘争支持共闘会議

革命的共産主義者同盟、革命的労働者協会、共産主義者同盟、共産主義労働者党、第四インターナショナル日本支部、統一社会主義同盟、日本マルクスレーニン主義者同盟、五地区反戦共闘会議、反戦日中、華僑青年闘争委員会、「第二第三の小西を」行動委員会、関西ベ平連、関西救援連絡センター

急迫せる三里塚特措法粉砕

強制執行実力阻止闘争にむけての必読文献

闘う三里塚

第2集

- 現地闘争本部からの緊急アピール
- 革命的蜂起論(戸村一作)
- 闘いの記録一九六九―七〇年
- 二・六―七全国住民運動三里塚総決起集会の全発言
- 少年行動隊の作文集
- 七一年特措法粉砕にむけて―現闘本部法対部

発行

千葉県反戦、三里塚現闘本部
申し込みは、三里塚現闘本部(成田市天神崎四)または千葉県反戦事務局(千葉市登戸町二一〇一六谷方)へ電話でお問い合わせ

二〇〇円

3 七・四人民連帯集会の成功を

かちとるために

マルクス主義学生同盟・中核派

関西地方委員会A大学支部

I

七月四日にもたれんとする「七・四部落解放・狭山差別裁判実力糾弾・浦和地裁占拠闘争勝利人民連帯集会」(於大阪)の圧倒的成功こそは、確実に七〇年代内乱の死闘の時代に向けて部落解放闘争そして日本階級闘争にその歴史的位置を印すものとなるであろう。この「七・四人民連帯集会」を革命的左翼として主体的に受けとめ、部落の仲間とともに総力を挙げて取組んでいるわれわれは、以下、この間討論されてきた幾つかの問題を提起し七・四集会成功の一助をしたい。

さる五月九日にもたれた「治安弾圧粉碎集会」に対し、関西救援連絡センターおよびわれわれをも含めた一切の党派(ブント、社会党解放派、共労党、統社同、第四インター、ML派)が部落研(全国部落解放研究会連合)を招請しようともせず、また一切の発言が

狭山差別裁判、および、それへの徹底糾弾たる十一・一四浦和地裁占拠闘争以来の部落研の闘いを中心とする部落解放闘争とそれへの弾圧を、内容として含まなかったことが討論された。

部落民であるという一点において無実の罪におとしこめられ、七年間もの独房生活を強いられ闇から闇へほうむり去られようとした石川一雄青年のことは、恐るべき昭和の暗黒裁判として、単なる冤罪などという言葉でもってしてはとうてい言い表わすことのできない問題を有している。このことについては、「解放新聞」、「闘う部落研」、「荊冠」、「前進」紙誌上などで明らかにされてきている。そしてその差別裁判徹底糾弾の血の叫びこそ、昨十一月十四日の部落青年戦士ら五名による浦和地裁占拠闘争であったのだ。

五・九集会は、帝国主義国家権力が十・八羽田以降、おのれの体制的危機を必死の勢いで人民を弾圧することによって乗り切ろうとしてかけてきた治安弾圧体制強化の狂暴な攻撃に対し、人民の側からその弾圧の実体を生々しく訴えその不当性、悪逆非道性を白日の下にあばき出し、反撃の第一歩を確実に出発点として刻する場であった。したがって当然、石川青年への暗黒裁判とこれを徹底糾弾すべく闘われた浦和地裁占拠の闘いは、断固として全大衆的に報告されるべきであった。

とくに浦和地裁占拠闘争は、狭山差別裁判を始めとする部落差別への徹底糾弾の闘いであり、部落青年と部落研を先頭とした部落民からする佐藤訪米阻止、沖縄奪還、安保粉碎・日帝打倒の十・十一月闘争への呼応、合流の闘いであり、それは佐藤訪米阻止に広範に立上った労働者、農民、学生、沖縄県民、小西三曹を始めとする自衛隊員、さらにはベトナムをはじめとするアジア人民の闘いに部落

民が自己解放の要求をかかげて合流していくものであり、それは歴史的意義をもつものとしてあった。したがって、敵の治安弾圧に抗して闘い抜いた労働者・人民が、自己の闘いの総括を行なうにあたってその一環としてもたれた「五・九治安弾圧粉碎集会」に、共に闘い抜いた部落の仲間を招請しえずその闘いを報告しえなかつたことは、七〇年代の闘いの意味と位置からいっても、部落民の闘いを主体的に受けとめてゆくためにも、また三〇〇万部落民の自己解放の闘いと合流してゆくためにも決定的な限界を有するものといわねばならない。このような限界を突破してゆくためにも、現在、七・四集会成功を勝ちとることが絶対的に要請されている。

以下、さらに部落問題と部落解放闘争を主体的に受けとめこれをわれわれ自身の問題として闘ってゆくためにも、この間の討論の中で出されてきた幾つかの問題を明らかにし、具体的に討論を進めたい。

II (1)

ある大学において民青部落研が崩壊する過程で、そこから民青IIスターリン主義であるとして、われわれの側に結集しつつあった一人の仲間が「帝国主義を打倒する運動を聞えば部落問題は解決されるから、独自の部落解放闘争は必要なのではないか」という意見をもつて、その観点から元の仲間をオルグするということがあった。この意見はこの仲間だけのものではなく、革命的左翼に非常に根強い意見である。すなわち、「帝国主義を打倒しさえすれば、部落問題などやらなくてもよい」、「帝国主義打倒だけでよい」という思想は例え直接に悪意あるものではないとしても、革命的左翼の中に可成り広範に存在すると考えられる。否、部落問題に対して基本的にか

かる見解を否定しているわれわれの内外においてすら、このような極端な見解をとらずともそういった思想が絶えず生み出されてくる現実がある。そこでは理論的にいっても、農業・農民問題、民族・植民地問題、部落問題等々、総じて民主主義的課題のための闘争といわれる内容が何ら理解されていない。また理論以前の感性的にいつても、そういう差別が存在していることをわれわれは自覚しているはずである。したがって、そのことに人間的な怒りと苦しみと共有するということが、どうしても必要なのである。そしてそれは決定的であり、とくに部落問題に関しては、事実についてあるいは本質的問題性について理解していないということが、すなわち無意識のうちに自己を差別者たらしめ、また自己を差別者たらしめている現秩序を許容していることになるのだ。秩序とは差別であり、現秩序を黙認して生活するものは差別者なのだ。この点を承認するか否かは、部落問題へのかかわりにおいて決定的岐路となる。帝国主義打倒は死んだ抽象としてではなく、その寄生性と腐朽性が、前近代的身分差別をも自己の中に組みこんでも延命せんとしているきわめて具体的な否定的現実内容において把握され、そのあらゆる現実の否定的内容を個別具体的に粉碎していく総路線(戦略)としての帝国主義打倒でなければならない。

帝国主義段階における民主主義的諸課題が、もはやそれ自体としては実現(解決)不可能であり、根本的にはプロレタリア革命によって解決される以外に途はないということは、民主主義的諸課題のための闘争が闘われなくてもよいとかいうことでは全くない。むしろ、その逆である。帝国主義段階における民主主義的諸課題のための闘争については、われわれはレーニン以来の原則を堅持している。

「社会主義革命は、一つの行動ではなく一つの戦線にわたる一つの戦闘ではなく、激烈な階級的激突の時代であり、全戦線にわたるすなわち経済および政治上のあらゆる問題にかんする長くつづいていくたの戦闘であつて、この戦闘はブルジョアジーの収奪としてのみおわりうるものである。民主主義のための闘争は、プロレタリアートを社会主義革命からそらせ、もしくはそれを妨害し、あいまいにする恐れがあるなどと考えるならば、それは根本的な誤りである。反対に、完全な民主主義を実現しなければ、社会主義の勝利のありえないのと同様に、民主主義のための全面的な、一貫した、革命的闘争をおこなわないプロレタリアートはブルジョアジーにたいする勝利を準備することはできない」

(レーニン「社会主義革命と民族自決権」)

プロレタリアートは、これらすべての民主主義的要求のための闘争を、ブルジョアジー打倒のための革命的闘争に従属させることによつてはじめて、その独自性を保つことができるのである。

反帝・反スターリン主義世界プロレタリア革命戦略の日本の適用としての安粉砕・日帝打倒の方向へ、部落解放闘争は徹底して闘われなければならない。そしてその闘いの方向は、部落解放・日帝打倒、差別糾弾・融和主義粉砕、狭山差別裁判徹底糾弾の具体的スローガンとして提起されているのである。

帝国主義打倒だけでよいという考え方は、部落問題に対する理解が浅薄であることにより、当然作られるべき部落解放運動とそのための組織を作らせないという結論を生むことになる。この最大限綱領主義的発想は、現実に厳然としてある部落の存在と続発する差別

事件を無視し、「部落民は自己の解放を如何なるものとして位置づけるのか」「プロレタリアートは部落民の解放を如何なるものとして、位置づけるのか」という根本的問題に対する解答を予めシャットアウトしてしまうことになるのである。革命的左翼が部落問題を自己のものとするか否かに、日本革命の成否もまたかかっているといつても決して過言ではない。

この仲間の場合、民衆が部落問題を二段階戦略的に利用することによつて民衆部落に組織されてきており、そこからこうした部落問題を独自に問題にすること自体が、民・民綱領であるとの発想が出てきた。しかし、それでは民衆「スターリン主義が真に克服されている」といえず、一言でいって民衆の裏返しである。けだし、この仲間の場合、スターリニスト二段階戦略から世界プロレタリア革命という立場に移行するにあたって、本来的に革命的階級としてのプロレタリアートという認識に到達したという認識の大転換が、民・民綱領に対して裏返しに何でもプロレタリア革命といえ、解決するかの如き抽象的万能論にとらわれたといわざるをえない。世界プロレタリア革命という立場への転換は、先ず第一に決定的に正当である。しかし、これは立場にすぎない。したがって、この未ださしあたりは抽象的なプロレタリア革命という立場が、どのような具体的内容をもつかについては、認識(理解)できる契機をつかんだにすぎない。帝国主義論の歪曲によるスターリン主義二段階戦略を真に突破してゆくことの中に反スターリン主義があるのであるから、この獲得された立場を固定化するならば、スターリン主義を真に突破することになりえず、逆に部落問題を民衆の二段階戦略のために利用されることに手を貸すことになってしまわざるをえない。

しかもこのことは、部落問題から民衆(部落研)へという水路を通つてきた当人が、何故自分はその水路から民衆(部落研)に入ったのかという反省||総括過程をスポイルし、それではプロレタリア革命にとつて部落問題とは何か、部落問題にとつてプロレタリア革命とは何かという立場から、部落問題から革命党へという水路を予め作らせないということになるのである。だからこそ逆に、革命党から部落問題へという水路が革命党の中になければならない。このような点からいっても、この仲間がそういう立場にとどまっているということは、結果としては否定的な意味をもつてしまうということについてわれわれは理解させるべきである。このように純粋プロレタリア革命主義は明らかに誤っている。しかし、このような限界を克服することは十分可能であるし、またそうした地点に到達しないかぎり、反帝・反スターリン主義を真に理解することも出来ないであらう。

以上から明らかのように、この獲得された立場が固定化され純粋プロレタリア革命主義になるならば、それは明確にわれわれの綱領的認識に対立するものにならざるをえない。この点は、ブント、フロント、社会党解放派など諸党派がいずれも克服できておらず、とくに革マル派においては反革命的にまで到っているのである。ここに彼らが反帝・反スターリン主義が理解できずに、単なる反代々木の立場にとどまっておき、社民的な反帝・反スターリン主義論や、または単なる「反帝主義」(然も、彼らは純粋プロレタリア革命主義であるが故に、帝国主義の何たるかが分つておらず、したがって、真の帝国主義打倒の立場もない)にしかならない根拠がある。

(2)

また「日本帝国主義の恥部である部落」というような表現で、大衆アジェンションを行なう人間のことが討論となつた。この人間が主観点意図として、この言葉「日本帝国主義の恥部としての部落問題」でもって、近代日本百年の歴史と矛盾を表現しようとしたとしても、その表現は本質的に社民的・融和主義的である。すなわち「恥部」という表現は全体の中の部分を意味し、この「部分」の除去もしくは改善によつてその悪しき「部分」が「解決」されるかの如き理解を与えるのである。しかし、部落問題は日本帝国主義にとつて部分的な問題であるかのようにみえながら、実は普遍的な問題になっている。したがって部落解放は、日帝打倒の立場から以外には絶対にあつてはならないのである。「恥部」という表現は、この大事な一点をばかして融和主義者に手を貸すという致命的な弱点を有している。恥すべきは日本帝国主義でありそれに手を貸す人民であつて、断じて部落民ではないのだ。また「何々の恥部」という場合、何々の方は肯定すべきプラスの対象で、その中で恥部は否定されるべきであるということになる。部落解放闘争の立場からいえば、「賤民」が「選民」になつていく自己解放の途が、日帝打倒への途であり、そうした日帝打倒の中に部落も人民も、自己否定・止揚されていかねばならないのである。

(3)

なおこの間映画「歴史よお前は誰のために」が問題となつていますが、われわれがこれに対してどのような意見をもっているのかを明らかにしておきたい。

須藤久氏の脚本、監督による映画「歴史よお前は誰のために」は

部落問題に関して、安易な解決ではなくその直接的深刻さを取りあげようと監督は意図していたらしいが、逆に差別問題の深刻さがわかっていなかった結果、第一次シナリオ（現時点では第二次シナリオ、完成品とも同じであることが明らかになっている）に関する限り、部落問題に関する理解が極めて浅薄でありその結果、部落解放闘争を根底から推進してゆくものとはとうていなりえない。そしてできあがった映画を部落研、須藤監督との討論を含めて考えれば、シナリオ段階よりもはつきりと問題が出てきており、もはや、差別映画として糾弾されざるをえないものとなつてきている。したがって、「壮大なる反戦派労働者への統一戦線」だとか「中、四国、九州反戦派の芸術戦線の創造」を媒介するものとかの賛美からはほど遠い。

芸術には芸術の言葉があり、映画もその例外ではないだろう。この「歴史よお前は誰のために」の映画としての芸術的価値については、それ自体として評価をめぐって判断が分れるであろう。だがこの場合でもわれわれは、映画が芸術作品でありフィクションであることを理由にして、対象物の本性を無視した作品がデッチあげられてゆくならば、そういった芸術活動は許されないと考える。

この映画が監督の須藤久氏も認めるように芸術至上主義を狙ったものではなく、映像を表現手段として政治を語ろうとするとき、政治に一切の責任を敢取しようとするわれわれは、当然にもこれを評価の対象とする。そしてこの映画が、屠勇隊の名称をもつ部落民の階級闘争への参加という、例え歴史は一〇〇年以上も前のことでも日本革命にとって綱領的次元の問題でありきわめて現実的問題が重要なテーマをなしている以上、ますますそうである。しかも、監督

ながら闘いに参加し、討死した者は部落民だけであつたはずなのに農民によつて殺された部落民は、さらに脚本作者にも殺されている。

したがって部落解放の方向も「人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間をいたわる事がなんであるか」を最も差別された者としてあるが故に最もよく知つていゝ部落民が、自らの人間回帰への熱い展望を自己解放の闘いとして闘い抜いてゆくことの中に見るのはなく、河上弥市を代表とする武士の「良心的」部分による救済の対象、同情的ヒューマニズムの発露の対象としてしかなくなつてくる。弥市らは、部落民を人間としては認めてはいるが、部落民自身が、そうした意識をもつて生き、闘っていることを無視しているのだ。だからそこには、弥市は何故同情できるのか、同情できるほどの社会的身分にあること、同情こそ最も醜惡な差別であることへの根本的問いかけはない。

以上から言えることは、監督の須藤久氏の思想は、長州奇兵隊総管河上弥市への賛美にもみられるごとく、小ブルインテリゲンチアの急進主義賛美であり、六〇年安保ブントの亜流であり歴史は十年遅れているのである。そして現在では、大学闘争の中で生まれてきた全共闘の中の最も右翼的な部分の思想である。われわれは、このような思想とは無縁である。また、映画は、直接的実在感をもつ映像によつて広範な観客にはたきかけるため、その与える社会的影響はきわめて大きく、この映画の部落問題、部落解放闘争におよぼす否定的影響も大きいと考える。したがって、われわれは、この映画を推薦するどころか徹底的に批判しなければならない。

の須藤久氏は、この映画の主題を現実の日本階級闘争六七年十・八羽田以降とオーバーラップさせることを明確に意図しているのだ。

この映画は、明治維新が何ら人民の解放につながるものではないことを、部落民の問題から告発しようという意図がみられないでもない。しかし、結果はこの主観的意図を裏切るものとなつている。脚本には、直接的差別文章をも含めて、内容において著しく人間の自覚の欠落した、卑下した姿として部落民が描かれている。部落民の人間としての自覚の欠除は、この脚本自体を裏切っている。身分を超えて、娘きよは、世縁の武士であり長州奇兵隊総管である河上弥市を愛した。その兄徳三は、武士、百姓、町人とともに奇兵隊に入隊した。この事実は、きよや徳三に人間としての自覚あるいは人間復興への熱い展望がなければありえない。そしてそれは「人の世に熱あれ、人間に光あれ」との大正十一年の水平宣言にまで、連なるものとしてあつたはずである。にもかかわらず映画では、そうした表現は、ついに徳三やきよの口からは出ない。それどころか語られているのは全く逆の言葉である。あるのは自己卑下したきよの姿であるし、挫折感と敗北感で清算主義的に無理やり自己をあきらめさせようとする徳三の姿である。

須藤監督による部落民の問題を通じての明治維新への告発の手法は、部落民を卑屈にし、部落民を打ちのめすことによつてしかできない。脚本では、部落民は歴史を告発する能力もない、したがってそれは脚本作者が代行するというのであろう。徳三と同じように農民に殺される武士や商人は雄々しい歴史への確信の下に死んだ。「今日の屈辱こそ明日の栄光」なのだ、と。だが部落民の死は、犬死以外の何物でもないように描かれている。人間の問題を直接考え

III

部落差別は、単なる「封建遺制」ではない。この「封建遺制」が「穢多」解放令を合図として日本資本主義の特殊な発展の中に構造的に内包されたものである。

「部落問題」とは、アジア的な生産様式の支配形態の中でインド、東南アジア、中国、朝鮮、日本等、今なお深く残存させられてきた前近代的な「賤民」制度が支配階級によつて巧みに人民の分裂支配の用具として使われ、一般民と「賤民」との対立、反目を調停し、融和（同和）するということで国家の支配を貫徹しようとする日本の姿である。部落民でない被支配階級は、怒りをお上「国家」向けずに、下の部落へ不満を転化してきさやかな満足を与えます。自分自分分が分裂支配のワナに深く入る。このためにつくられ、残された身分制度が部落問題である」

（「荊冠」一・二号合併号）

われわれは共産主義者として、最低（の出発点として）何が差別なのかということを理解しなければならない。それは、結婚、就職、住居（環境）、学校、教育などの中にきわめて具体的な姿をとって現われ、権力による差別は極めて露骨である。本質的具例として本人が「何げなく」使ったと自分で勝手に主観的に解釈している、「特殊部落」なる用語があるが、これは明らかに賤称語として意識的に表現されており、そこには無意識の中に培われてきた差別意識がはつきりと表明されている（岩田弘、大内兵衛、柏崎千枝子等）。この用語の中には、はつきりと自己を普遍視（正常視）し、部落民を、それより外れたものとして特殊視する思考がある。すなわち、

そこには人間による人間の差別、部落民と人間外の人間、「穢多」「非人」という敵支配階級の伝統的差別分断支配に犯されてしまっている「左翼」の深刻な姿がある。今日、日常不断に生起する部落民に対する賤称語による差別事件は、差別者側からは「差別する気など毛頭なく、全く無意識のうちに使ったものである」と弁解されて「軽く」済まされてきた。しかし、われわれはその無意識と称されるもののうちに、部落民に対する差別観念が、生き生きと呼吸している姿をはっきりと見るのである。そしてその言葉一つが、感性ある生身の部落民を傷つけ怒らせ死に迫りやる程の結果をもたらすことを、理解しようとはしてこなかった左翼の姿をも見るのである。

また部落問題は、柏崎千枝子氏が自己批判書の中で書いているような「日帝内の植民地問題」では決してない。日本（帝国主義）と（植民地）異民族間の問題ではなく、同一民族内の階級的な分裂支配の一形態である。部落問題は「賤民」問題であって、異民族問題ではない。ここに労働者階級・人民にとって、民族・植民地問題とは別な意味で異なる重さがあるのだ。部落民を「穢れた血」として抱える差別意識の典型的発現を、一般民衆の結婚問題への対応にみるとき、われわれはこの問題の深刻さをはっきりと認識する。

遅れて出た資本主義たる日本資本主義は、この身分的差別をもつて人民の分断支配の具としてきた。すなわちそれは、日本資本主義にとって必然であったし、今なお厳然として存在する。その何よりの証左は、部落民であるという一点をもつて犯人にデッチあげられ、死刑判決を受け七年間も独房にとじこめられている石川一雄青年の存在なのだ。これは単なる冤罪といったものでは決してない。犯罪として自己の本質的矛盾を現出させ、腐敗せる社会として自己

の姿を露呈せざるをえない日本帝国主義が、これを必死になって隠蔽し、民衆の怨嗟を部落民にそらせるために、犠牲に供したイケニエなのだ。支配階級は、冷然と犯罪を行なった。

したがって部落問題は、身分差別制度「賤民」制度としての本質性、それを構造的に組み込んだ日本資本主義の特殊段階性からして、その解決はとうてい生半可ではありえない。

「部落民であるという自己意識をもつことは苦しいことであり、悲しいことである。しかし否応なく部落民は部落民であるという自己意識を差別の現実の中で持たされる。そうである以上部落民は、この自己意識をうちきたえて、生きてゆくために闘わねばならない。闘いの武器、闘いの団結力にこの意識を組織化せねばならない。部落民であるという意識は確かに止揚されなければならないが、部落が完全解放されるまでは、この意識を喪つてはならないし、喪うことができない」

（「荊冠」一・二合併号）

部落問題とは、部落民が屈辱と怒りの中に、死か反抗かを迫られる生々しい社会問題であり、一般労働者、人民には、おのれの良心の試金石なのであり自己変革の問題なのである。部落民の解放および一般人民の差別思想からの解放は、部落民だけの闘いと糾弾のみによるのではなく、部落民の自己解放的な闘いと労働者・人民のそれぞれの戦線と部署における日帝の差別政策との闘いの結合の中にしかありえない。部落解放・日帝打倒・差別糾弾・融和主義粉砕・狭山差別裁判徹底糾弾の革命的スローガンこそ、その現実的指針なのである。

現在、あらゆる差別問題（部落差別、民族差別、沖縄差別等々）

を差別一般に解消して、差別構解体闘争としてこれを闘おうとするノンセクト的偏向と、帝国主義下における一切の差別、抑圧の中で「民族差別」「民族抑圧こそ最も根源的である」から部落、沖縄「日帝内植民地」であるとするML派の偏向とが両極端として存在するがこれは決定的に誤っている。それぞれが、今日の帝国主義支配下で差別と抑圧を受けていることは事実であるが、それらを現象的、一般的に「差別、抑圧」へと解消させたり、あるいは民族差別問題に全てをアナロジーさせることは、それぞれの問題が持つ歴史的本質を捨象し、歴史的事実や支配構造化への組みこまれ方に規定される解放闘争の戦略、方針、組織問題等の差異をあいまいにする。くり返し明らかにすれば、部落問題は「賤民」差別制度の問題であり、在日朝鮮人・アジア人問題は、日本帝国主義の朝鮮とアジアへの侵略と支配の歴史に起因する民族・植民地問題に基くものである。在日朝鮮人・アジア人民への抑圧、弾圧を考えただけでも単純に、「差別・抑圧」一般に対する闘争という形では語れない。

被抑圧民族の場合、民族解放闘争は、民族的自己の確立と人間的自己の確立としてあり、自己解放的なものとしてそれ自身人間的な闘いであり、われわれ帝国主義本国のプロレタリアート・人民は、この闘いを主体的に受けとめ自らの自己変革の過程として、アジア人民を抑圧する日本帝国主義を打倒し、同時に抑圧民族であることから自らを解放しなければならない。民族・植民地問題に関しては別に論じなければならないので、ここではこれ以上言及しないが、ML派の部落、沖縄「日帝内植民地」論はあきらかにまちがっている。すなわち、現実には帝国主義者と差別主義者が「部落民は朝鮮人みたいだ」とか「部落民は朝鮮人の子孫だ」として、部落民と朝鮮

鮮人を「賤民」視することによって、部落民のみならず朝鮮人をも差別してきたし、現在もそういうイデオロギー攻撃がかけられてきているのであるが、ML派の見解はこれと闘うのではなく「左」から手を貸すものである。しかも、部落解放、沖縄奪還という部落民・沖縄民のそれぞれの自己解放への途を、異民族問題に解消しその闘いを民族解放闘争であるとするので、部落解放、沖縄奪還の闘いの現実を無視し、理解しようとしてこれを抑圧することになり、また逆に民族解放闘争をも無視することになるのであり、いづれにしても反動的なのである。この点は、差別構解体主義者も同じである。両者とも部落問題、沖縄問題、また民族問題のそれぞれに真向から取り組みることから逃亡しているのである。一切の差別と抑圧と支配を廃絶する闘いは、単なる思いつきや、あてはめ、情緒的、感傷的立場からは、けつして推進することはできない。また他の問題にすりかえたり、抽象的な問題にしてしまつてはならない。

すでにみたようにわれわれは、予め差別問題から自由でありうるわけでは決してない。自己の内的意識と価値をも外的事業に賭けたわれわれ共産主義者は、日常不断に生起する敵支配階級の差別分断支配攻撃、それに犯される味方の意識、言動と徹底的、非妥協的に闘うことによって、自己の内的意識、価値そのものをも変革してゆかねばならない。

「七・四人民連帯集会」こそは、部落民一般労働者・人民の共同した成功への努力によって、かかる闘いへの第一歩を築くものとしてかちとられなければならない。

（七月二日）

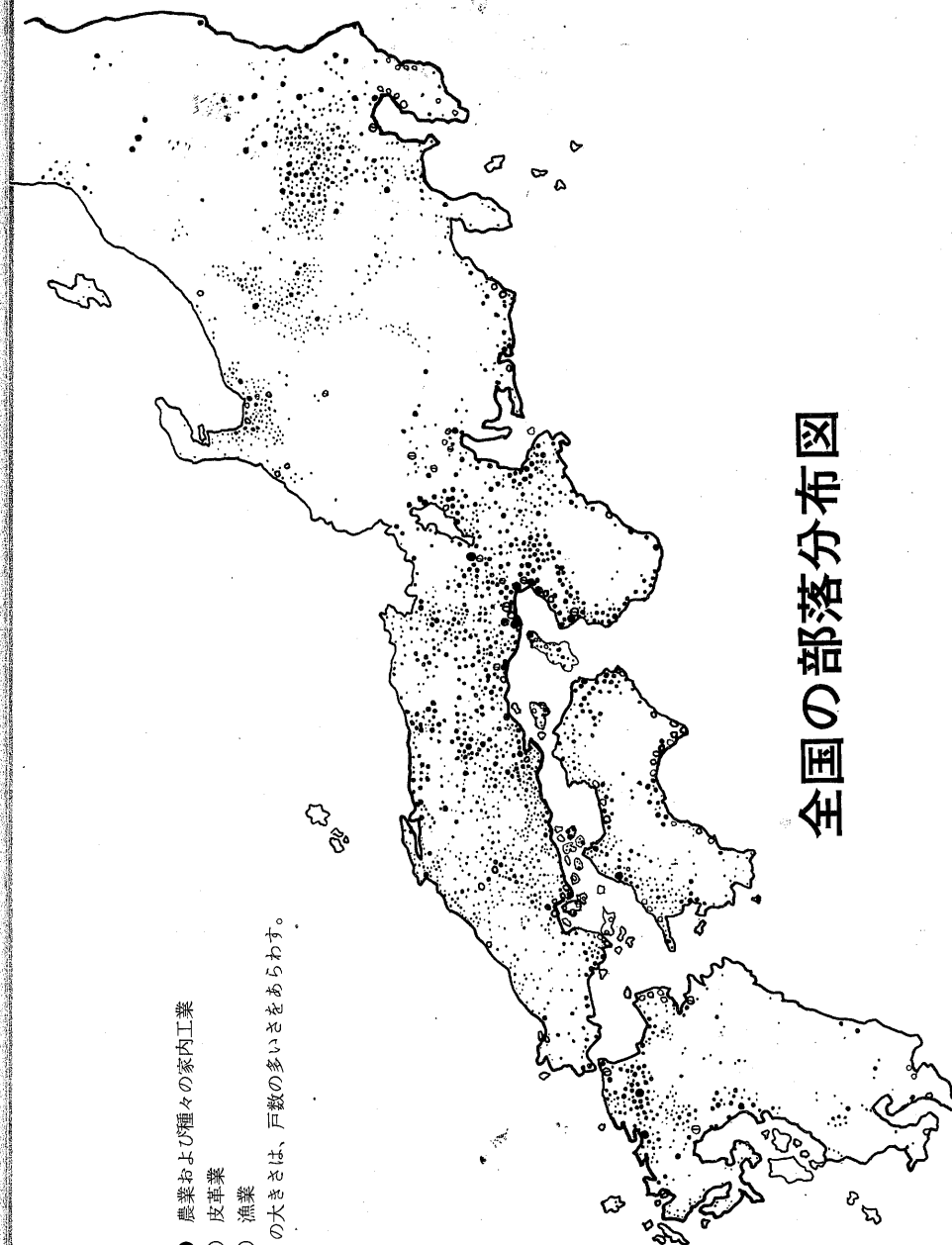
第三部 闘いの記録

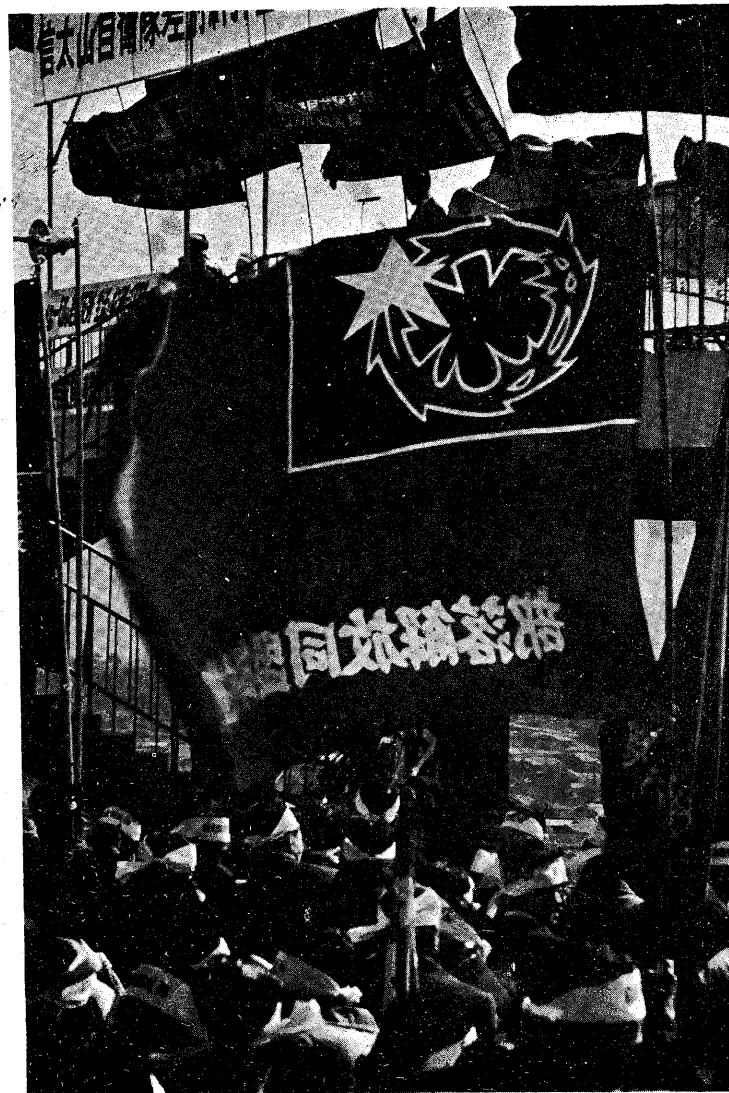
—「前進」から—

- 総理府包囲闘争 / 68. 8
- 豊中高校差別教育糾弾闘争 / 69. 7
- 浦和地裁占拠闘争 / 69. 11
- 東京高裁糾弾闘争 / 70. 4 - 7
- 6. 12革共同集会での挨拶 / 70. 6
- 7. 4 人民連帯集会 / 70. 7
- 「橋のない川」上映糾弾闘争 / 70. 11

全国の部落分布図

- 農業および種々の家内工業
- 皮革業
- 漁業
- の大きさは、戸数の多いさをあらわす。





信太山自衛隊差別糾弾闘争 1964年、大阪府和泉市にある陸上自衛隊信太山駐屯部隊で、部落出身の島中菊雄二等陸曹に対して60数回にもわたる差別迫害が行なわれた。部落解放同盟は、8000名にのぼる自衛隊糾弾総決起大会を開くとともに、全国的な糾弾闘争を展開していった。

総理府包囲闘争 六八・八・五

特別措置法を要求

部落解放同盟千名起つ

部落解放同盟は、三、四日の両日、東京で第十二回全国青年集会を開催した後、五日、約千名を結集して「部落解放の特別措置法」(部落への社会保障法)制定を要求する激しい街頭行動に起ち上った。

午前十時ごろから国会の周辺に集ったデモ隊は、総理府前までくるや、すでに警戒体制のしかれる以前に庁内に入り、屋上から「同和对策審議会の答申を完全実施せよ」のたれ幕二本をおろした行動隊百名と合流、内と外で、解放歌とシュプレヒコールをくりかえした。しかし機動隊の介入、暴行によって女子同盟員らにケガが続出同盟はこの事態に強く抗議して、約五百名が構内に入ることを総理府に認めさせ、「特別措置法」制定の臨時国会実現を強く要求した。

この日の闘いは、長く古い伝統をもつ部落解放運動の中にも、いまようやく新しい闘いの息吹が生み出されつつあることを示した。

明治四年の「エタ解放令」以降も「部落」は資本主義の発展と共に解消することなく拡大し、帝国主義的社会秩序の最底辺として差別の厚い壁を強要され続けてきた。そして戦後復興した日本帝国主義が今日直面する経済的危機は、部落の上に最も苛酷な犠牲を強いているのである。部落青年の就職条件は悪化の一途をたどっているといわれる。

このような状況のもとで、今日部落解放運動の中には、五〇年前の米騒動で部落民がその先頭で闘った輝かしい伝統があらためて想いおこされている。

実力闘争の思想が部落解放運動に力強く復活しはじめた。「朝日新聞」は今年の部落解放全国青年集会を「話し合いから行動へ」と評した。集会は、アメリカのSNCCのジョン・ウィルソン氏を招いて、米、黒人運動との革命的連帯を打ち出した。部落解放運動は、単に悩みをうちあけあう場所ではない。

だがこれも、ここ数年間におよぶ、日共の部落解放運動からの決定的後退によってのみ可能であった。闘う部落解放運動の今後の発展も、日共との党派闘争の帰すうに大きくかかっている。五日の闘争自体が日共のトロ的

だ、はねあがりだ、という妨害を粉砕することによって、はじめて、かちとられたのである。

部落解放同盟は、さらに十一月に、特別措置法制定要求のより大規模な実力行動を予定している。

(前進三九六号より転載)

豊中高校差別糾弾闘争 六九・七

大阪豊中高中で

差別教育を糾弾

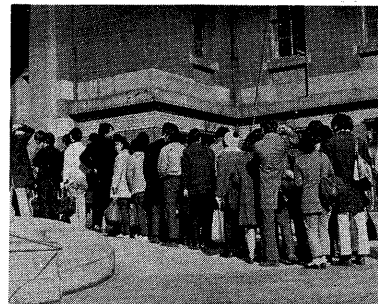
七日、大阪府立豊中高校の学校当局・校長の部落差別とこれへの欺瞞的な收拾策―融和教育に対して連日糾弾の闘いをくりひろげている関西部落研連と豊高自治会、三年生有志団、豊中高部落研、豊中高OBらは、早朝から校門をかため、授業放棄を呼びかけ、クラス討論、全校集会を武力で敢行した。

この豊中高差別事件は六月上旬に嚴重な検閲指導下に発行されている学校新聞の中で、「反戦活動家」を異常児」といい「特殊部

落住人と同じようだ」という差別キャンペーンに端を発している。

この日戦闘的な部落の青年によって主導されている関西部落研連は校長以下教職員の暴力を封殺するため、校内に入り糾弾した。中野校長は、門外から陣頭指揮して官憲六十余名と共に乱入しバリケードとスクラムで防衛する百数十の生徒と部落研連事務局員に大弾圧を加えた。多数の重軽傷者が出、二名(部落研連)が不当逮捕された。ごうごうたる生徒の抗議の中で全学集会が招集され、引き続きクラス討論の結果、千名の圧倒的多数によって試験延期が決定された。

(前進四四二号より転載)



71年1月19日、大阪地裁における浦和地裁占拠闘争(69年11月)の初公判闘争に結集した全国部落研連の代表

浦和地裁占拠闘争 六九・十一

部落青年、浦和地裁を占拠

狭山差別裁判闘争

司法権力に底辺人民の鉄槌

全国水平社運動の革命的復権

十一月決戦の真只中の十四日早朝、全国部落研連の闘う部落青年五名は、狭山差別裁判(註)を糾弾して浦和地裁に突入・占拠して国家権力・機動隊と武装対決する闘いに立ちあがった。この闘いは、永きにわたって差別と収奪の奈落におとしこめられてきた底辺人民が、七〇年代Ⅱ内乱的死闘の時代をきりひらく十一月決戦に合流した闘いとして、反戦派の武装的決起、高校生の本格的登場とともに画期的な闘いであつた。

この日午前六時半ごろ、五人の解放戦士は浦和地裁を襲撃、二人が一、二階にバリケードを築くとともに、残る三人は一気に屋根まで上がり、解放旗を振りかざし、「狭山差別裁判実力糾弾」の「全国の部落青年総決起せよ」の垂れ幕をたらしめて徹底抗戦にむけて武装を準備した。

この間、警察と地裁当局は全くすすべを知らず、呆然自失のていであり、屋根の上の戦士たちは集まった地域住民に向かって声高らかに「日帝打倒・部落解放」を訴えた。

突入一時間半後、機動隊はおそろおそろ排除にかかったが、五人は七本の火炎ビンと屋根瓦を投げつけ、一瞬地裁は黒煙に包まれた。五人全員が屋上の格闘のすえ逮捕されたが、実に二時間にわたって浦和地裁は部落青年の怒りの制圧下におかれたのである。

東大裁判闘争に勝るとも劣らぬ武装占拠闘争によって司法権力の仮面をひきはがした全国部落研連の代表は、翌十五日の全国反戦労働者総決起集会に飛び入りで勝利の報告を行ない、青年労働者の熱い連帯と友情の拍手をあびた。この集会でまかれた全国部落研連のピラは次のように言っている。

幾百年、部落民を差別の底に落としこみ犯罪人あつかいし何千もの鮮血によって地上を染めてきた国家権力を実力糾弾しなければならぬ。

「おごそかなる法」の番人であり、「公共」のための裁判所の、まさにその国家による犯罪の保証人たる犯罪的な本質を暴露し、その権威を地に落としこめ幻想を打ち

狭山差別裁判糾弾

東京高裁糾弾闘争

七〇・四、七

狭山差別裁判糾弾し高裁揺がす

闘う部落青年連絡会議

全国部落解放研究会連合

浦和地裁―東京高裁による狭山差別裁判の再開に対して、戦闘的な部落青年と全国部落研連は、徹底的な糾弾を爆発させた。

四月二十一日、二十三日の両日機動隊と警備員に厳重に守護された東京高裁は、狭山事件差別公判を、一挙に傍聴人を二十八名に減らし、一階から三階までの階段には、ぎっしりと官憲を配置し、出入口を完全に人垣でシヤットアウトしていた。傍聴人には一切のメ

モ、写真撮影を禁止し、一人一人を取り調べた。高裁周辺には機動隊員をうろつかせ、全く強硬な姿勢で、差別デッチあげ裁判を続行しようとしていた。二十一日には五十名、二十三日には百名によってわれわれは、この差別裁判を真向から糾弾して騒然たる行動をくり広げた。とりわけ解同代表団らの勢ぞろいする二十三日に集中したわれわれは、高裁構内に横断幕と黒地に赤の荊冠旗を掲げ、ピラまきと坐り込みにはいつて、開廷にそなえた。高裁の警備員や幹部職員らは、退去命令をくり返し、シユプレヒコール禁止をがなりたてていたが、開廷時刻一時になると、全国部落研連と解同代表団の「石川青年奪還」「差別裁判糾弾」の大合唱に撃退された。

日共系の「石川青年を守る会」と称する職業的同情主義者のグループ十人は、おびえたように官憲の陰にかくれ、こそこそと裁判の傍聴(傍観)に消えた。民青その他の融和主義「部落研」は誰一人も姿を見せなかった。

開廷されると同時に、直ちに高裁前で糾弾集会を開き、「狭山差別裁判実力糾弾」「浦和地裁占拠闘争勝利」をととなえ、日本帝国主義の差別同和政策を粉砕する立場で、この裁判闘争を、救おう運動ではなく、文字どおり糾弾闘争として発展させ、全国部落民の総決起による勝利を展望する前段階として四・二一、四・二三闘争を位置づけた。シユプレヒコールは、明確に差別公判の内部にも貫き、

差別社会という現実の中で、法的な救済措置もなく、逆に、収奪し抑圧し弾圧を加える権力に対して、われわれはもはや、暴力によって自己を守り人間奪還の闘いにまい進するものである。(「全国水平社の革命的暴力主義復活をここに宣す」)

(註) 狭山差別裁判 六三年五月狭山市の女子高校生中田善枝さんが誘かいされて、乱暴されたうえ殺され、身代金二十万円を家族が要求されたいわゆる「善枝ちゃん事件」の裁判。警察は犯人をとり逃がし、世論の非難に苦慮した末周辺部落青年を次々に逮捕し脅迫拷問を加え、その中の石川一雄君を「犯人」にでっちあげ、作られた自白書を強要した。警察署での毅然たる否認にもかかわらず、浦和地裁はかつてな「部落民像」をもとに断定六四年三月死刑の判決を下した。現在東京高裁で審理中である。

(前進四五九号より転載)

官憲のとりまく中を直ちに構内デモに移り、激しい抗議行動を断乎貫徹した。高裁正面玄関での再三にわたる坐り込み、ごぼうぬき弾圧をくり返した上、電撃的に機動隊を引っぱったまま法務省に坐り込み、高検、最高検内をデモリ司法権力機構の全般を糾弾し、再び高裁内集会を響かせた。

高裁正面での官憲との激しい闘争を眼の当りに見た解同青年部員らは、「あれは、総理府でわいらがやられたのと同じや」といった。われわれの闘争は、幾度も日比谷公園内に排除され、押し込められたが、閉廷四時半までくりかえし執拗に続けられ、夕暮野外音楽堂で総括集会を終った。

問題の法廷内は、われわれのシユプレヒコールの聞える中で、検事、判事は顔をこわばらせていたが、遂に「始めから審議をやり直す」といわざるをえず、裁判は正にふり出しに逆転した。デッチあげ「自白」のみに基いてフルスピードで終始したこれまでの裁判、何一つ事実調査らしきものもなく差別に満ちた兇悪な検事のいうままに動いていた裁判所は、やっとまともな仕事をやろうとし始めたのである。

だが、われわれは「公正な裁判」を要求しているのではない。

また、「司法権力の民主化」などを要求しているのではない。われわれは、石川君が叫んでいるように、無実だと知りながら死刑判決した権力機構をずたずたにし、担当官の「寝首をかき切つて」しまいたいのだ。

部落解放同盟は来る五月、全国研究集会のおり、同和事業特措法実現、狭山差別裁判取消し要求全国行進隊を出発させようとしている。

正にわれわれが期待した通りとなった。

われわれは、一九三三年、高松差別裁判糾弾の行進隊（権力によって妨害され制約された）を上回る大規模な行進隊の実現のために

またその内容を帝国主義を打倒する部落解放運動として実現するためにさらに困難な闘争をせねばならない。

関西の地に、われわれはさらに大量の部落青年の独自部隊の結集と独自の権力闘争をなしつつ、この解同のうち出すであろう全国行進隊を戦闘的に推進して、狭山差別裁判を撤回させ、犠牲者を奪還するだろう。そして、われわれの十一月―四月闘争を圧殺しようとする浦和地裁占拠大阪地裁公判を文字通り爆砕してわれわれの隊列を防衛し発展させねばならない。

四・二一―四・二三闘争は、沖繩奪還・日米共同声明粉砕の、四・二八闘争へのわれわれの呼応した闘いであつた。

（前進四八二号より転載）

全国部落研、東拘へデモ

狭山差別裁判糾弾

石川青年奪還へ

七月二十七日、全国から結集した全国部落解放研究会連合の代表八十名は、午前中法政大学で全国青年集会を開いた後、池袋の雑司が谷公園で、午後三時すぎから、狭山差別裁判徹底糾弾・部落解放・石川青年即時奪還集

会をもちとつた。

全学連の学生十名も午後から合流し、集会は、終始熱気のもつた闘いとして貫徹された。京都、大阪、広島、佐賀、和歌山、神戸高知、東京の闘う同志から、地方報告と、石川青年奪還にむけた決意表明がなされた。そのはじめにこの日、東京拘置所で不当にも七年もの長期勾留を強いられている石川青年と面会した京都の部落研の同志から、石川青年が長い勾留にもかかわらず元氣であるが、暗い拘置所の部屋の中では眼を悪くしているとの報告があり、管理部長と団交をしてきた闘争が報告された。

次々に起つて発言する部落研の代表からは各地でおこっている差別発言に対する糾弾闘争と、しかし解放運動はそれにとどまるものではなく、日本帝国主義の支配構造を根底から解体して、日本革命の完遂をめざして闘わなければならないことが強調され、日共、社民、日本のこえ等が、融和運動に墮落していることが徹底的に批判された。

広大の部落研からは、日共の差別映画『橋のない川』の上映を粉砕した報告があり、荊冠社の沢山さんから、部落解放・石川青年即時奪還の意味について提起がなされこの闘争の

呼びかけにもかかわらず参加しなかつた明治部落研の差別発言について徹底的に糾弾がなされた。

このあと全学連の代表からの連帯の挨拶と決意表明があり、権力の執拗な弾圧をはねのけ、果敢なデモが東京拘置所にむけて貫徹された。

（前進四九四号より転載）

七〇年六月十二日

革共同集会での挨拶(要旨)

全国部落解放研究会連合

沢山保太郎

現在、大阪矢田の日共教師による集团的差別事件にみられるように、日本共産党は部落民に対して「エタ狩り」ともいうべき歴史的な迫害を加えている。彼らは、戦闘的な部落民をつぎつぎと告訴して国家権力に売り渡している。この腐敗は日共の民族・民主路線の破産した姿を示している。またこの日共の姿は、社民的な融和主義・改良主義者の行くべき姿をもはつきり示している。

こうした既成左翼の社会排外主義的差別思想は帝国主義の危機の中ですます人民の中

にもちこまれようとしている。これに対してわれわれは、日帝を打倒し、階級的差別支配を根本から解体することなしには部落解放はありえないという立場で、あの全国水平社の暴力的大衆的武装をもつて敢然と立ちあがっている。この闘いの第一歩があつた十一月決戦に呼応した浦和地裁占拠闘争である。この十四―六日に部落解放同盟の全国行進隊が首都に参集する。この闘いを戦闘的に推進する中で七月に浦和地裁占拠闘争の公判を勝利的にうちぬき、七月下旬部落解放全国青年集会を圧倒的に成功させ、狭山差別裁判を糾弾し、粉砕する決意を固めたい。

（前進四八七号より転載）

七・四人民連帯集会 七〇・七

全国三百万部落民解放へ

狭山差別裁判を徹底糾弾

全国部落解放研究会連合に結集する闘う部落青年の主催、狭山差別裁判糾弾に連帯する会、浦和地裁占拠闘争支持共闘会議の協賛による「七・四部落解放ノ狭山差別裁判実力糾

弾ノ浦和地裁占拠闘争勝利ノ人民連帯集会」は、大阪森ノ宮の大阪市立労働会館において、全関西千六百余の圧倒的大衆的結集の下にかちとられた。集会は、終始壇上に坐り込んだ部落研連合と会場内外に熱気をこもらせ発言者と混然一体となった大衆の闘闘精神によって歴史的な成果をおさめた。

集会は、部落研連合による解放歌の歌唱指導の後、午後六時十五分、狭山差別裁判糾弾に連帯する会の司会によって始まった。司会者より本集会の意義として、①本集会には一人の青年の生命がかかっていること、②そしてそれは一人石川一雄青年のみならず、全国六千部落、三百万部落民全員の運命にかかわる問題であること、③帝国主義者によるこの差別分断支配を實力で徹底糾弾すべく闘われた昨年十一月の浦和地裁占拠闘争に断乎勝利することの三点が明確に訴えられた。

先ず最初に連帯の挨拶が、支持共闘会議に結集する諸党派の代表および華青團、隔週定時制粉砕を闘う泉州の若き女子労働者（メッセージ）より寄せられた。

続いて行なわれた土方鉄氏の記念講演は、狭山差別裁判を始めとする、警察、裁判所の差別性をあますところなく暴露し、官民合同

の同和政策の欺瞞性を断罪するものであった。昨年六月大阪府立豊中高校の差別教育徹底糾弾闘争以降、昨秋浦和地裁占拠闘争を勝利的に貫徹し部落解放運動の爆発的高揚をもちとってきた部落青年の闘いの報告と決意表明は、その苦闘の成果を結集した全ての闘う同志の熱狂的な拍手に迎えられた。大阪のA部落の青年、B部落の青年、四国C部落の青年、最後に京都出身の全国部落研連議長と続く報告は、現在、部落解放運動に果食う融和主義者を徹底的に粉砕し、日共民青部落研の同情的な恩恵的なものを断乎排し戦い抜く決意を表明し、戦闘的な部落解放運動の推進を日本帝国主義打倒に向う全人民の戦いの有機的統一の下に「部落解放・日帝打倒」を高々と掲げて進む水路を宣したものであった。

本集会の最後を飾る全国部落研連合代表による基調報告は、会場を圧する拍手と「異議なし」の声の中で始められた。部落解放運動五十年の歴史を今こそ革命的に転換するとの絶叫は全ての大衆の胸に迫った。日本帝国主義がアジア侵略を公然と宣言し、革命的左翼の闘いが十一月決戦勝利から六月決戦を打ち抜く中で、部落の絶対解放もその様な内乱

革命の死闘を闘い抜く以外になく、差別排外主義思想を利用して人民に屈服を迫ってくる今日の日本帝国主義の構造そのものへ肉迫する戦いが最も重要であり、左翼と称する内部にも日帝への屈服の傾向が見られることが指摘された。水平社運動の権力に向かう純潔の思想と英雄的な戦いの伝統を、浦和地裁占拠闘争大阪公判より七月二十六―二十七日の部落解放全国青年集会に向けて闘い、全国六千部落、三百万の部落大衆の先頭で前進することが力強く宣言された。

今日、日本共産党による、「矢田教育差別事件」にみられるような解放同盟「解放運動に対する敵対差別キャンペーン、暴力団呼ばわりは、最早、彼らが打倒対象以外の何物でもないことを明らかにしている。また反帝闘争を闘っていることが部落解放運動をやっていることになると語る一部新左翼の醜態をも徹底的に糾弾しつくさなければならぬ。全国三百万の部落大衆の命と日本プロレタリアートの命を防衛し、部落大衆が「非人」人間への回帰をかけた向自的な戦いの質そのものを、帝国主義者を殺し去る戦いの中に結集し獲得して行かねばならない。日本革命―世界革命の拠点として、全国六千力所のとりでが設置

されているのだ。基調報告はかく結ばれた。

解放歌、インターナショナル斉唱をもって会場外にも溢れ出た圧倒的結集によるこの日の歴史的集会は、三時間余にわたるその幕を閉じた。なお、本集会には、全国全共闘連合全学連金山委員長、関西反戦統一被告団団長沢貞安氏から激電、メッセージが寄せられた。

七・四人民連帯集會によせられた ・十一月闘争 関西統一被告団 沢貞安氏からのメッセージ

兄弟達よ

闘う貴方がたに

関西反戦統一被告団三三名のプロレタリアは固い連帯の挨拶を送ります。

われわれの住むこの監獄の一角に石川青年は苦伏十年

怨嗟満腔に闘い続けているわれら石川青年の限らない怒りと絶望を

ともにする

そして石川青年の不屈の人間精神に

強く鼓舞される

帝国主義支配秩序の尖兵たる

法衣をまとった悪魔たる

司法権力への憎悪と復讐をともに固く誓う

荊冠旗高らかに

全国水平社の革命的復活を誓い

闘う

友よ

われらは諸君達に限りなく期待する

友よ

われら反戦派労働者に期待せよ

友よ

諸君達の幾百年の怨念を

日本の山々から

野から都（まち）から村から

呼び覚ませ

そして日本帝国主義の心臓へ

必殺の一撃を

兄弟達よ

諸君達の革命的アピールに

反戦派労働者はきつと応えるであろう

われらの血潮で応えることを固く誓う

法務省を解体せよ

日本帝国主義に死を

一切の差別と抑圧をなくし

輝かしい人間解放の

その日まで

友よ

固く団結して闘おう

われらは

十一月決戦の切りひらいた

日本階級闘争の新地平にしっかりと

打ち樹（た）てられた

闘う人民共通の軍旗を

陣地を死守すべく

非妥協的に泥沼をはいまわり

統一公判実現のため、闘う

五人の戦闘的な兄弟達よ

そして、後に続かんとする幾百万の人々よ

ともに荒々しく闘おう

ともに進軍しよう

日本帝国主義打倒

七月四日 東京拘置所にて

沢 貞 安

（神戸反戦・十一月闘争関西反戦統一被告団団長）

（前進四九一号より転載）

第四部 資料

- 水平宣言
- 部落解放同盟要求綱領
- 部落解放同盟全国大会決議
- 全学連第28回大会議案

「橋のない川」

上映糾弾闘争

一九七〇・十一

奈良で上映運動を糾弾

解放同盟・全国部落研先頭に決起

十月二十二、二十三日、二日間にわたって日本共産党が差別映画『橋のない川第一部』を部落解放同盟の糾弾を無視し、奈良文化会館で強行上映しようとしたことに對して、部落解放同盟、全国部落研連、奈良北和反戦、反戦高協を先頭に、果敢な糾弾闘争が闘われた。二十二日、一時、文化会館前広場に結集した部落民衆、反戦高校生五十名は、決起集会において、映画『橋のない川第二部』の差別性と、日共の部落分裂策動の反動性を集まってくる市民に暴露し、集会后糾弾デモを開始した。この闘いに恐怖した日共は、鉄パイプ、角材で事前に武装し、デモ隊に向って襲いかかり、十数名に重軽傷を与えるという決定的な犯罪行為を行った。しかし、部落民衆反戦はこの暴挙に屈せず、日共の襲撃をはね

かえし、糾弾闘争を徹底して行ない、文化会館全体を揺がす大闘争として展開した。

この闘争の爆発により、部落敵対行動を暴露されることを恐れた日共は、なんとしても上映を強行しようと、部落民衆と反戦を排除するため、会館内からの退去命令を出し、機動隊の出動を要請し、テロ・リンチでもって強制退去を行った。しかし部落民衆と反戦は機動隊の暴力に一歩も屈せず、闘いの爆発によって集まってきた一千名の市民と合流し、六時間にわたって糾弾闘争を貫徹した。

二十三日、前日の糾弾闘争の爆発により、『橋のない川第二部』の差別的本質と、日本共産党の犯罪的な部落差別敵対、さらに国家権力の暴力弾圧が明らかに、二日目の闘いが、部落民衆の一層の決起と、労働者学生高校生の結集が避けられないと見た日共と国家権力は、糾弾集会の弾圧を謀ってきた。集会が始まろうとする三十分前午後五時、文化会館全域を、デモ、集会の禁止、さらに「部落の人間の立入り禁止」と、解放同盟を差別排除する仮処分を裁判所に申請したのである。

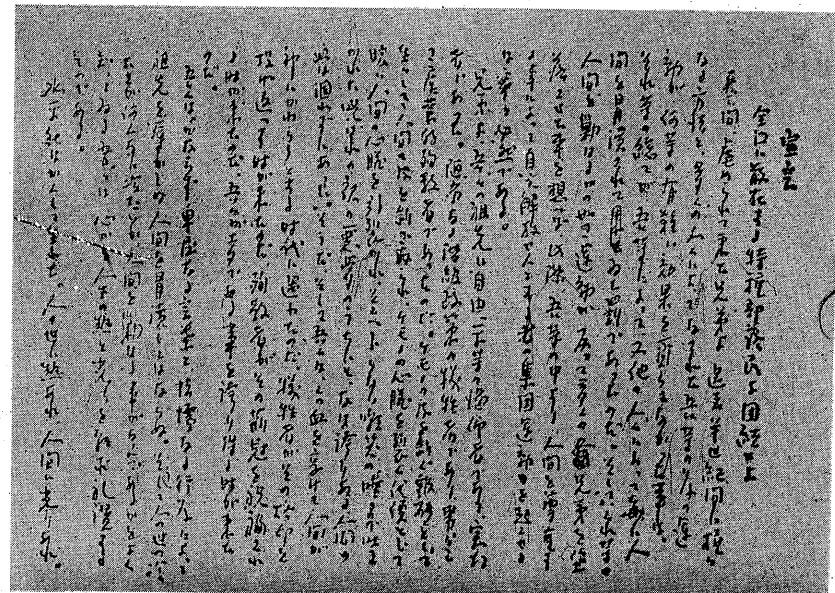
しかし、この日さらに結集してきた部落民衆と反戦、そして解放同盟大阪府連、京都府

連の三百名は、文化会館横の県庁において徹底した糾弾集会を三時間にわたって貫徹した。この二日間の糾弾闘争において、北和反戦、反戦高協は、終始、解放同盟、全国部落研連と固く連帯し、日共と国家権力の部落差別糾弾に決起したことの意義は大きい。反戦と高校生は一切の差別を許さず、部落民衆と共に入管、部落解放闘争を闘い抜こうとしている。

(前進五一〇号より転載)



「橋のない川」糾弾闘争 (70.11.4)



水平社宣言 1922(大正11)年3月3日、
全国水平社が創立され、人の世に熱あれ、
人間に光あれ、の叫びは全国の部落大衆へ
燎原の火の如く伝わった。これはそのときの
宣言文。筆者は西光万吉(さいこうまんきち)。

宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。
長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勤めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。
兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあらうのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。
吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大會

(水平社パンフレット「よき日の為に」より)

部落解放同盟要求綱領

第十五回大会一九六〇年 決定

要求と活動の規準

一、生活の向上と環境改善、社会保障獲得のために

- 1、診療所、トラコーマ治療所など無料診療施設の設置、増設、拡充
- 2、国民健康保険制度の徹底と保険料金の減免
- 3、徹底した社会保障制度の即時実施による最低生活の保障
- 4、生活保護法の適用拡大と扶助基準額の大幅引上げ
- 5、公民館、隣保館、保育所、乳児院などの設置、拡充、増設
- 6、共同浴場、公益質屋、共同作業場などの設置
- 7、地区整理法、不良住宅改良法の適用による道路、住宅、上下水道などの改善
- 8、公設の低家賃住宅の新設と増設
- 9、河川、堤防、防波堤、橋などの改修・新設による災害の防止

二、部落解放の教育と文化確立のために

- 1、義務教育費国庫負担の完全実施
- 2、一切の教育費の父兄負担反対
- 3、貧困家庭児童の給食費、教科書・参考書・学用品代・修学旅行費などの全額支給
- 4、学区内に部落を有する小・中学校の教育条件の改善と教師の待遇改善
- 5、児童福祉法の徹底実施による養護児童の完全就学
- 6、民主教育の徹底、教職員組合との提携強化
- 7、差別的教育行政反対、PTAの民主化
- 8、差別を助長する反動的道德教育、軍国主義的・国家主義的教育反対
- 9、差別を助長するマスコミ反対、差別的な出版物、映画、演劇などの一掃
- 10、学校における差別撤廃、教育の機会均等の獲得
- 11、民主的・進歩的な教育活動と文化活動の擁護

四、平和と独立と民主主義のために

- 1、人権尊重の徹底と人格平等の確立
- 2、家族制度、社会慣習などによる一切の抑圧と隷属化反対
- 3、差別的な行政反対、部落問題解決のため

部落解放同盟第二五回

全国大会決議 一九七〇・三

狭山差別裁判糾弾闘争を勝利させ無実の石川青年をわれらの手に即時釋放する決議
われらの兄弟石川青年は、部落なるがゆえ

- 10、東西本願寺その他の教団による寄付強要反対
- 11、一切の共有権、入会権などにおける差別撤廃
- 12、土地、家屋などの売買、貸借における差別撤廃、居住移転の自由獲得
- 13、就職における差別撤廃、就労の機会均等の獲得
- 14、社交、婚姻など社会生活における一切の差別撤廃

二、土地と仕事と産業振興のために

- 1、農地解放の徹底の実施、貧農への土地の分配
- 2、山林、原野、池沼などを含む土地所有制の改革
- 3、土地取上げ、小作料の値上げ反対
- 4、小土地所有に對する課税の減免
- 5、零細過小農経営の切捨政策反対
- 6、国費による未墾地の開拓と貧農への分配
- 7、土地改良、農業技術、農業経営の改善のための援助
- 8、農業協同組合の徹底的民主化
- 9、零細漁業の保護、漁場の半封建的制限の撤廃
- 10、沿岸小型漁船、漁網、漁果など漁業設備

の民主的行政の徹底

- 4、反動的な融和、改善主義反対、融和団体に對する行政的援助反対
- 5、性別、年齢、家柄などによる差別待遇反対
- 6、天皇、皇族など一切の貴族の特権の完全な廃止
- 7、日本国憲法の民主的平和的精神の擁護・憲法改悪反対
- 8、人権、民族、宗教の違いによる差別反対
- 9、世界恒久平和の確立、軍備の完全撤廃、日本の再軍備反対
- 10、日米安全保障条約および行政協定の廃棄
- 11、原水爆の製造、貯蔵、実験の禁止
- 12、一切の外国軍事基地の撤廃
- 13、平和と独立と民主主義のための統一戦線の強化

- 11、網元、問屋などの半封建的な搾取と隷属化反対
- 12、職業訓練所の増設、拡充による職業輔導の徹底
- 13、青少年の就職斡旋と近代的経営への就職の保障
- 14、国の失業対策の強化徹底、失業者登録制限の撤廃
- 15、失対賃金の値上げと完全就労の実施
- 16、府県、市町村による農村失業対策の徹底実施
- 17、生活資金の原則にもとづく最低賃金制の確立
- 18、労働法規の完全実施、半封建的な雇傭関係の徹底的廃止
- 19、中小企業、零細自営企業の保護
- 20、協同組合、企業組合などの組織による中小企業の協同化促進
- 21、低利資金の融資増大と貸付条件の緩和、高利金融の一掃
- 22、差別課税反対、税金の適正化
- 23、低所得者に対する税金の減免と滞納税金の免除

の差別的偏見と予断によって不当に逮捕され差別裁判によって、いまなお獄舎につながれている。

石川青年は、いわゆる狭山事件といわれる高校生殺しの容疑で不当逮捕され、一番の浦和地裁における差別裁判によって、死刑の判決を受け、現在東京高裁で審議されているものである。

この事件は、当時（昭和三十八年五月）警察が真犯人をとりがすというその無能ぶりをおおいかくすために、世論の手まえ犯人を仕たてる必要にせまられ、そのために部落青年が、権力のいけにえにされたのである。それから七カ年近く、関東ブロックを中心とする部落解放同盟の力と、石川青年の主體的なたたかいによって、つぎつぎと真実が明らかにされてきた。権力による、部落に對する差別的偏見と予断によって、不当逮捕とデッチあげた証拠と連日のごう間によって、無実の部落青年を死刑におとし入れようとしているのである。

われわれは、部落の青年が、差別によって不当に逮捕され、全くのでつちあげと強要によって無実の罪におとし入れられ、あまつさえ死刑というもつとも極悪な極刑に処せられ

ようとするこの事実を、ぜったいに見すごすことはできない。昨年の全国大会でも即時釈放を要求する特別決議をおこない、この一年たたかってきた。しかしいままなお石川青年をわれらの手に奪還することができていないというきびしい事実の上になつて、その勝利に向つて、われらのもてるすべての力を結集しなければならぬ。

われわれは、全国水平社以来、差別糾弾闘争のかがやかしい伝統をもっている。とくに昭和八年、ファシズムのあれくるうなかで、高松差別裁判糾弾闘争に勝利したかがやかしい歴史をもっている。いまこそわれわれは、このたたかひの伝統を生かし、われらの兄弟石川青年を、自らの手に即時奪還するたたかひを、全組織をあげてたたかひぬこう。

一九七〇年三月三日

部落解放同盟第二五回全国大会

全学連第二八回定期大会 議案（抜粋）一九七〇・七

部落民と連帯し、部落解放・日帝
打倒を共にたたかひとれ！

十一月決戦のなかで、狭山差別裁判実力糾弾、石川青年奪還をかけて、浦和地裁占拠闘争が全国部落研の英雄的同志によつて闘いぬかれた。このことは反戦自衛隊小西三曹の階級闘争場裡への登場（自衛隊の革命的解体と人民の武装の闘いの課題）とあい並んで、七〇年代内乱的死闘の時代の階級闘争の決定的要素としてわれわれの前に部落問題―部落解放・日帝打倒の闘いの課題をつきつけ、これに全面的に応えることぬきには日本革命の勝利はありえないことを鮮明にさせたのである。

日本帝国主義は明治四年の「えた解放令」にも拘らず、明治五年の「壬申戸籍」によつて部落民の差別的地位を確立し、以来①部落民への偏見に基いて部落民を凶悪犯人にでっち上げたり②部落民であることを隠してきたことをもつて犯罪となす（結婚差別）③差別に對する糾弾の闘いを「脅迫」「暴行」事件として不当に弾圧するという形で司法権力を加担者とする差別抑圧政策を、そしてその裏返しとしての融和主義というアメとムチの政策を部落民に加えてきた。

大正七年の米騒動を決定的契機に、大正十二年全国水平社を創立した。その徹底的な闘いは権力をして左翼三団体の一つに認定させ

大陰謀・大弾圧を加えた。一方、日共は部落問題を二段階戦略の下に闘いを歪曲し圧殺していった。帝国主義段階において支配階級は前資本主義的制度・様式を積極的に残存させて帝制主義の支配を貫徹するものであるが部落問題はその基軸である。部落民に対する差別と抑圧、弾圧と融和政策によつて差別意識をあり、支配の危機からの脱出口として闘いの核として政治過程に登場し、労働者階級との階級的結合をもちとることに何よりも恐怖しているのである。

われわれにとつては、三百万部落民との階級的結合をかちとれるか否かは、帝国主義者の民族排外主義攻撃を粉碎し、侵略との闘いに勝利するカギを握る在日被抑圧人民との歴史的結合と並ぶすぐれて七〇年代的課題であることを確認しなければならぬ。

自己解放の闘いを暴力的な闘いとして貫徹し、日共スターリン主義者の反革命的な襲撃に打ち勝つて前進する部落民・全国部落研の闘いと固く連帯し、部落解放・日帝打倒の闘いを共同の闘いとして爆発させていく責務をはつきりと確認しなければならぬ。

あとがき

★……町に出た時、ネオンの色がきれいだった。店の果物一つひとつが美しかった。すべて生きていた。

夕食にと食べた中華そばのおいしかったこと。生きて素晴らしいなんて思いません。どうしようもない所まで追いつめられた私、死ぬことも出来ない私が哀れです。

私自身が弱かったのです。だれの責任でもありません。私自身が悪いのです。笑つて下さい。失敗しました。

再びやり直します。色々と心配かけましたね。ごめんなさい。二度と私のような子ができないよう努力して下さい。泣いても泣ききれない自分。どうすることもできない私。この世に妥協します。自分自身を偽り生きます。生きる目的を失った人形。人形なら感情をもちません。私は人形になりたい。

十二月十二日、差別に苦悩し告発し自殺した広島三次高円場美恵さんのM君への手紙。

★この女子高生校生の告発に、われわれは、いかに応えるのか。「この世に妥協し、自分自身を偽る」ことは「死」を意味している部落民の立場。うずまく差別に悲憤し苦悩し、しかしながら人間の怒りと不屈の精神で自己解放の闘いを闘い抜いている部落民。その存在に人間の痛みをもつてうけとめえぬ感性の腐敗。全学連第二九回大会は、このような全学連の差別者としての醜態な姿をあらわした。いかにしてこのような腐敗した感性を粉碎するのか。一切の出発は、ここにあると言わねばなりません。

★ゆえに、この「部落解放のために」は、まづもつて第二十九回全学連大会で、自らの差別者として醜態な姿を暴露した全学連の自己切開の記録であり、自己反省の結果であり、全国の部落の皆さんに対する自己批判としてあります。

★さらに問題の所在を明確にし、部落解放運動を主体的に組織的実践的に担うための論文・闘いの記録・資料を、全国部落研連合の指導により掲載しました。全学連のすべての学友が、部落解放の問題を

自己の課題としてうけとめ、自己反省・点検し、闘いの中に貫徹して内在化し階級的自覚し部落解放闘争の推進のために、この小冊子を徹底的に学習することを訴えます。中央執行委員会は、その最先頭に立つ決意です。

★全国のすべての民衆に発せられた部落解放の全国水平社の水平宣言と、部落解放同盟の決議と要求綱領を重要な歴史的な資料として掲載しました。さらに水平社・解放同盟の多くの資料とともに、ここから学んでいこうと思ひます。（全学連中央書記局）

部落解放のために

発行日／一九七一年二月一〇日

編集・発行／全学連中央書記局

定価／二五〇円（二五〇円）

荊冠

1・2合併号

定価300円

日本帝国主義と部落解放

日本帝国主義と七〇年代部落解放

闘争の革命的展望

封建制下の部落と抵抗

大阪府立豊中高校差別事件糾弾

特集・狭山差別裁判糾弾闘争

獄中からAさんへの便り／狭山差別裁判糾弾闘争経過／東京拘置所長への糾弾状／起訴状／狭山差別裁判実力糾弾の道／獄中から訴える・他

【資料】 水平宣言 第二回水平社大会アピール

全国水平社青年同盟「趣旨」部落解放同盟綱領
編集・荊冠編集委員会 発行・荊冠社

全国部落解放研究会連合機関紙

闘う部落研

20号発売中

荊の道 / 杉進也

資料／部落解放運動における青年の任務
部落解放詩集

荊冠社・大阪府寝屋川市寝屋川郵便局私書箱27号